

四海の生靈を亡さん事尤口あしきとあらずやよしや本朝の爲に秀吉がためを顧みず我後の天下の事内府に任せんと思ひ定たりされば此人昔の今川義元が舊好を思ひて氏眞を養ひて扶助し又織田殿のゆかりを忘れ兼て信雄を援けて秀吉と戦ふ是皆信を守り義を重んずるが故に此年月秀吉も親しくかたらし置し事あればさりとて情なくつふるまひて汝等我家の絶えらん様思ひ相構へて此人に能従ひ秀頼が事悪しくあむればぬ様はうるべしとらば我家の絶えらん事もありぬべし努く此事忘るべからずと懇に遺言せらるる(昔さる人此事評してやけるの秀吉かゝる一大事を大老五奉行等にや置くべきを當時其勢もなき片桐小出兩人へのみや置れ身終りし後果して奉行等神君を失ひまいらせんとして其家國終に失ひしといどわやしき事其家人等舊君の最後の事までかく明らかにせしめたりと我家の爲をすて本朝のためを思召れしといひん爲殿たる説こといへり某が思ふに秀吉詐謀を専とする人あれは此兩人よかく遺言して秀吉が本心のかく正直こといひせんための謀にて本意にのあらず故に四老五奉行などにのやあられざりし成るべし)大関其後又神君と前田利家とを招き我天下の兵權を内府に譲らんとすれども再三の固辭もたしがたく幼年の秀頼へゆ

づりわたしゆによつて五大老五奉行の職を定め置といへども文武兼備の英雄世を鎮め衆を安んずべき人の内府の外にあらず故に内府の五大老の上首に有て秀頼の後見として専ら天下の政務を沙汰せられ利家の秀頼が備役として大坂城に有て幼児を保護し號令を施すべし朝鮮の戦ひ最中十餘万の軍勢全く歸帆させん事を思へば我が死する時の先隱密にし秀吉が下知と稱して淺野石田兩人を渡海させ軍勢を引とらしむべしとかりといへども此節朝鮮の形勢も計りがたし若引取かねる旨注進わらば内府か利家一人彼地へ渡海せられ大明の奴原切崩し一手際示し夫をしほに在陣の諸軍を引取らせらるべきに利家は一向秀頼が生立のほど頼むぞ大納言々々と宣ひて落涙し給へば神君も利家も共に涙に咽て其座を立給ひしが神君は利家に向はせられ殿下には若君の事のみ心にかへらせ給ふと見へたり其許我等一筆しるし御目にかくべしと仰ければ利家も御尤の思召にゆとて今日仰聞られし趣委細承知との御文段にて神君利家神文をきされ進せられければ太閤病中御覽じて世に嬉しげに涙流してよろこび給ひしとぞ(天元實記基業藩譜編年)

校三河後風土記卷第二十終

正校 三河後風土記卷第卅一

秀吉公大漸付石田評論の事

前關白從一位太政大臣豐臣秀吉公此日頃のあやみ八月に成りていと重くおはしますとて世  
中貴賤さはさまとふ殿下も今はかきりと思ひ定め給ひしか十八日の朝にもありぬれば例の  
石田増田長東大谷淺野等の奉行を召て今は何事も甲斐なし我命今日を過すまじう思はるゝ  
兼てや残す如く我死せば神どわがめていつき祭るべしされと思ふ所あれば深く我死を秘し  
て沙汰すべからず汝等は我腹心の者なれば秀頼を生立て我代を嗣せんと思ひ忘るなど返々  
聞へ給ひしが終に臥待の月を待わへすうせ給ひぬこの殿下雄容大度古今にすぐれ其武威三  
轉大明迄もふるひ勵し給ひしが天敷漸く盡て壽齡こゝに究れば冥土黄泉の旅路には供奉す  
る者もなく獨來て獨歸る生死の道こそ哀みれ政所はさらにもいはず泥殿三條殿松丸どのを  
はじめ後の世には同じ道の座を分んと年頃契りかはし給へる方々同じ道にとふし沈み生者  
必滅會者定離の理もあはされず殿の中にさふらふ女房達有限り思ひしつめん方もなく聲を  
あげて泣きけお理り過てぬあしき有様なり男方はさすがに御遺言違はじとこの夜中御遺骸

を取らざりて人知れず東山に非り参らす其時の供奉は前田徳善院一人(其業には長東政家)兼てより恩遇深く蒙りし高野山奥山上人のみ付添て後のわざとも執行ひしとぞ(天元實記)殿下壽齡六十三にいたり給ひけるいまだ極老といふにもあつて六歳の秀頼を心もとなく見置給ひける心中いかばかりなりけん石田三成はかゝるさはがしき中にも増田長東とを閑所に招き殿下の棄去をいうに隠すとするとも近日にの世に其隠れあるべうらすつらく世上を見るに幼君秀頼卿一統の御代とせんには内府をかゝる事尤然るべうらす然るに内府と利家と其中修和して見ゆるに此兩將の常時諸侯の魁首冠冕なり此兩將一味して旗を揚るに及ばず天下の大小名は皆其旗下に屬すべし是をせん事いふといふ増田聞て今天下諸大名英雄豪傑を論ぜんに心憎き人内府に限るべうらす北國に前田大納言利家父子奥州に上杉伊達羽州に最上中國に毛利宇喜多筑前に金吾薩州に嶋津尾州に岐阜中納言常州に佐竹等みな歴々の大名なれば幼君の御爲に是輩心もとなきにわらずといひ難しと答ふ三成其段の貴殿少しも心を勞し給ふべうらす毛利輝元は七州を領し天下無雙の大身といへども暗弱にして詔諛を喜び祖父元就といへどもつうは愚將之其養子秀元頗る義勇ありといへども輝

元設依の臣をのみ信用すれば秀元少計を用る事有べうらす宇喜多金吾の兩將の驕逸にして士民を苦しめ慈仁の政を行はねば士民常に上を怨望して大事の用に立つ者なし岐阜秀信は法親にて淫酒に耽り讒臣を信用して士民を愛せず國中年々疲弊すといへども是を思ふる心もなし上杉最上嶋津伊達佐竹等の何れも其身智謀武略も有さず小器よして天下を統御せんの大志のなく利家父子も智略武勇の兼備たれども時勢につきて身を立家を全くせんといはうら工夫して膽の小き輩之昔志津が嶽の一戦利家父子もとより柴田が無二の一味ありしが秀吉公の勝軍と見て忽に勝家を離れ秀吉公の一味とありて今高位大祿を得たり此人よの心ぬに三成篤と見透したれば恐るべきにわらず只心憎きの江戸内府一人仁よく衆をあづけ思廣く民を恵む其上殿下も常々感じ給ふ程の軍慮の智識殿下さへ妹君を参らせ大政所を實とし漸々味方に引付給ひし英武の名將當時豊臣家に代りて四海を掌握せんは此人あらんと思へば甚氣遣なりといふ増田聞て然らば先内府と利家の中を離間し兩家を不和にして其後種々の虚説妄説を風聞させば老人の利家必憤りて歸國すべし其時利家謀叛すと讒言し内府を征伐の大將とせし加州へ進發せしめ内々利家への内府の事を説き諸大名一致して前後よ

りさしはさみ討亡す計畧にすべしといふ石田長東も此計こそ奇々妙々然らば秀頼卿の御代に磐石我々の關八州配分して富貴榮華を極る天の時節到來と悦びいさむ評席へ徳善院と大野修理亮治長何氣あくるを呼寄せ我々幼君の御爲心を碎き評議かくの如く各にも無二の味方忠義を致さるべしと始終のむらまじ語るをきひて徳善院各殿下の恩を思ひ幼君のため忠義を致さんとの志感するに餘りあり然れども先々心としごめ給へ内府の古今に秀じ名將其上日本第一の大名之各我等が分際にていり程矢猛に思ふとも強弱遙に隔り衆寡敵せず蟻螂が并ども力を以て敵せん事叶ひがたく木によつて魚を求るたどへの如く心力を盡して後の災の忽幼君の御身の上危難の及ぶ所ありも此忠義を全く行いんに計畧を以すべし力を以てすべからず其計畧といふり各我等今内府と不和の跡あらんに此計略行へるべからず我思案に二三成の今日より内府に追従阿諛を専らとし長盛の利家に媚らぬれり治長我にも兩家へ縁をもとめむつまじく昵みて内府常々邪曲にして政道愛憎を専らして正りらず其上幼君を蔑如し孤兒寡婦を欺て天下を奪ふ志ありと世上は風説させ殿下思願の諸大名に内府を怨み憤を含めしめ其上にて臨機應變の計策をなせば然るべしとすけるに

石田増田長東大野等大に或じ法印老練の籌策を聞ざる時は我等殆ど大事を誤るべし此上は法印が計に従ふべしとざるにても淺野と大谷の兩人は常々内府と懸念されば此事少しも泄すべからずと各々うちつき合せて退出す

○三成密使付諸將別黨の事

翌十九日石田三成は淺野長政に殿下薨去の事は御遺言により世上に秘すべきなりよつて貴殿は今朝殿下の仰なりとて淀鯉一頭と宇治の白茶一袋を内府へ遣はし手紙には今日はらしか御快白粥少々召上られしかば御心安く思はれよと申參らせられよといふ長政聞て内府は當時秀頼公の御後見天下政務を預かる御方を欺き昨夜御他界ありしを左様の儀にては後日の災あらんとす三成聞て夫も尤にはいへども當分御他界を秘する一の手段是非左様にと申により長政其通りに致しければ神君其御體並御機嫌伺として御父子御同道伏見の城へ參らせ給はんと道と急がせ給ふ御途中にて何者か馬より飛下り御道脇は下座する者有り御興より見給へば石田が家人八十島(助左衛門後に道與齋)といふ者之來て御見知りの者されば御詞をかけ給ひしに八十島刀を取て從者にもたせ御奥近く進みまは治部少輔使者に罷越

御直に上度よしければ御興をとりめられ御供人をも遠く退け給ひ八十島に脇差をも  
 置き取て御興近く進寄りて殿下には昨日薨去まじくい當分堅く隠密にすべしと御遺言に  
 まかせ移しし事にいへば内府様には御風氣のよし仰立られ御登城御延引然るべくい様にど  
 ナ上いへと治部少輔口上や付とや上げれば委細御心得あらせらるゝ旨御答有て御父子早々  
 御館へ歸らせ給ひ井伊直政を召て三成途中迄かゝる密事を告越ぬ日頃懇意よする淺野長政  
 は今朝遺言をすこして我を欺き不和なる石田は俄に懇意ふりしてかゝる密事を告知らしむ  
 當時の世体人情いぶかしき事のみあり汝等油断せず家中下々迄心を付よしかし秀吉公薨去  
 を泄すべからず此方家中より泄れたりと世上に沙汰ありては以の外後難あるべしと仰付ら  
 れ中納言殿とひそかにかたらはせ給ひしが中納言殿は俄に晝より伏見を御立ありて江戸へ  
 還らせ給ふ御父子御一所にわたらせられんは謀淺きに似たり依て東西へ引別れ世の動靜  
 をはからはせ給ふやらんと御家人等内々評しけれども其深慮の程は誰知る者もなし是中納  
 言殿には最先より御歸國の筈なりしが太閤御不例重きより御延引ありてけふ迄は伏見の  
 館におはしけるこ(村井が覺書には利家の方へも石田密使にて秀吉の訃音をすて見ゆ)大谷

淺野は常々御懇に御館へ出入せしかば神君その外御親睦の人なりと御家人皆思ひけれども  
 大谷はへつらひを巧にすれば内心計り難しとて御心をゆるされず淺野は諸事に御懇のよふ  
 よ見へしかば三成等離間の計にてかゝる事共はわりしなりされども其底意は夙御明察あり  
 長政もどより合點すれば互に此後は御疎意にあし給ひぬ大奥にては尼香齋主常に神君御父  
 子の御用を厚くつとめける故三成等香齋主を忌んで害心を狭みける中納言殿別て此尼を憐  
 み給ひ江戸に召て養はれ其子川副六兵衛御家人よ召出され尼は終身懇にもてあさせ給へ  
 り(岩淵夜話)扱も隠たるより顯はるゝはあし太閤薨去の事隠すとすれと自づからもれ聞へ  
 今は世上誰知らざる者もなく人情恟々として世を危く思ひ湖水を踏が如く諸大小名今日は  
 身の難に及ぶか明日は世の災生するりと堅唾を飲てぞ居たりける神君と利家の相並んで世  
 のおもしと成りてまじませば諸大名思ひくゝに兩家の縁をもとめ阿諛して其權勢を慕ひ集  
 る輩雙方朋黨をわから互に威權をあらそひたり利家が方へ親しみ朝昏拜趨する輩の黒田如  
 水同甲斐守藤堂佐渡守高虎細川越中守忠興峰須賀阿波守家政淺野左京大夫幸長徳川家へ日  
 夜伺候して奉公ぶりをあらはす輩の福島左衛門大夫政則池田三左衛門輝政伊達左京大夫政

宗最上出羽守義光浦生藤三郎秀行森右近大夫忠政富田信濃守忠氏堀左衛門督秀治京極宰相  
 高次古田兵部少輔重勝大村新八郎嘉前其外中村式部少輔一氏大谷刑部少輔吉繼等の日頃より御懇遇を蒙る徒に其以下小名の旗本土等の枚擧追おらず又毛利輝元宇喜多秀家上杉景勝佐竹右京大夫義宣岩城忠次郎貞隆相馬長門守義胤等の無二の石田が與黨にて日三三成に奉會す加藤主計頭清正小西攝津守行長加藤左馬助嘉明嶋津兵庫頭義弘立花左近將監宗茂鍋嶋加賀守直茂其子信濃守勝茂等のみまだ朝鮮在陣の事なればいつ方へ荷擔すべきとの分ち難し世上に此人といつり相集て兵革近く起らんと安き心はなうりけり

三成倨傲付諸家神替の事

石田三成は前田德善院が諫に従ひ其後の種々神君に阿諛佞媚して御心にかきはんとするといへども神君兼て彼者奸邪の小人たる事知し召せば御心をゆるし給はず御信用のさまにも見みされば三成もて餘しかくして此計行われず心力を盡しても陰なく此後の我身尊大に振まひ大老の威をとりひしぎ我權威をみづうらどり諸大名を威服せしむべしと其後の自身尊大倨傲の舉動して驕奢の跡を顯しぬ今年九月秀頼卿いまだ伏見にましくければ諸大名

名重陽の拜賀にもふのぼる三成今日は風氣なりとて早く退出せし所途中にて神君へ行會よりからせ十歩計りの内にて乗物より下り綿帽子を左の手に持折節小雨降ければ長柄の傘さしおけさせ種木杖をつき平足駄をはきあから一揖して行過たり其跡日頃に通過し無禮といふもあまりあり凡此時の大小名途中にて神君に行逢ひ参らすれば腰を曲め手を束ね敬屈せずといふ物あり然るに三成が今日の無禮物に狂ふか胸中に一物あるかと見る者毎に不審をいだかざるはあし三成宿所へ歸れば出仕の大小名退出の道すがら三成が宅へ立よる者もあまたあり三成風氣なれば御ゆるし有べしとて廣袖の大夜着を着し綿帽子もとらずして對面もければ諸大名前代未聞の無禮かなと牙を噛んで立歸り諸大名奉會し殿下棄去の間もあく三成成願者増長したる無禮の舉動是を捨て置ての秀頼卿の御爲然るべからずと一同に評決して徳川家へ参り早く三成を戒め給はずば天下大亂の基ひたるべしと申上る神君聞召各秀頼卿の御爲を思はれぬる不道の者を戒むべきよし御申の條は尤にひしかし太閤棄去いまだ一周忌も済まざるにはや世上騒動せん事然るべからず今朝鮮在陣の軍勢も引取事心元なきに都の中動亂引起さんば秀頼卿御爲にもよろしからず今とはらく時節を待給ふべしと重て篤と

勘考して是より沙汰すべしとて諸大名をば歸し給ひ本多佐渡守正信を召て此事いかいど計らばせ給ふ正信眼を遮ぎ沈思しやけるは三成が諸大名へ無禮の舉動して其身權を付て諸大名を威服しおのれ本意を達せんとの巧ど見へば衆怨み群猜み三成に背く者多く成べき道理之我君御威光を妬み妨せん計る者は三成之三成に背く者多く成る時の當來へおつき来る者の彌多く成事眼前之三成自業自滅兩三年にの過べうらず然れども三成に親睦の歴し毛利宇喜多上杉佐竹嶋津鍋嶋等を始めあまたいへば容易よ手をつければ天下騒亂に及ぶべくたれ其儘捨置て此上にも石田の思ふまゝに驕奢無禮を行はせ天下の大小名三成を怨憤の者多くあらん當家の御爲にり此上もなき幸なりと存いとす上たり其後も度々大小名参りて三成を討して天下の禮義作法を御正し下されたしと願者も多く三成も又間者に腹心の者を遣ひ神君の御心を引見んと人並に參上して三成が奢修無禮の事を訴へしむ神君のさらぬ様よのみもてあし給へば三成是を聞てさらに不審とけやらず其後三成が計らひよて神君に御懇意なる輩の御館近邊に住居せるをば秀頼卿の仰と稱て皆外へ宅地をうつし其跡への已が同意親昵の者を代りとして住居せしめける兎に角其胸中計策ありとい知られたり

嶋津義弘大敗三明兵の事

朝鮮在陣の諸將は太閤薨去の事の夢にも知らず日夜大明の大軍と合戦さらにやむ時なく其中に嶋津義弘忠恒の父子の望津晋江永春金海固城昆陽泗川新築とて八ヶ所に砦を築き義弘の漸樂に在陣せり然る所九月廿日大明の大將董一元其部將茅國器大軍を催し晉州の大江を渡り味方の諸砦を伐んとす望津に籠りし嶋津が兵より打て出で防戦する所に忽ち望津に火をおこり黒烟雲の如く覆ひて燃上る是の望津寨に郭國安といふ者ありて寄手に内通して火を放せし之島津が兵は是を驚き先望津に引返し火を撲消さんと騒げば茅國器の勝に乗して望津に攻入て所々に火を放つて焼討す總大將董一元も跡よりつゞき攻寄て永春の砦をも攻取り勢破竹の如く各所の砦を焼立て兵を進め翌廿一日の昆陽の砦に攻り入る島津の勢力を戦して明兵あまた討殺すといへども大明勢の大軍の事故少しも屈せず彌勢を進て江南に陣を取り島津勢の昆陽をすて、細川の寮迄引取たり泗川を籠りし嶋津勢明兵の襲來るを見て打て出んとす義弘制して敵の若干の大勢衆敵しかたし卒爾に軍をせば後の災あらん董一元が寄來る迄ひそまり英氣を養ひ董一元が來ると見れば物勢一所に打出勝敗を一舉に決定す



島津義弘大に  
明兵を破るの  
圖



べしと令を嚴にし待居たり廿八日夜半頃董一元の大軍にて泗川の砦を取圍む此所を守る嶋津の勢も三百餘人への過ず明軍の先鋒季寧毎度猛勇にはこり先登して一番に乗寄たり續く勢もあうりしうば島津勢時分の宜きと門を開て突て出忽に季寧を馬より突落す大明の軍勢是を見て辟易して進み得ず遊擊廣利といふ者明兵の逆るを見て引返し馬を蹴立て島津勢を破らんとする然る所鉄砲にわたり馬より落て死にけるされども董一元の猶も屈せず諸勢を罵し島津勢を追拂ひ泗川樂も火をかけて焼討にし益進んで新寨に攻り入る爰の義弘が本營なれば備堅くして破られず廿九日董一元の望津以來の勝にはこり倭兵恐るゝに足らずと敵を輕んじ茅國忌葉邦榮彭信古三將に令し十月朔日に早朝より新寨に攻よせて木槓といふ者を以て門扉を破らんとしける所に木槓破れ火藥大にほとばしる其時烈風急よ吹起り黒烟天にはびこれば明兵此火に驚きさう嶋津又八郎忠恒勁兵三千すぐり立て討て出れば彭信古が三千餘兵散りに打なされ敗れける彭信古が三千餘兵わづかに五十餘人を殘して皆悉く討れたり郝三聘師道立の兩人の是も散りに打なされ四方へ逃走る茅國忌と葉邦榮の寨中の聲のみも藥を放れ合戦すると思へたり然れば此寨中は空虚なるべし攻入て火をかけた

と進寄る所に嶋津兵庫頭義弘兼て待設たれの遣兵五千餘人を下知して打て出て追散らす茅國忌葉邦榮が兵の思ひもよらず打散され散りに敗走す二陣のついで葉芳威も同じく追崩され徐世卿の生擒せらる董一元諸勢を勵まし下知すれども明兵物敗績して堀に落濱にまろびて死する者數知れず嶋津勢の望津まで追討して凱歌を唱へ引返す今日嶋津が手へ討取明兵の首三万八千七百餘級を鼻を切て大樽百餘に成績て日本へ贈りたり是よりして大明三韓の者共石曼子と兵勢とて大に恐れしとぞ彼國にての嶋津がとぞ石曼子と名付て稱せけり

(大成記安民記成績)

朝鮮在陣諸將班軍の事

九月十日神君利家と議し給ひ大問御遺言に従ひ淺野長政石田三成兩人の筑前博多へまかり朝鮮在陣の諸軍滞りなく歸朝せしむべしと仰らる兩人畏りて伏見を發程せしが徳永壽昌法印を朝鮮に渡海せしめんとをこふ徳永の此事重任なれば内府の國命を蒙らすの領軍なし難きまじやにより神君が徳永法印并宮城長次郎豊盛御家人山本新左衛門正成三人に其とを命せらる淺野石田兩人やがて博多に赴き徳永宮城山本三人を渡海させ朝鮮在陣の諸將に大

開股下獲去し給ひ御遺命により諸將早々班軍すべき旨江戶内府加賀亞相の命とていふ在陣の諸將是を聞て只夢の心地して茫々然たる計り之郭國安は此事聞出し早速大明の諸將に内通し早く此弊に乗じ倭兵を盛にすべしといへば大明の諸將島津がために大敗せし後は手も出さずむなしく日を送りしに此告を聞て大に悦びしからは其班軍の時退討して倭兵を盛にせんと陣璫を水路の惣督とし陸兵五千人水主五千人を差添たり副惣兵陣璫鄧子龍遊擊馬文煥李全張良相沈理等に二万三千人を添て戰艦數百艘をとのへ其舟を分て忠清道全羅道慶尙道此三道(朝鮮國八道といふは忠清慶全羅尙京畿黃海江原咸鏡平安也)の海口に屯し倭兵躊躇を討取んと備たり是をば知らず加藤清正は蔚山を山小西行長は順天を山島津義弘は泗川を發し歸朝せんと急ぐ所陣璫是を聞て吾倭兵を殲して大勳を顯はす時節到來せりと大に悦び明將鄧子龍、韓將李統制に水兵千余人陸兵千余人を差添て鼓金島に賊し倭兵を討盡さんと船を急がせける島津義弘が勢は早く此所を引過て加徳島に着岸す跡より来る小西が船を見て鄧子龍二百餘兵を舟に取のせ逃すまじと討てかゝる小西行長少しも騒がず船漕漕ていどみ戦へば互に死傷少からず鄧子龍は船中より佛郎機を放しける所誤りて我が船の櫓

にめたりしかば船中大に混亂す小西勢は此處に乗じ其船に乗移り鄧子龍を始め二百餘人同船の明兵悉く討取たり季統制かくと見て其を救はんと飛が如くに船を漕寄る小西勢は勝に乗て少も猶豫せず季統制を迎て相戦ひ季統制をも討取れば殘兵は水に溺れ死たる者あまたあり陣璫馬文煥季全張良相沈理等も數百の軍船乗連て救來り小西が船へ鉄炮を打かくる爰にて小西が勢若干討れしかども行長少しも屈せず明韓の奴原の軍の術は見すめたり何程のとああらんと其身船頭を立て大長刀を水車の如く振廻し確排ひ水中へ切落す明兵どもは此勢に辟易し左右へ舟を漕分る小西が船其間を漕ぬけて加徳島に着岸し島津と一所に在る義弘は鼓金島に残りし日本勢いかあらんと氣遣ひ家人伊勢兵部貞昌を遣はす所陶明宰劉廷忠といふ明兵數百艘まで取巻攻取ふ小西島津も又舟を乗戻して陶明宰を討取其外の船共を追散らせば陣璫以下の明兵悉く舟を急ぎ逃去れよつて水路忽開け鼓金島に残りて日本勢みな加徳島に立歸れば加藤淺野鍋島立花等の諸軍勢も順風に帆をあげて目出度跡朝に赴きぬ

島津父子恩賞村秀順母子移大坂の事

十月八日の頃朝鮮には大明より數万の援兵來り海岸に軍船を備て歸朝の日本勢を壓せんと計るよし聞へたれば神君にも甚だ危く思召御自身朝鮮へ御渡海有て本朝の軍勢を全く引拂給ふべしと仰らる前田大納言利家其頃病臥せしかど内府御渡海ありては本朝忽に亂世と成るべく利家病を扶て渡海すべしとする三老五奉行等評議して只今内府御渡海ありなば本朝の守護輕く成りて人心洶々たるべし利家は老病の事おして渡海も心もとなし藤堂佐渡守高虎は此以前久しく朝鮮にも在陣し彼地の地理形勢もよく知り其上に武功も老練の人なれば御名代として高虎を遣はされ然るべきやと申出にふしからばとて高虎仰を蒙り築紫に下り渡海せんとするに所彼地在陣の諸將明韓の水軍を追ちらし大軍難おく釜山浦より纜を解て對州迄歸帆の告有て淺野石田より其旨申送りしうば高虎の直に伏見へ歸參して神君に其旨を告奉る加藤小西を始め歸朝の諸將の對州より博多に來りければ淺野石田出迎へて此年月の取苦を勞し軍功を賞し其上にて太閤殿下御遺首を申渡しければ諸將皆く感泣して鯉の袖をまばらぬりさく三成又申けるに諸將直に伏見に登り秀頼卿に拜謁して各歸國せらるべし明年各上洛し給へし直に茶會を催し積年の辛苦を慰め申べしと申けるに諸將いかに

も明年の度々參會して太平を樂むべしと答ふる所に加藤清正日頃石田三成が議にわひ軍功をも太閤御聞に入ずあまつさへ殿下をたぶらうし既に誅を加へおめんとせしと辭憤やみ難ければ進み出て高聲に諸將の成る程明年相互に茶會を催し往來集會して樂しみ給へ清正に於ては朝鮮に在陣する事七年千辛万苦して瓶に一粟おく囊に一錢なし諸將を養應設けなはざ神將を進らすより外なしと答ければ三成内心に怒をふくみしうとも何げなく挨拶して其座は互に退きけり其後諸將の伏見にのぼり秀頼卿に拜謁し神君利家に見へければ神君利家各の功を稱美せられ各歸國の暇を給ひける今度本朝の軍勢朝鮮より難おく引揚て歸んといふにもかなふべうらずと皆人あやふみしに嶋津が酒川の勝軍により明韓の兵辟易して海口の軍も難おく諸軍全く引揚る事を得たり嶋津が軍功尤大と神君軍功の實行のれんと仰けるを毛利宇喜多の大老井五奉行等當時幼君の御代なれば私の儀を以て恩賞施さん事いふいふべきと同心に見へけるに神君いふにも秀頼卿幼年においせば此後十四五年も過らるんには自身賞罰行へるべうらず凡功あるを賞し罪あるを罰するは天下政務の根本あり然るを秀頼卿幼年の間は功有者を賞せざらんには罪有者をも罰すまじきか犯罪の者を罰せずば

天下忽亂世と成へし各にはいかゞ心得られぬやと仰ければ前田徳善院承り御尤至極私共迄も難有存する旨答ふ増田長盛は御尤いしかし島津は不幸者にては殿下御在世にてはは論かく十万石は御加増下さるべくいしと申上る明れば慶長四年己亥正月九日島津兵庫頭義弘に四万石を加恩せらる(薩州の内太閤の時御料にきされし由之)其子又八郎忠恒從四位下左少將にあされ(慶長九年より陸奥守と稱す其前は又八郎之)父子に良嗣一振づ、給はる是を酒川の大功を賞せられて之(藩譜備考基業天元雜記)去年十一月頃より五奉行等殿下御遺言あれば秀頼様伏見より大坂へ御遷徙あるべしとて大坂城中以下修復を加へ掃除をなす大小名大坂の第宅も各修理を加へたり神君おまゝ火急なる義なり太閤薨去間もなき事世上の聞へもいかゞあればせめて殿下御一周忌までは此所におはし然るべしと仰ければ其沙汰しはしは延引せらる此正月に至り當城は秀頼様御性に合はざる由陰陽頭も申上殿下にも仰られたる事故政所淀殿も御心にかげさせられ片時も早く秀頼様大坂へ御歸あらせたく思召し旨五奉行等度々申上ければ神君聞召去冬中も各達へ申通りせめては御一周忌迄も當城に住はせ參らせ度事あれども女房達左程心掛りあるも無理ども申難しよきにはかはられよと仰け

れば五奉行承り夫より吉日を撰み正月十日秀頼卿伏見を出て大坂におもむかる前田大納言利家はじめ在伏見の大小名皆供奉して大坂にをもむけり神君も御送りにわたらせらる此時迄も政所松丸どのおともみお伏見におはせしが此時政所は京都上立賣の第にうつり給ひ松丸どのは大津の城中へうつらる是前田毛利宇喜多等の四老五奉行等の神君御威光を猜み秀頼と同一く伏見城にまします大小名神君へも日々出仕して自然と權勢つものるべし秀頼卿を大坂へ歸し内府も時々大坂へ出仕あらん様に定めり始終幼主の御ため然るべしと議しうくいはらひけるとぞ(基業)翌十一日の秀頼卿遷徙の御祝として神君始め大小名大坂本丸にて謁見あり大坂にては神君片桐主膳正貞隆が邸へ御止宿ありし所へ諸大名悉く御機嫌伺として參上す依て片桐が門前市の如く群集す是を見ても石田一味の者共目醒しく御威光を猜み妬むと限りなし其夜より大坂中俄に騒がしく御供の輩も用心嚴にし馬に鞍置鎗の鞘脱して油断せず深夜に及て何者とも知らず御旅館を窺ふ様おやしげある形勢あり十二日大坂を御出立御乗物より村越興惣右衛門を乗せ給ひ神君騎馬の御供の中に御交りありて森口迄至り給ひ森口より御船に召さる、所敷方の堤邊に大筋のきし羽織を着たる足輕ども松原の

藩に鉄砲を携へおびたいしく群列し火繩の匂ひ甚しく御船中迄聞へたり御供の輩大に驚き  
 是に定て大坂より人数を出して先を遮つて御歸路を妨げんと謀るならん船中此小勢にてい  
 うもふべからずと手に汗を握る神君にも御用心まじく北岸へ御船を付られ船より上陸し  
 給へに敵にていなく井伊兵部少輔直政が伏見より参りし人数にて御船岸につくと見ければ  
 直政馬より飛て下り川端まで参り拜謁す肌にい具足を着其上より小袖上下を着し又其上に狸  
 糞の羽織を着家人も皆下にい具足を着し弓鉄炮二千ばかり備たり神君大に御悦有てそれ  
 より彌八鹿毛といふ御愛馬に召して一散に伏見の御館へ歸らせらる直政の御跡より閑と  
 惣同勢を押して伏見に歸着せり京大坂にて見る者天晴よき大諸侯の家老職かなど譽ぬ者はあ  
 かりけり(基業閑談)

有馬邸臨駕付四老五奉行使節の事

正月十九日には有馬中務少輔則照入道法印井伊直政につきて神君御來朝の事願により午刻  
 臨駕まじくければ法印大に悦び猿樂を催し善美を盡して饗應なし奉る黄昏御酒宴半に井  
 伊直政参上して密に何事か申上る神君今日はゆるく夜中迄も饗應にあづからんと存じけ

れども余義なき故障の事急に出来いへば御暇すとして御歸館に赴き給ふ法印も残念に思ひ今  
 しぼしと抑留しけれども去がたき儀なりとて袖を拂て立給ふ所へ藤堂佐渡守高虎参り又何  
 事をかしばらく申上て歸れば神君急ぎ御館へ歸らせ給ふ後に聞ふ此頃石田三成等の奉行共  
 近日度々前田利家の邸に集り密談し神君を討参らせんと企つるよし京伏見大坂にて聞く風  
 説して人心更に静ならずかゝる時節夜中迄御遊興然るべからずと直政は御歸館を促しに参  
 りたり又高虎が参上せし事も其事を告に参りしなりとぞ(世に演史の説此時入道種々計策あ  
 りといへども夫は實録には見へず)同月廿一日前田毛利宇喜多上杉の四老並五奉行の輩よ  
 り生駒雅樂頭正成中村式部少輔一氏堀尾帶刀吉晴よ安國寺惠瓊をそへて神君御館へ使して  
 申けるは太閤御他界以後いまだ間もなき所内府萬に思ふまじの御舉動多し中にも私よ婚姻  
 を結ぶべからずと御條目の第一にのせられし事御忘れは有まじきに伊達政宗が女子を以て  
 御息忠輝へ縁組せられ牧野右馬允康成が女を福島正則に嫁し(備考によると松平因幡守康  
 元が女を正則子刑部少輔正之に嫁すといふ本文は成績による)小笠原兵部太輔秀政が女  
 を峰須賀阿波守至鎮に嫁せしむ是皆内府私意のはからひにて全く陛下の御遺言をそむられ

といふ物之以來我々共天下の政務の御相談致すまじくは旨演達す神君聞召某は於て太閤  
 の遺命をむきし事更に覺なし各こそ秀頼卿後見の某に疎意の仕方近頃いぶかしき事にいた  
 どひ某が政事道理に違ふとありて秀頼卿の御爲いふと思はるゝに於ては古太閤の御遺命  
 も立我等も世のそしりありらん様に内々異見もいひんとあるにかく改て使節に及ぶ事の秀  
 頼卿御爲第一の大老奉行中の致され方と存せられず又去夏中太閤御病中伏見中の職勤ハ俄  
 に武具を取入人数を集し者ありしよりあるこる其證據として二人迄此方へ捕へ置たり左様の  
 事も奉行中穿鑿もどげず其儘捨置又太閤御遺命にて政事の沙汰する某に沙汰も亦く去年中  
 大名小名の屋舗多く交替せられ是太閤御遺命を守るとせんや各のかく御遺命にそむく致方  
 専らにて某を異心あるりと疑はれたる今日の口上更に心得られずまうしながら某しいて政  
 事を執て久しく苦勞すべきにあらず我等ハ隠居して關東へ下り中納言上洛させ各政務の評  
 席に列らしむべし某が隠居願ひの事ハ何方へ立はて宜り其事ハ幸ひ今日三人の中老此使  
 に来られたる事なれば如何様とも差圖にもるべうらう扱又某が庶子忠輝へ政宗が息女縁組  
 約束のとの懸念に出入し者内々取結びし事故其意にまうせ置て承諾ハいひしりどもいまだ

表立ての届にも及ばず其外峰須賀福嶋等縁邊の事も承置しのみにて奉行中へ申断る迄にも  
 及ばずと何氣なき御返答にてたゞ中老達に如何思慮めされはや今の世の有様を見るに太  
 閤薨し給ひし後倭奸邪曲の奴原あまた様々の偽謀をかまへて世上の人心を眩惑し世を亂さ  
 んど計る様いちぢるしく見へは太老五奉行等の人々是を何と心つかれたるや稍ともすれ  
 ば我等を危難に陥れんとする全く太閤の遺命に叛きし事と我等ハ存ること仰ければ三老の  
 輩ハ何と答ふるとにも及ばず謹みて承置はる其時又安國寺に向ひ給ひ其方いつ役人ハハな  
 りしや某など存せざる事ハ大老奉行中より我等方へ申こさるゝ事ハ嘗て大切の政事にお  
 づかりたる事ハ然るを出家の身にて役人中同様には徘徊せんハ沙汰の限りなる事ハ今日の事  
 ハ老ばらくさしゆるす之重て斯様の席へ徘徊なぞ致さば我等申付方あり左様心得らるべし  
 と仰ありければ安國寺ハ面色茶の如くなりわなく震ひ出て笑止ある躰ハ漸々其座を立て  
 御門外へ出安國寺ハ三人の側へ寄り各様御覽の通り内府のあれにてはと申ければ中村一氏  
 聞て我々どもハ役目の儀なれば迷惑ながら斯様の席へも列らすていかなひ難し其方ハ出家  
 長袖の事誰人のやとるゝとも断り申てよきとにハ無用の席へ出らるゝ事最初よりいら

る事と我等共の存内府不興の跡尤なる事といはれて安國寺甚赤面して退たりとぞ（天元實記）其日又伊達政宗福嶋正則峰須賀至鎮へも五奉行より使を立て此方へ一應の申届もなぐ徳川家と内々縁組せし事心得難しと申送る政宗此縁談の堺の今井宗薫が（兼久一本久胤）取持にて某の老かとも存せずといへば宗薫是の某取持たるに相違さしといへども某仕官の身にもいねば武家の作法を辨へずた内々にて取持し得ばこの事内府公御存なき事とといふ福嶋は某が縁組の内府より申出されし事にもあらず我等の秀頼公御由緒ある身なれば内府にゆかりを給へし秀頼御爲然るべしと存じ約束せしと申峰須賀も某縁組内々取結びて追て奉行中へ御達すさんと存しが延引に及しと答ふ是も彼も老かとも取所もなく答る迄にも及ばずさて生駒中村堀尾安國寺立歸り利家はじめ四老并五奉行へ對し内府縁組の事ハ臆にして各方の秀頼御後見たる内府と不和に成り給ふと殿下の御遺言に違ひる旨以の外氣色損せられたりと申せば四老五奉行とも兎角といふ者もなし其後の伏見中騷動して伏見に謀叛人ありて大坂より五奉行討手に向ふともいひ又謀叛人等伏見の城を乗取ともいふ雜説まろくにて諸大名の銘家人を集め弓鉄炮の用意し武士東西に馳めぐれば町人の

資財雜具を持運び山林へ逃隠る徳川家伏見の御館に五千計り御人數之五奉行等の利家の子肥前守利長を大將とし諸大名一味の大軍にて押寄來るとたしかかる風説にも大坂も伏見も彌騷動に及ぶ所神君に四老五奉行中へ仰遣はされける御書の趣の

一家廉異心有之歟之由以前預御斷一以畢猶其證人急度可被逐詮儀の事

一去年六月十六日夜半伏見城下騷動之儀は濫薦執人にい哉武具取入三千居宅一被集案人故奉行中並に近臣之面々集兵被取入武具之條何様謀叛人有之哉之由疑之及騷動一其證據分明にい得ば於僉備之尤可出證人一是等は有之何之用調兵具一旦集兵世上被令騷動一い哉可承子細事

一諸大名屋鋪替之事太閤御遺言不承抑天下大小之事家康承て成敗可仕之旨御遺言い所一首も無其屑一屋鋪改替之事誰人差圖にい哉自由之働秀頼卿を蔑如致し罪不に輕其張本人も可承事

慶長四年正月

家康

宿老  
奉行中

此時武具を取入たる證據と仰遣はされしは去年騒動のみぎり石田三成が家老嶋左近木札に烙印し雇夫に渡し武具を持運せけるを井伊直政此雇夫を五人迄擲取て歸りけり是後日の證とする事有べしとて御館に留置給ひければ是を證據に仰遣はされしとなりかゝりし後の四老五奉行の返答もなく矛盾の形勢顯はれしかば大坂伏見にては騒擾尤甚しくありにけり依て兼て徳川家へ志を運ぶ大名に池田三左衛門福嶋左衛門太夫黒田如水入道其子甲斐守藤堂佐渡守森左近太夫有馬法印金森法印織田有樂父子新居駿河守其外小身の輩の枚舉連わらず思ひくりに御館へ馳参る五奉行の中にも大谷刑部少輔の其邸に有ながら使者を参らせてもしも御家に大事あらば一番に馳参り御味方仕るべきと申上る神君の只何氣なく暮を圍てまじくけるが各かく大勢にておのさんには世のさまを恐るゝに似たり何條事かひべき都て此方用心する様あらんよは世上猶騒がしかるべし只歸り給へとて歸さる森左近太夫人の跡にのこり遠侍に伺候しておのが邸に還らず郎等共の食物を運ばせ二三日御館を守護せしかば重て御對面有て其志を感じ給ふと淺からず黒田甲斐守の猶も宗徒の大小名をかたらひて御味方とす加藤主計頭清正同左馬助嘉明等の度々参りて御味方せん事を藤堂佐

渡守の毎夜参り御閑室に入てかたらふ如水父子福嶋池田等も夜々集會して謀議す其頃京極宰相高次参られ世上何か物さひがしく此御館あまり淺間にて御用心然るべからず某が居城大津へ入らせられ然るべしと諫けれども敵寄に金札の宮のあたりにて一戦すべし凡戦の進めは利あり退時の勢を失ふ者之御志の忝なくいへども此所にて天運にまかせしべし我等人數三千あれば上方勢二三万の難なく打破りて返るべしと仰らる又新庄駿河守の御用心の最中なれの御門を閉て然るべしと申けるを聞召門を鎖て用心する時の敵より侮らるゝ者に以押出して空關前にて軍の支度をするがよくいと仰ければ京極も新庄も其御大勇を感じ奉る此時御近習柳生又右衛門宗矩に汝嶋左近どの同國の好ありと聞何となく彼に面會し様子を探り來れと密に命ぜらる柳生長り左近が宅へ赴き此程の世上何と成行事あらんと語る左近のぞ笑ひ今の世に松永や明智程の者なし臆病騒に騒ぐのみにて氣遣ひしき事少しもあると事なげに申ければ守矩立歸り其旨言上せり此頃の井伊本多榊原石川平岩五人の輩の御旗本御家人と五組として預り代るゝ上京して勤けるが此春の柳原式部大輔康政交替の番にて上落す伊奈熊藏忠次大久保十兵衛長安長谷川七右衛門等の代官も御領知諸勘定の



事の上んとて江戸より上りける所二月廿五日尾州熱田邊にて伏見騷動の風説聞と齊しく康  
 政の一騎がけに汗馬に鞭打晝夜をわうず急ける跡より追々馳着人数七千計りなり廿六日夕  
 方膳所に於て井伊直政が伏見より出せし飛脚に引合しがいまた御館へ敵も寄来らず内府公  
 も御安泰に渡らせ給ふと聞て康政大に安堵し膳所に陣取秀頼卿仰せりと觸渡し伏見騷動に  
 依て東海東山道の往來を留るとして勢多矢橋邊に新關を居へ三日之間往還を止たり伏見騷動  
 と聞て國より馳登る貴賤上下の旅人この人止にあひ勢多野路草津大津關山野淵土山石部  
 水口にせき留られし人数の幾千方も數知れず三日の未刻に關を開きければ三日群衆せし旅  
 人雲霞の如く京伏見に赴く康政も膳所を立て伏見に參る三日の間あつまりし數方の旅人打  
 交りのほれば關東より數万の大軍京着せりと世人風説す康政の其中に小具足し亂鬘に鉢  
 巻して馬印を立て伏見の御館に入て其儘御前に出れば神君も甚御威有つて御手づから熨斗  
 を給ひ慰勞せらる康政御藏の奉行を呼出し鳥目數千貫取出させ下部共に配らし京伏見淀邊  
 へ分やり只今徳川家御人数六万餘騎江戸より馳着御館の兵糧中々不足すといはせて市中の  
 食物を買とらせければ京淀伏見邊亦飯饅頭餅酒其外草鞋等迄皆買切しかばあき夥數の關東

勢幾十万騎有べきかと京大坂まで風説すればきのふけふ迄石田が無二とたのみし勢多半心  
 を變じ御味方せんと伏見へや來りけり石田方のたいおきれて居たりける（大成記家忠記  
 安氏記天元實記編年藩譜）中村式部少輔一氏の内家老殿内匠助を伏見御館へ參らせて一  
 氏故殿下の仰にて駿府を守り關東鎮て押への爲され徳川殿御領知との境を交へいへども  
 是迄隣國の好をも受通せず無禮をあらわし是の人臣の義方外の交りなきが故なり敢て徳  
 川殿を遊恨ふくむにあらざり今一氏老病ほとんど身にせまり愚息猶幼き事之幸に御領に  
 隣候へば一氏没せし後も愚息が安否ひとへに徳川殿にまかせ奉らんと思ふ所に不慮に此度  
 の騷動に及びし一氏に於いてのひとへに御味方として敢て二心をいだくべからずとぞやけ  
 る神君聞召子息の事承りぬ次に年頃の振舞頼母しくこそ存ずれ又只今承る所の如き  
 悦び思ふ所とぞ答させ給ひける又加藤左馬助嘉明の此頃世の有様をはかるに當時内府公  
 を討奉んよの宗徒の銘將十八餘りも討死せずして叶べからず誰か今か心を一に合す  
 べきとらば何條事か有べきと思ひ定め伏見御館に參りて世の中騒がしくは得共何事の有べ  
 きと思ひ定め嘉明が侍共只今迄五十騎都にといめ置はべども今朝廿騎をば國へ返ししもし

御用の事もあらんやと残り兵の留置はと申上げれば御感淺からず前田徳善院此頃内にて心知る者に語りし弓矢の格様をこかへる世の騒に信長公ならば早速岐阜へ引取り給ふべし秀吉公ならば五千三千にて切て出らるべし内府の何とも思われず此騒動を小兒のいさうひの如くよそに見て碁を打ておりするの扱と叛群弓矢の格の違ひしことと感稱せしことと

(藩譜武邊書)

細川忠興忠謀付中老婿和の事

其頃石田増田長東等の奸臣等前田利家父子をたぶらうし終に徳川家と利家父子確執矛盾に及べば悦ぶ事限りなく夜々閑所に於て密謀をこらしける嶋左近もとの足利家の御家人にて和州の住人なりしが松永和州を押領する頃より所領にはなれ浪と江州水口を領しける時四万石の半を分て客分に召抱へし後秀吉公へも拜謁せし者にて石田第一の謀主とする事さればいつも此軍備に加へられけるが左近の去年より度々勝負の圖をばつと給ふのみならず今更長兪論無益あり哀れ只今も急に人数を催し一時に雄雌を決し給ふべし近年の跡心ある人への大跡内府へ入魂の様に見ゆれば當家滅亡近きにあるべし夫とも急なる御沙汰

なりがたく一向邪心を差置秀頼御爲第一とし内府へ手を下し暫く時節待給ふも又密術といふ秀家も三成も其方が申所尤なりといへども手荒き事の御時節柄を遠慮せしめは左近又申内府に入魂の人の多しといへども皆小身あり人数二方に過さうらば當家荷担の方大身にてしりも近國の事あれば急に人数を國より召ても四五日の中は五万七万ははし其上に上杉殿を大将にて關東征伐あらんに難き事いひまじも使ける増田長盛かくの如き一大事の卒爾と決しがたく重て評定すべしとて其夜の宵々退散せしが兎角伏見の一夜討有て然るべしと小西行長安國寺等其外すゝむる者も有ければまからば前田利長を惣大将とし軍議潜めて伏見の御館へ押寄火器を放て御館を焼討にせんと計りける細川越中守忠興は前田家との縁者の事故利長の忠興をも此討手に加へんとて其事すゝめければ忠興いもどより三成どの不快されば其事いなむよし聞て加藤清正福嶋正則忠興をすゝめければ其許事の前田家縁者なれば彼徒も心どけて密謀を告げればまけて彼等に一味して其密謀を探て虚實をも糺さるべし然らば内府の爲にも一段の忠節あらんとすければ忠興得心して前田と合跡せんと返答す或日又三成が一味の諸將利長が邸に参會せしに長東政治家忠興にむかつて今

彼は是非とも大勢にて伏見へ押寄徳川の館を焼討せんと諸將評議定れり貴殿も早々其用意  
 して軍功を屬まじ給へどやたり忠興聞て一座の歴々の諸將を差置て不肖の我等が所存を予  
 もいかしなれど何事も秀頼御爲されば所存をつゝますや内府の智勇兼備の良將當時鋒  
 を争ふべき者なくまして近日伏見騒動を聞て關東より家人の大勢馳参て彼是等洛中洛外に  
 充満しひそかに隠居若伏見の館を襲ふ者あらば後巻して追崩さんと待設るよし聞へたり  
 凡軍のあらかじめ謀を密にして勝んとしても猶勝事の難き物あるにまして味方の謀は既  
 に露顯して敵に皆知れあがら懼々しく押寄なば千に一も勝事あたふまじと云は是も至極に  
 尤こといふ者もあり異議區々にして決し兼る間に春の夜早く明近く成ければ今宵の評議も  
 かひなく重て篤と評議して定むべしと各退散す夜明て忠興の伏見の御館へ参り昨夜敵の評  
 議の委細を申し上げれば神君聞召我も其事聞しかば若敵焼討せんとせば諸將の屋鋪々を焼  
 拂はせ東北の廣野に打て出一戦を遂んど待設たりと仰ければ忠興も大に其御武略を感じけ  
 り其頃加藤清正加藤嘉明の兩人参りける時神君御前に御鎧を取出させ給ひ諸將軍をよに來  
 ると風説頻りなる故に具足を取出し置之此具足の古太閤の呉られたる品之何も見給へど仰

らる兩人拜見して當時内府様を相手に仕合戦致者有べきやと申けるとぞ其頃堀尾吉晴中村  
 一氏生駒親正の三中老等内々評議しけるの我々の大老奉行等争論もあらば其間に入て和睦  
 する様のからふべしと殿下御遺言を蒙る所只今此騒動を余所に見なしての本意にあらすよ  
 しや其事棚のさる迄も一通の存念をもやて見度物と吉晴のと更此事を若勞し井伊直政を  
 招き我々今度和睦を扱や度存慮いへども内府様思召の程計りがたく其許御内意御伺給ひ  
 るべしといふ直政聞て各様左様の御心付よいの内府もさぞ満足被致すべし此義の内府へ  
 申聞はまでもなく先日各様御出の節より内府の太閤様の他界の間もあく秀頼様御代始箇  
 様の事扱々氣の毒ある事と申されし昨去彼方の前田大納言殿御始四老五奉行一味あり  
 て内府一人を異心ある様に申立られ此方の内府一人の事降参がまじきとの仕られがたく時  
 目に移しし所各様方御取扱にて無事に相成いの内府も大慶此上なき儀の某請合すいど申  
 せば三中老大に悦び早速大坂に赴し所此頃利家の老病に打臥て何事も世事にわづからぬば  
 毛利宇喜多上杉の三老に對面し太閤様御他界間もあく幼君御代始の事世上靜謐の御仕置肝  
 要の備と存し然る所縁組などの瑣細の事を幸と名目にして幼君御後見の内府異心もあるか

の様に各方手切の御口上如何の儀かと拙者共其節も心付いへども大納言殿御相談の上各方一決の上の拙者共愚意を申述いも失禮と存其儘御使に参り内府返答の趣を申渡し其後世中願ふ敷幼君の御爲然るべからずと拙者共存い只何となく御和談いひて大納言御遺言も相立天下の爲然るべく此旨御同意にもいひて拙者三人取扱見度いひ申ける三老の御聞て各申さるゝ所餘儀なき事に似然るべく御取扱有へし大納言へい我等共よりよきに申達すべしとの返答あり堀尾中村生駒の三人の先安心して五奉行にもかきと告げるに石田三成聞て各和談を扱れんどの事尤いひへども内府の殿下御遺命に叛き縁組を私に定め恐ふとの謝詞のまゝ結句大納言始吾へ對し種々の難題を申懸られ其儘和談と有りてい我等所存にの應ぜずといふを側より増田右衛門尉されへの事に昨日も大谷刑部が我等方へ参りいは惚て縁組といふ物貴賤ども先内證にて雙方熱談し其上にて公儀へ申達する事今度縁組の事の皆内府の耳へ入らずして内儀といひぬ御柄ゆへ内府の御聞に入て差圖もありし成べし其上内府事の秀頼様御名代の事されへの四老五奉行等への相談に及ばず一存候て差圖せられし事も有へき之方一内府の政務は過失ありとも四老違内と異見あるは格別四老

奉行一味して急度手切の使者を送る事第一殿下御遺命にも叛き秀頼様御爲宜しからず其許などの心付も有るべき事と大谷の申其許の刑部入魂の事されへの刑部が所存も御尋有て勘辨あるべしと申ければ三成も語塞りて無據衆議に従て和談に決まれば三老の同道して伏見へ登り井伊直政柳原康政兩人につきて神君へも其事申上げれば兼て直政が申し詞の如く三人の中老たら和睦の心付御満足のよし仰られければ三老大に悦び前田利家の病中ゆへ利長へ厚く談じ利長得心して老父を諒めしうべ利家も衆議に従ひけり（天元實配基業）

和睦協詞付淺野長政參謁の事

堀尾中村生駒の三老双方を馳めぐり心を盡し詞を巧に和解せしうべ四老五奉行も漸と得心す此上の双方より起請文を取かりされ此以後異議なうらん様を第一の事とて双方協詞を取らざる其誓詞の三老老のつうを誓しめやうと世上も言傳じて後日知らず万民次第を唱へたり四老并五奉行共差出したる誓書より

敬白靈社上巻起請文前書の事

一此度縁邊の儀に付て御理り入所こほせに早速御同心長入存さつそく以然て向後御遺恨不いごん思召しめの旨於各忝條前篇不あひ相替かはらせ諸事入魂可こころ仕つか事

一大間様御置目十人連判誓詞の筋目彌不れんはんせいし可あ有あ相違さうぶ若失念有しつねん之しる雖な於身の上相違有之者十人の内聞付次第一人二人にても互異見可たがひいけん其上そのかみに同心於無之の相殘衆中一同異見可ちゆう事

一今度双方へ入魂の通とほ仁有之に以もて對其者遺恨いごんを含み存分不あ可あ有之あ以も但御法度御置目を於背を者十人として遂やん穿鑿くわく可あ被處あ罪科ざい事

右の條に於相背者

罰文

慶長四己亥年二月五日

- 長東大藏大輔政家 花押
- 石田治部少輔三成 同
- 増田右衛門尉長盛 同
- 淺野彈正少弼長政 同

- 德善院僧正法印玄以同
- 安藝中納言輝元 同
- 會津中納言景勝 同
- 備前中納言秀家 同
- 加賀大納言利家 同

内大臣殿

かくの如く利家始め四老五奉行悉く血判して參らせければ神君よりも御誓詞をつうりさる

敬白靈社上卷起請文前書の事

一今度縁邊の儀に付御理の通承届以然る上さ向後遺恨不存いごん以間前篇に不あ相替あ諸事可令こころ入魂あ事

一大間様御置目十人連判誓詞の筋目彌不れんはんせいし可あ有あ相違さうぶ若失念も以て誰の於身の上も相違有之者十人の内聞付次第一人二人にても互異見可たがひいけん其上そのかみに同心於無之の相殘衆中一同異見可ちゆう事

一今度双方へ入魂の通<sub>レ</sub>仁有<sub>レ</sub>之とて對<sub>ニ</sub>其者<sub>一</sub>遺恨含存分不可有<sub>レ</sub>之但於背御法  
度の御置目<sub>ニ</sub>者十人として遂<sub>ニ</sub>穿鑿<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處<sub>ニ</sub>罪科<sub>一</sub>事  
右の條<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>相背<sub>一</sub>者  
罰文

慶長四己亥年二月五日

家康 御筆押

加賀大納言殿

備前中納言殿

會津中納言殿

安藝中納言殿

德善院

淺野彈正少弼殿

增田右衛門尉殿

石田治部少輔殿

長東大藏大輔殿

其後本多佐渡守正信神君御前へ出て此程世上動靜の形勢<sub>ニ</sub>と申上今度始終の御はうらひ實  
に神算遺策なしと感稱奉りて淺野彈正事近日も相替らず御入魂亦上られぬやと伺はれに神  
君我等心中に於ての昔に替りたる仔細もあらざれども長政いかに最見致さるやもとの通り  
親しくも振舞すと仰ける正信左様なる事のあるまじく仔細いへし某等で見ずべしとて其  
夕黄方佐渡守淺野<sub>ノ</sub>邸へ見廻何となく其物語に及びける長政聞て能く御申聞は我等心底  
ハ昔にかかりたる事なくいへども内府公何とやら近來ハ御隔意有げに見へいへ此方まは  
遠慮して以前の通りには伺候も致兼いと答ふ佐渡守箇様<sub>ノ</sub>の事延に致して宜しからば物  
にい其許御月番にて伏見に御在勤(此節の五奉行一人づゝ月番にて伏見勤番)幸に我等も  
此節江戸方被<sub>レ</sub>登<sub>レ</sub>幸事の急々こそまるとしけれ今宵御同道<sub>ニ</sub>上<sub>レ</sub>しとて長政を同伴して伏  
見御館へ参る神君直に御對面種々四方山の御物語有しうへにて其方先年五十五員謀害の事  
(小田原陣後長政が家人黄金を偽造せし事露顯し長政重く罪せられんとせし時神君厚く執な  
し給ひ其罪を宥められしむが長政深く其恩に感じ身を以ていつり此恩を報せんを謝しやた

る其事之(露顯し太閤大に怒られ其方急難に及びたる所我等深夜其方宅へ参り其方罪なき旨一尋極めて太閤へ種々宥め其罪をゆるされし事この頃忘れられたる事と仰らる長政某々首を繼いで給ひりし御恩たどひ幾年過ひともいうて忘却仕るべきやと返答す神君聞召其方少さるゝ詞と心底との相違せらるゝと覺へし去年太閤薨せられし時平日疎遠ある石田三成の家人八十島を使として密に其事を我に告たり常に入魂の其方の太閤仰ありと偽り手紙をそへ淀川鯉を送らる我等一圓不審晴やらずと仰けるに長政大に恐れ入其儀に於ての深き仔細もいへども只今や上いも中譯の機に聞へしは才上ずし偏に某が誤りよし太閤薨せられいまだ問もなきにかゝる世の中にもありし物哉とてしきりに落涙に及びける神君も其後は何事も仰られず又他の御物語有て大谷刑部と云もの其方に久しく同役も致されいへば人物もよく知られたるべし如何様の心底なる者にやと仰ければ長政承て彼もどの大友家の家人にい大友亡びし後播州姫路に浪して世に住わびし所石田三成取持にて太閤召抱られし頃わづろ百五十石にて大谷平馬と才氣もあり辨説もあじこ諸事取廻じも宜しくいゆへに太閤心に叶はれ追て取立られ越前敦賀の城主に迄なり諱の字をも賜り吉

繼と名乗して拙者共同列にや付られ天下の事にもあつかりしが近年重く眼を煩ひ其外多病に成り役儀をも辭退仕し心底も正直にて其上智慮才覺もいへば拙者共同役の中にて一隨一の者にていひしが病氣餘儀なく役儀辭退仕同役共も殊の外残念に存しものに石田三成との抑推擧を受しとやのみにていひし外に入魂仕らずしてかなひ難き仔細御座して事更入懇なる由人々沙汰仕し今程の其身閑暇に成りし得べ切御立入もや上御目も懸らるゝ様に承りし得べ御心得のためや上置いと答へ参らせて退出せりかくて利家の病中ゆへ何事もあつららず宇喜多毛利上杉の三老五奉行の伏見へ参上し御對面も有ければ雙方和睦といふ事らず事すみ思ひの外に早く靜謐し世中おだやうに目出たく内府公も御答禮としてわたらせ給いんと沙汰せしがやゝ日數ふれども沙汰なければ世人又不審して様々雑説行はれたり(天元實記家忠日記但原書に堀尾吉晴が利家をさとして神君御味方とし此和睦をととのへ此後石田が謀反を徳善院より堀尾よ告て堀尾其事を利家に告利家より細川加藤淺野黒田藤堂等にさとし伏見の御館を守護させしとあると大に事實相違せりさきに老るしたる如く細川の秀次の事有し時より御當家へ忠勤せん志ありしが此騒動の時先づ利長をとききさ

し利長より父利家を諫てやうく無事に治めたるに其事の後の巻に時々原書の変説はあ  
やまたるゝ事ありれ

正校 三河後風土記卷第卅一終

正校 三河後風土記卷第卅二

利家伏見參謁の事

大坂の四老五奉行の和睦の誓書取りのしけるが前田利家老病にて起居自由ならず依て利家  
を以て利字喜多上杉毛利の三老并五奉行等和睦の老るに伏見の御館に參上し神君御對面  
あり程あく御答禮として神君も大坂へ渡らせられん御沙汰有しと何となく其事延引せらる  
是の石田三成等又反間の謀を用ひ神君と四老をしてかきかねて確執に及さんどひそかに伏見  
へ密使を參らせ内府公大坂へましまさば利家謀を以て討奉らんとす今度の和睦利家さあ  
得必せず故に大病ありと虚言を設て伏見への參上せざるをゆめく御油斷有らざると告  
たりける此上の輕しく大坂への渡らせ給ふみくらすと御家人等も諫め奉りし故を毛  
利字喜多上杉三老の利家に老病故伏見へ赴く事かなひたく依て我々も計り罷越たり  
夫より利家一人參らぬとて我々へ答禮のため是非内府大坂へ來るべしとの約束してかく延引  
せらるゝの我々へ無禮のやに及ばず第一秀頼卿へ對し大不敬といふべし兎角内府の勅諭の  
心得ぬ事かまど三老大に不興すれば堀尾中村生駒の三人折角と苦勞もて取結びし和睦も水



の泡雙方天津神國津神うけられし誓詞も今の反古と成り天下忽亂れんと京伏見の風説區なり爰に細川越中守忠興の兼て徳川家へ何ぞぞ報恩せんと志厚く前田との戚縁の事あれば此事甚笑止に思ひ前田肥前守利長の方に赴き閑談の砌先頃世上物さうらうらに三中老の人と早く心付和談を取扱て静謐し諸人安心せし所此節に至り又いぶらしき難説行のれ世上又騒動せんとす然も今度の事の當家と内府との間より事起りたる様に相聞へし子細の先頃雙方和談に成たる砌三老の早々伏見へ参られしに大納言殿の病氣にて御出なかりし故内府も返禮として當地へ参り給はず依て三老奉行中不快を抱かる、由専ら風説致し我等考へに今度内府と大老中五奉行と和睦せられ双方誓詞を以て秀頼卿御爲よからん様にとせらるゝ事は天下の大事あればたどひ大納言殿は御病氣にもせよ御名代として其許なりとも伏見へ御越ははし今度の難説に及びずまじくは必竟は其許の鹿零よりおこりしと我等などは存しへば諸人もさぞ左様に可存し大納言殿には御老年とす其上近年御多病になり給へば程なく御隠居さされ其許御家督なされんには内府と御懇意を結び給ひてこそ世上の聞へ内外とも然るべき儘と某の存するなれ某は御縁者の事故偏に御家のためと存し故所存

をつまらずや其許よく御勘辨なされ大納言殿へも鶴と御相談有たき儘と存しへど詞を盡し諒ければ利長も大に感じ父利家へも其由語りければ利家も大に忠興が眞實の異見を感じ然らば此節病氣も少し快し伏見へ赴き内府に對面し和睦すべし此上とも忠興よきにはからひ給へと願れたり(原書には徳善院石田が返逆を堀尾に告て堀尾其事を利家に告しがば利家始て石田が逆意を知り利家得心して加藤黒田を御味方とし其身も伏見に赴くとす誤れり今は天元實記基業等により本文改し之)忠興の直に伏見へ参り利家病をおして参上すべき由申ける神君も御悦有ければ二月廿九日利家大坂を出て川口より船に乗り伏見のほり加藤清正淺野幸長細川忠興も舟を並べて同く従へり神君も小舟に召て淀まで御迎にあたらせられ船中にて御對面あり病中是迄入來悦入し先々其屋舖にて休息せられ緩々来るべしと仰ければ利家は直に参上すべしと申ければ神君は先達て御館に歸らせ給ふ利家は徳川家御館の下よて船よとわがり乗物よりつる清正長政忠興は歩行にて付添物語す御館にて三河守秀康朝臣御門外迄迎給ふ利家病中の事なれば御門内迄乗興有べしと仰遣はされしども利家御門外にして下乗す神君も御自身御迎にあらしまじやがて奥殿に導給ひ御慶應に

も神君御相伴あり配膳の御小姓皆長袴を着し加藤淺野細川三人の御次に井伊直政柳原  
 康政相伴して饗せらる御酒宴の節利家が家老神谷信濃守御前に召て御盃下され御刀を賜  
 いる御宴も終り御茶も済て後利家の今度何も合憚り多事申入るに全く私の宿意にあらざ  
 秀頼卿御爲を存込ての儀なれば御心にかけるべからずなれど其許に此御館に御住居懸  
 しく見へし幸に向嶋(秀吉公別殿を作り遊樂所とせし所)此不節用の御殿をかしこへ御  
 移りて然るべし三老五奉行への某より物語すべくは何へも御相談にも不及早御移る  
 べしと申ければ神君はとも角も其許差圖にもとるべからずと仰りて利家御腹中伏見自分  
 の屋鋪への立よらず直に船に乗り自分の大坂の屋鋪へ歸る(原書利家此時石田が反心ある  
 とを神君へ申上るとす誤れり村井覺奮に此時利長も同道して伏見へ参らんと申けるを利家  
 大に怒て我今度伏見に赴くの内府に切られ行へ我切られとも聞ば汝の直に人數を引具して  
 伏見へ打て出る心得ありてさへ家人どもも其心して宜しく令すべし家康我を切らぬ事  
 の百に一つも有まじ丁木の腰物の刃を見て内府へ對面し事あらば此刀を以て一と刀の切べ  
 しめたりたる所ははかれずべしと利長に氣をつけて伏見へ赴くと有り是實事と見ゆ利家の

深く疑念して参りしに神君の神武の大徳豈一人を殺して私意を快しとしまりんや利家を  
 御隔意なく御待遇ありしゆへ利家始てうたがひとけて向じま御うつりの事などすゆめ参ら  
 せし(其後神君の細川忠興を召され大納言病中といひ和睦後始て爰もとへ参られたる一  
 禮旁我等も近日大坂へ下りて大納言病氣見舞をもすべしと仰られければ忠興も天下太平  
 の爲にいへばいふにも左様御座有たき事にては某は大納言縁者の事故御心置るゝ事も御座  
 有べきや又付老父幽齋を御船中御伽に差上すべしと御請して退出す此節福嶋正則の大坂は  
 御油断さされ難き者共群をなしいへば御出御無用なりと達て諫進らす又石田三成の利家伏  
 見へ参上せしに全く内府公を大坂へ引寄て伏兵を敷け討奉らんとす決して御無用にあそば  
 さるべしと告たり然れども神君の利家既に伏見へ来る我等も大坂へ赴かずしてかたの事  
 として夫等の事の更に用ひ給はず大坂御下向の御用意有けるとなり(是の基業の説は原書  
 石田秘計よりて世上雜説行のれ神君大坂御下向御延引ありし故利家大に怒り世上又騒動  
 に及びしうへ福島黒田池田藤堂森等の日夜御館を守護する事を記す誤れり是の正月伏見に  
 て騒動を混じて二度と心得し利家が伏見へ参りし二月廿九日晦日の事神君の大坂へ

御出有し三月十一日之其間に騒動二度起りしにのめらす村井が覺書にも此事の見へず此時石田が秘計の行われざりしと見ゆ

堀尾加恩付誅島津伊集院の事

太閤薨せられし後わづら五ヶ月をも歴ずして石田三成等前田利家をたぶらうし神君を失ひ奉らんと計策をめぐらし宇喜多上杉毛利の三老奉行等を誦らひ世上を騒動させ天下ほとんど亂れんとせしに堀尾帶刀吉晴かしくはうりて中村生駒と謀し合せ神君思召の儘事よく平らぎぬ依て三月朔日吉晴を伏見の御館に召され天下うごきなく世上靜謐に及びし事獨り吉晴が功又寄る物之御家御曹絶ざらん程の今度の忠志思召旨御直に御誓詞をし下さるべしと仰らる吉晴承り今度某が志す所の内府公御爲のみにてもいはず天下靜謐のため微功をばげましたる所過分の御稱美忍入し御誓詞の事の憚入てし拜受仕たるも同様に忝いと固辭す依て井伊直政に御名代として誓詞を志たし堀尾に贈るべしと命せられ直政直に起請文を書て送る其文左の如し

起請文前書之事

今度出入の儀に付御書取の通具に披露し所進に御心入于今不始儀別て満足に被存し向後何にても彌被仰談し儀御尤存し以來少も疎略御座有間敷し如此す合し上者自然内府忘却被仕しし我等男を相止可す條其心得にて諸事御相談所仰し右之旨違背於し有し之者

對文

慶長四己亥年三月朔日

井伊兵部少輔

直政血判

堀尾帶刀殿

其上にて天下動なく治まる事帶刀が功實せずんば有べからず是は秀頼より下さるゝ所にて越前府中の地六万石加恩せられ本領に合せ十八万石に成りぬ吉晴悦斜ならず恩を謝して退きけるが此後本領遠州濱松は其子信濃守忠氏に譲り我身は越前又住べしと定めけり爰に島津が家人に伊集院右衛門太夫入道幸侃といへるは其始島津が豊臣家に降参せし時其事を取持ければ太閤御覽へもよかりし故島津が家又は肩をならぶ者なき權勢にて常に京大坂に在勤して大坂の奉行等も懇なれば方に思ふよき振舞せしめば自餘の家老ども

敢て難する事もたはず幸況さるるつものにてほしいまなる事どもつものしかば  
 島津又八郎忠恒忽に怒り幸況を誅す幸況は曾て太閤にも別に大隅國一郡賜て領せし程の者  
 なれば其郎等とも騒ぎ立て既に軍を起さんとする是の三月九日あり神君伊奈熊藏を忠恒が方  
 へ御使して伊集院が郎等とも騒立たる風聞あり是を誅せられんに人数入用の事あらば仰越  
 るべし我等より加勢を遣はすべしと仰下さる幸況は島津が家人とはいへども太閤へ謁見も  
 せし者を私に誅したるのみか既に伏見中騒動せんとす忠恒みづから其罪を憚り高雄寺へ寺  
 入して盤居せり然るを神君より大坂の奉行等へも仰遣はされて忠恒が罪ゆるされ伊奈圖書  
 昭綱等數十騎を以て高雄山神護寺より忠恒を迎取て伏見の邸へ歸らしめらる幸況が子源次  
 郎父が都まで討れしと聞て日向國庄内の城にたて籠り要害多構へて主の嶋津と戦へんと  
 す都に残りし伊集院が郎等共も日向に下りて是に加へるよし聞へければ神君大坂の大老奉  
 行等へ諭せられ忠恒に伊集院が殘黨征伐せよとて歸國の暇を賜りける其後も山口勘兵  
 衛直友を薩州へ御使として銀二千星衣百領を忠恒に賜り軍の糧を尋させ給ひ又寺澤志摩  
 守を加勢に遣はされ其後又山口直友を差下され主従が間を和らげさせ給ひければ源次郎の

終に降参したるごぞ(其業譜譜天元實記)

利家邸臨駕付石田宅衆議の事

神君に利家老病といひ遠路わざ／＼伏見迄入來の御返禮并病氣御尋のため大坂へ御下向  
 有べし細川忠興の利家縁者の事故其旨前田家へも告て取はうらひれよと仰ければ忠興も忝  
 けなく存じ早し利家へも其由傳ふ利家も病中故殊更悦て主従専ら用意しぬ三月十一日御船  
 にてわたらせ給ふ御舟に兼て幽齋法印伺候して今日越中御供仕るべく處利家方に用事  
 もいひて昨夜大坂へまうり越へば名代のため其御先に罷越先刻より御待上たりと神君  
 にも船中徒然たるべき所能ころ御出いとして御氣色斜ならず四方山の御物語あり御船の未刻  
 頃大坂へ着たりしが河岸通り迄も利家より丁軍に掃除せられ御上り場の傍に古乗物一挺  
 具すへ供の者七八人遙下りて平伏す供奉の人々も是のいりに不審する所古乗物の中より  
 藤堂佐渡守高虎はひ出て御船の中より上らせ給ふ時御側へ参り今日の天氣宜しく御安泰よ  
 御着岸珍重は是より利家が屋鋪迄の道筋御堅固の事へ我等家人に付け今夜へ我等が住居  
 へ御一宿遊さるべしと御氣色大うたあらず前田が屋鋪へもいひませば肥前守利長能登守

利政兄弟の門外に出迎られ利家の病中故に玄關の上に虎皮を敷て着座し神君御入を見て式臺へ下り遙々の處臨駕 悉くあきよしをう浅野彈正少彌長政も爰にて拜謁し長政御先を導き奥殿へ入らせ給ひ利家御對面御物語刻を移さる昨夜利家の兩人の子を近づけ様々訓導して後當時天下の諸侯多しといへども秀頼卿へ無二の忠臣といふ人の見へずさればとて今其事見へざる以前に退治せん事もたやすうらず我死せば秀頼卿の御運天に任する外なしと老眼に涙を浮めたりけるを聞て利政の此度内府當館へ入來有るこそ幸なれ老父秀頼卿の御爲疑ひしく思ひるゝ内府なり我忽に刺違へ老父の體憤を散せん者をも思ひ定め兄利長へ相談す利長聞て汝が志とわり有に似たりといへども只今見へたるともなきに天下の御後見たる内府を討時の忽に天下の亂を引起すといふ者なり若内府彌異圖あらんとき退治せらるゝもそららず今日亂逆を獲すとのかまへて無用たるべしと戒めたり利政陽に兄の教訓を承服する様に見せ兎角今日内府を討べしと兼て秘藏する備前兼光の脇差をさして神君の御側に近寄らんとす利長甚だ心を勞し始終神君の御側を離れず嚴しく守護すれば利政容易に手を出し兄に組留られては如何と寶山に入て手を空くせし心地して退きけり(基業)かくて表

書院にて御覽應此時の利家病氣故謝して奥に入利長と淺野長政御相伴す利家伏見へ參上之時は御給仕の御小姓計り長袴を着せしが今日は御前へ罷出る程の家人の皆長袴にて嚴重なる御覽應の御覽應の半に石田三成の何氣なく前田家へ參りしうへ徳川家御供の人よりいふ迄も亦し前田家の者共もすの何事うあらんと大に驚く所三成の式臺にて取次の者に今日御珍客御入にてさぞ御混雜察入す依て是迄御見廻のため參上しと申置て退きければ人先は安心せり三成の心ありてのとあらんと評する者も有とぞ(原書に三成此時編綴を着して推參し宴席へ入て神君に拜謁して歸る利家其推參を怒り追うけ討せんといふ神君の三成が爰へ推參する事豪氣あるといふへし是を討時の後世の誇りをまぬがれ難しと諫め止め給ひしとせむり天元雜記に長政が家人徳永如雲齋覺書を引て三成の式臺より歸り座中へ出ずと覺へたり依て本文をあらたむ)其夜三成の同志の輩へ廻文を贈り小西撫津守行長が宅へ急に參向有べしと觸しに淺野長政の今朝より前田家へ參りたりとて來らず其外の毛利宇喜多を始 悉く參會す饗宴を催して後三成すけるの先に利家始一統評定して三老并安國寺を使とし内府邪曲を質問せしに堀尾が秀頼卿の御爲ありとて強て和睦の事濟じ

うども内府より手を下して罪を謝せられず、利家決して對面せられざる筈なりしに細川忠興加藤清正等種々と利家をたばうり利家病氣にて公儀の勤向をも辭退せられながら伏見へ赴かれ又内府にわざむりれ變態をうけて悦びのあまり三老方吾とへ相談も亦く向嶋御殿を内府へ引渡し内府も其返禮に利家館へ入來せらるゝ今は内府と利家との實の和熟と見え彼兩人再度入魂と成り我等同役中にも内府入魂の者もありかくて今日當席へ御參會の三老始我と終にいとを左右に寄て家國をも没入され果に遠流極刑にも處せられん、眼前あり内府今夜藤堂宅へ一宿の由は是天のあたふる所の幸各御相談あるべきにやと其詞いまだ終らざるに小西行長進出惣じて去頃より各方評議を承るにいつも手延なる沙汰のみにて圖をはづさるゝ事更々心得られず利家卿をはじめとして内府諸事専らに沙汰せらるゝことを憤り給ふ、大老方五奉行衆皆同意あり幸に今夜藤堂宅へ止宿せらるゝ由に旅宿の事なれば弓鉄砲の備も少うらん藤堂も小身の事弓銃さのみ多うるべからず今夜藤堂宅を夜討して焼立るゝ左きくバ明日伏見へ歸路に伏兵を設て討果す歎此二の外あるべうらず内府さへ討取事を得れば味方に志の者の悦の眉を開き又頃日内府の威光に恐れ媚諂たる應病

武士一時に志を變じ味方に歸服するゝまたく内殘黨を退治せん、大風の草をみびりす如くなり只今速に決定あれと憚うらずたり是兼てより三成小西と内談してかくのやさせしとぞ毛利輝元始め一座の諸將の默然として更に是非をいふ者なし其時前田徳善院の増田長盛の方を會釋して某々存る所の如きの兩將どの大に異あり秀頼様御幼稚の間、大老方の下知を守り勤る事當然の理なり然るに利家を始め大老方差圖もせられざるに秀頼様御膝元に於て劔太刀の取合をはじめもしも内府を討もらすに於て味方は悉く謀叛人狼藉者と名付られむあしく罪に處せらるべし今夜藤堂宅へ伺候する輩も若干にて内府を守護する者物の數ならねども某々輩の堀尾信濃守あども今朝より藤堂宅へ参りたりと承はる内府方にかく用心嚴重なれば今宵の夜討も明日途中の一戦もかなふべうらず合戦時うつる程あらば伏見よか三河守秀康といふ猛勇の若大將關東の大軍引卒し馳下らん、味方忽に利を失ひん、必定と存し長盛にいひく思慮せらるゝやといふを聞て増田も此儀尤之石田殿此度の一儀に於て毎度短慮を宣ふと甚危しといふべし先日大谷刑部も亦い今度内府を失へんと計る人々の志を察する所秀頼卿の御爲一筋に忠義を思ひ立られしといひ見へず或は内府を伐て

其權勢を代らん事を思ひ或の内と遺恨ある輩を左右に寄て討亡さんとす徒も有り内府實に天下を傾んとせらるゝに於ては故大閤恩顧の輩皆一致同心して義兵をもちさんと何の難き事あらんや今見へたる事もなきに卒爾に事を仕出し人々滅亡するのみならず秀頼卿の御ためよろしうらぬ事になりゆうべ必後悔すべしと落涙して語りたり大谷が詞理あり卒爾の計畧思ひどまられよといへば石田小西の不興して互の問答時を移す其時長東正家雙方のやさるゝ所何も道理至極せり我等藤堂が宅へ人を忍ばせ置たればやがて立歸るべし其の左右を聞て彼宅備淺しき形勢ならば是より直に取りけらるべし若又玄以仰らるゝ通り警固きびしく思ひ留り歸り給へといふ程なく長束が忍びの者歸り來てやけるは今夜藤堂が宅より加藤主計頭池田三左衛門黒田甲斐守織田有樂細川越中守福島左衛門太夫堀尾信濃守有馬法印金森法印山岡道阿彌岡江雪其外數千騎伺候せり徳川家供奉人數は井伊兵部少輔榊原式部大輔阿部伊豫守其外若干の大勢にて藤堂が屋鋪に居餘り所に分散して内外滿たりと注進しければ然らば今夜の事ハ先延引すべしとて各空く退散す(基業天元實記)

利家使節請三盟誓の事

神君に黄昏に及んで利家の館を辭し給ひ藤堂が宅へ入らせ給へば兼て御懇遇を蒙る盟織田有樂池田輝政福島正則細川忠興淺野幸長加藤清正堀尾信濃守有馬法印金森法印山岡道阿彌岡江雪先より御伽の爲伺候せり新庄法印の伏見御館に参合せければ幽齋と同じく御供にて下り先刻より藤堂方へ伺候せり神君よりの榊原式部大輔を利家方へ御使して下軍なる馳走におづり別て過分に思召言を仰遣りさる其夜深更に淺野長政利家が使徳山五兵衛を伴て來り拜謁五兵衛が上るは今日は御出遊なされ 忝き次第に存り利家自身参上して御禮が上ぐべく處御覽の如く病中ゆへ心底まうせず使者を以てが上いと演説し其後五兵衛がけるは今日も利家御直にが上り通り利長事を頼入り夫により此上の願に利長事御如在遊ばさる間敷旨御一筆下し置れんに利長彌以て忝存すべき旨ありしうは神君聞召先刻榊原式部を以てが進み如く今日は丁率の御馳走謝詞盡しがたぐは利長へ我等如在有まじくとすの辨詞が受度よし其方よりが越さしとも此方より左様致すべく心得にまうと明朝の早々伏見へ歸り以事にいへば誓詞の彼地より認めて送るべしと仰らる其時長政 仰より大納言事御覽の如く病氣も日毎に重りいへば片時も早く御誓詞拜見致度存ひも余義なく存いとい

ふ其詞にたより五兵衛何卒願ひくは今夜御齋詞持參仕て利家に安心致させ度由上れば少  
 し御氣色よたぐひ見へしうば有馬法印すゝみ出て五兵衛に向ひ其方いはれざる事を申物哉  
 内府公一度御許容有たる儀少しも御違變あらせられるとあし伏見御跡館後遣ひさるべしと  
 の御事ならば思召次第の事と苦々しく申ければ五兵衛兎角をすさず退出す（基業天元實  
 記）其夜の明方御寢所近く人聲あひたいしく聞へければ近習大に驚きかくと申上る神君聞  
 召昨夜より奉行等が方へ偷人を悉く申付置き小西が宅衆議の様子も一々聞置たり敵より  
 する事ならんに偷人注進せざる事あるべうらず只今の人聲敵にあらじ此所舟着の淺程  
 近し商人水主等が賣買する聲立るあらめ夜は定て明つらんと仰らる近習の人々窓の戸明て  
 空を見れば夜は仄々と明初て敵の聲にはあらずして商船の物賣ひさぐ雜人共の聲なりしと  
 ど十二日辰の刻藤堂が家を御立ありて伏見へ歸らせ給ふ御途中御先は榊原康政御跡は井伊  
 直政守護したりいつの間にか大勢の御供人數伏見より大坂へは來りつらんわが夥多の御  
 人數ぞやと見る者驚歎せりさて伏見より利長へ御齋詞を申し下されしが利長我等に對せら  
 れ別心なきに於ていとあそばされしとぞ（天元實記基業）

○向島御移徙付利家卒去の事

三月十九日に神君向島へ御移徙の式行はる是は今日吉辰の旨陰陽頭より勘進すによりて  
 也抑此向島といへるは伏見城の南よわたり慶長元年丙申に大間此地に城を築せ給ひし時出  
 丸と稱し本丸より橋を架して行通ひ遊覽の所とせられし宇治川の中流尤地の窪き所ゆへ其  
 後の大地震に殿舎樓閣悉く傾倒しければ其後修築もなく荒廢したれども其地勢は宇治川の  
 流を帯し防戦の便りある地之近頃世上も騒がしければ利家神君を進めて此向島へ御移徙の  
 るべしと申されしにより御同意有て急に御館を新營せられ匠工構造を先頃より急ぎし所不  
 日に成功せしかば同月廿六日此新館へ御移徙ありける其時大坂の奉行共は豊後橋邊に待を  
 りて今日御移徙を賀し奉る神君御興より下り給ひ何も是迄御出過分のよと謝し給ふ奉行等  
 は大間棄去ありし後今に於て薙髮あれば皆褌袴を着せしとぞ福島加藤淺野黒田蜂須賀藤堂  
 森等の大小名在伏見の輩は悉く向島御館へ參上し酒肴諸調度器械馬具等思ひくゝに進上  
 すされど世評を憚りてや堅く御之關にて賀詞を演て退出せり其中有馬法印の奥殿へ參り  
 拜謁し夜更て迄四方山の御物語ヲ上しご御殿中て歸る時御近習中にも強勇の壯士十一人を



ちらみ給ひ法印が宅まで送り届くべしと命ぜられ此法印が轡をうこみて御館を出しに又  
 跡より御使有て提灯をも消て忍やうに送るべしと仰付られたりとぞ是法印近來無二に志を  
 のこひ今日も時刻を移さず参上し深夜迄御伽すれば石田一味の者共妬て不慮の事あらん  
 どの尊慮にやど人さすけりかくて此後の大老も五奉行も日々向嶋へ参上して万事を伺ふ事  
 故徳川家御威光日頃十倍しぬかくて前田大納言利家老病日々重り今の頼少くありければ  
 利政をも利長をも枕頭に呼寄て我太閤の恩をうくる事年久し去年の秋別れ奉り懇歎し  
 くもやまず此故に我病日々に重く成て今の世にある事長かるべうらず兄弟の者に中置の我  
 ちうらん後の世の成行様更に討られずいりある不思議の世に成ぬるども汝等兄弟秀頼卿へ  
 謝し聊う二心をいだりず豊臣家と存亡をともすべし凡人死せんとして最期に中事は親疎  
 ども空しくせずまして父が遺言心底にとめて亡跡迄忘るゝ事なりれどやければ利長利政  
 兄弟源に咽んでいりて庭訓をむなしくせんゆめく御心に懸らるべからずと答へしに利家  
 先の安心の跡にぞ見へにける其後も宇喜多中納言秀家を招き無跡の事を懇に遺言し閏三  
 月三日六十三歳にて終ふなき人の數にぞ入にける兄弟の子の更あり北方家人の歎きやらん

方なし病中北の方に筆とらせ書しめられし遺書あり我死せば遺骸の加州に下して野田山に  
 葬り北方も同じく加州へ下らるべしと有ければ利長奉行へ斷り三月下旬遺骸を加州へ下す  
 北方剃髪して芳春院と稱し柩にそひてぞ下られける抑此利家の尾州海東郡荒子城主前田藏  
 人利昌が第四の男重名犬丸後に孫四郎と稱童なりし時より織田殿に仕へ生年十四才にて高  
 名し其後故有て同朋十阿彌を切て亡命し弘治二年信長舍弟武藏守信之と軍有し時利家敵の  
 首二級取て信長の御前に参りしうべ信長其功を感じ給ひやがて兄藏人利久が世繼とし給ふ  
 此時より又左衛門と改め此後信長の御供といつも眞先うけて高名せずといふとなし元龜元  
 年九月攝津國大坂の戦に一人踏留り追來る敵を散々に打破る其功によつて初て一万石を領  
 す天正三年越前の國平さしうべ府中の地賜りり三方三千石を領し柴田修理亮勝家と屬せら  
 れ一方の大將となさる秀吉柴田を討に及び利家を頼み加賀國平げし賞として石川河北三郡  
 を賜ひ御山の城を守る是今の金澤の地之能登國平きて一圓二十三方三千石を加へ領し秀吉  
 苗字官名迄譲り羽柴筑前守と稱し十二年佐々成政攻下されし時越中三郡を割て賜り十四年  
 の春右近衛の少將になされ十八年の春從四位下參議となりて文祿三年の夏從三位權中納言

に昇り慶長三年三月十一日大納言に轉じ家司二人叙爵をゆるされうせられし後も従一位を贈られ光榮を子孫に残しけり後の論 高德院桃雲清見大居士といふ(藩譜基業村井覺書)其後大老五奉行評議して利長家繼て父にかり大老職に補せられたり其頃前田が家人徳山五兵衛兼て徳川家の御懇命を蒙りしうへ御機嫌伺に向島の御館に参りし時又神君御側召て大納言が遺言のいりにぞと御尋有しに五兵衛が上げるに大納言臨終以前こまに遺書を志たしめ肥前守へ相渡し其後今の際奥方枕邊に寄て御年若の時より數度の戦に若干の人を殺給へる罪業の程も恐ろし自うらがために裁縫たる經帷子を参らせて棺中へ納め進らせんとすけれは利家少く笑ひ我亂世に生れ多の人を殺せども罪なき者を狼に殺さず何の罪も地獄に墮すべきもしも牛頭馬頭赤鬼青鬼ども我を侮り町責せんとするならば我より先に死たる郎等もあまたあり彼等に下知し鬼共を切靡け冥途に武威を振ふべし無益なる事のためいぞ我の後世より今世に心残り多し五七年の命もあらは秀頼卿の御代磐石に定むべきを見ぬ世のさまぞいぶうしけれと眼を見はり齒をうみじめて逝去したりとすけれは神君利家が志を感じ給ひ御涙にむせび給ひしとぞ(基業村井覺書)

七將蜂起付石田解職の事

其頃在大坂の大名の中にも福嶋左衛門太夫正則池田三左衛門輝政加藤主計頭清正細川越中守忠興淺野左京大夫幸長黒田甲斐守長政加藤左馬助嘉明七將評議して石田三成方へ使を立て我々朝鮮在陣の間辛苦して軍功を勵み本朝の武威を三韓の外に振ひし甲斐幸長大閣殿下御感にもあつららず殊に一昨年の冬大明の都督揚鏑七十万の大軍を以て淺野幸長が守りし蔚山の城を圍みたる時加藤清正機張より速に出軍し兵船廿艘よて明軍數百船の中へ乗入追散じて即時に蔚山に入て大明勢を退拂ふ黒田長政の梁山蔚山に後詰して淺野加藤と一手に成て大功を立たるをも軍監として渡海したる福原右馬助垣元和泉守熊谷内藏允太田飛騨守早川主馬真直に注進せず愛憎を以て種々肝曲の注進せしよつて殿下御賞詞も賜はらず我々身命を抛たる軍功をむなしくせし此懲憤散じ難し我々歸朝後早速にも五人の目付共附殺さんと思へど福原の其許の婿其外四人も皆其許入魂の者されは畢竟其許に對し猶豫し今日に及べり然るに今に於て穿鑿せられず速に彼五人が罪を糺し切腹す付らるべしとの事なり三成其使に對し朝鮮軍功の七將を限らず其働の次第を以て夫々御感狀下されし

中に加藤淺野黒田の三將へ殊更御稱美あるべき所其事なきに殿下の思召にて三成が知る所  
 にわらず又總て天下の政務の五奉行相談して沙汰する事を三成一人におく仰越さるゝ所更  
 に心得られずと返答す七將又使を以て申遣ひしけるに殿下御病中よりしての朝鮮の事に限  
 らず何事も其許一人取計らわれし事たしうに承届其上福原の縁者其外四人の目付の皆其許  
 一人入魂の者共あれば他の奉行中へ達せず其許を目常と申入る所あれば篤と思慮有て返  
 答せられよとの口上なり三成の返答にも不及打過しうに七將度々使を立弓矢をも取れ我  
 申合て申進たる儀を聞捨に致置るゝ條以外の外無禮と云へし是非返答有べしとの事にて此許  
 論世上専ら風聞に及ければ神君伏見より池田輝政方へ御使あつてさまと仰さとさるゝ  
 といへどもいまだ定まらず其節豊臣家の近習に桑嶋治右衛門といふ者あり彼の三成推舉を  
 棄りたる者にて常々三成とい入魂とし夕夜中密々三成方へ馳來り今夜福嶋加藤等の七將の  
 此邸へ押寄ると風説たしうに承りし御油断あるべうらずと告れば三成大に仰天狼狽し兼て  
 入魂の宇喜多上杉の兩大老を頼みけれども兩大老せん方なく評議區にして決せず佐竹  
 義宣の口頃三成と懸なりしうに伏見に於て此事を聞大に驚き急ぎ大坂へ下り人数を森口

邊に残し手廻り計にて三成宅へ來れば三成大に悦び今度の始終を語り何分にも御救給はる  
 べしと頼みけり義宣聞て孰にも貴殿當屋舖に住居せられん事然る可らず病氣と披露し密に  
 外へ避られ尤にいと有ければ三成兎も角も御差圖にまうすべしと答ふ義宣ひそかに三成を  
 轎に乗せてともさひ宇喜多の中嶋の屋舖へつれ行たり秀家も景勝も參會し義宣とよなじく  
 相談する所景勝申けるに我等七將の心を考るに最早世上風説にも成る程の事を其儘に  
 濟せん事かなふべうらず内府篤と合點せられ七將へ異見を加へ給へ格別其外の者の扱  
 にていとも治まるまじと有けるに義宣我等も左様存しへば我等今夜三成を同道し伏見  
 へ歸すべし人数多くいての三成爲よろしかるまじとて三成を女乗物にのせ森口に殘した  
 る佐竹が人数あしつゝみて大坂を立て明方近く伏見に着し義宣の直に向嶋御館に參り拜謁  
 して委細に事の上申上げれば神君我等も此騒動の事の聞たるが秀頼代始穩あらずして然  
 るべうらずと思へば早と相談の扱あり度旨池田三左衛門方へ申遣ひしたれども未だ返答あ  
 り其許よくさる三成を同道致され重疊の事には三成當地にさへ居しへば何様にも致し能  
 と御挨拶有て義宣を歸されけり其夜本多佐渡守正信の御居所近く參りけるに御小姓御藥



加藤酒田等  
 七將の蜂起に  
 恐れ石田  
 三成夜伏見  
 に逃がり



を煎て居たりしうへ正信大殿のいふにどすけるに御風氣なりとて只今御寢所へ入らせ給ひ  
 いへば未だ御目覺にいへしと云ふさらば佐渡罷出いと仰上らるへしといへばかくとす上し  
 に御寢所へ召て其方の深夜に何故出い哉と御尋あり正信さんい石田治部の事如何思召いと  
 すければ其儘を思案すると仰らる正信御思案遊されいはい宜し某別にす上るに不及とすて  
 直に退出せり(諸書此時正信が君天下を望給い三成を助置給へどすたりともあり又七將  
 がす如く三成を誅せしめ給い此後諸大名が驕奢の舉動のり政道立べうらすといひしあ  
 ど様との説あり本文老るせし所の土井利勝の物語とて天元雜記の説によるところなり)加  
 藤福嶋を始め七將の佐竹義宣が三成を介抱して伏見へ立退しと聞く事を手延にし三成を取  
 逃し残念之是非三成を討果さんと皆々伏見へ馳來り各居邸へ立籠り大坂より人數を召寄せ  
 騒立神君より伊東圖書腦綱を御使とし各方の皆々大關恩顧の人々之然るに秀頼卿代始天下  
 靜謐をはうらんといせられず斯驛動を引おこさるゝといへ更に心得がたく存い各一度口外へ  
 出されし事其分に拾置がたしとの様尤に聞へい得共我等もかく度々和談の扱をす掛  
 て其儘拾置べきにあらす此上にも各承知なし難しとの事あらば三河守を速に遣いし三成を

手前へ引取すへし其路次中にて我々方へ引取い以後にて三成を討果されん事の勝手次  
 第たるへしとの御旨を演説す輝政是を聞き此事よが大坂表へも兩度御使を下されしう共吾  
 等の御縁者の事故我一存にて取計ひ難し幸ひ明夜の何れも我等が方へ參會すれば其節其  
 方列會の中にて其由演説有て尤にいと有ければ圖書承り明夜又池田が屋鋪へ至り七將參會  
 の席は出て仰の趣を演達す一座の諸將是を聞て一言の挨拶に不及當惑の跡成りしに輝政其  
 方の先休息せられよとの事にて圖書の勝手へ退く其跡にて七將又々相談ありて圖書を呼出  
 し清正正剛兩人中座して今度某等爭論の事により既に大坂表へも兩度御内意を仰下され又  
 今度御使に預り承知仕い某共三成へ對し遺恨淺うらず其上今度の出入世上の沙汰にも及た  
 る事にい得が其儘に差置い事の仕がたくいへども内府公の仰の旨違背可仕にあらす枉て御  
 差置にまゝせ可や何も熱談仕いどの段其方罷歸り宜す上給りいへど御請して此一事の靜  
 りぬ其頃中村式部少輔一氏生駒雅樂頭親正兩人向嶋御館へ參上り大坂に於て宇喜多上杉の  
 兩老堀尾帶刀を招て今度の備無事に事済し様取扱いひんやうすされしうとも各の大老奉  
 行中の間を取扱可や役目にい外様大名と三成と私の宿意を以て爭論に及び事某共取扱べき

にあらず依て兎角する間に三成大坂を立退當地へ罷越七人の輩も當地へ馳登りかぐてい當  
 地の騒ぎども相成べくいへば我共御用等も是あるべければ三人同道罷登るべくい處帯刀  
 の病に臥たるにより某共兩人罷登り此節風聞に承る所の急に事静りい義のあるまじく存い  
 然る所よ内府公御仁心を以て早速相續て天下の大慶何事う是にまうんやと申上げれば神君  
 聞召今度の事三成が邪正のどまれかきまされ大関在世より五奉行の重職におかれ天下政務の  
 沙汰する者を七人の大名私の宿意を以て討果さんとするを捨て置てい政事立難き故我等も大  
 に心を腦しける所早速に事鎮り悦存る所ありまうし此通りにて始終治り可や哉各にい如何  
 思ひるやと仰ければ兩人承り七人の大名も全く内府公仰を重んじ一旦の堪忍仕し得共  
 心底和らぎいど申にい是あるまじくいへば始終はうりがたくい其上三成七人の輩を恐れ當  
 地へ遣れ登りいて當御館の御膝を抱い事世上風説にあづりてい只今迄の如く重職より罷  
 立がたくと存いど申上たるに神君も左様思召ければ其方兩人三成方へ罷越今度の事先静り  
 いへども此上の所計りがたし三成世上徘徊せん事然るべうらず佐和山へ閑居し追う致仕の  
 願を捧て然るべし倅単人事の我等宜く沙汰すべしとよくい合點せんよふや聞らるべしと

仰ければ兩人畏り然らば御家人一人御差添下さるべしと申故酒井河内守重忠差添られ三  
 人三成へまうりて仰の趣委細演説すれば三成もとの外悦て何事も内府公御差圖次第に仕  
 るべし一兩日中各方へ御返答すべしとて三人を返し其後宇喜多上杉佐竹小西等の知音ども  
 相談し中村生駒を招て内府公の仰の通りよく佐和山へ罷越へしと御返答す上げれば神  
 君聞召加藤福島等七人の輩此上の異議も有まじとの思へども我等煩の三左衛門始め何れも  
 當地に滞留の事あれば如何あるべきや計りがたし三成佐和山へ歸城の時の三河守を見送に  
 遣りすべしと仰らる兩人承り御尤の思召し然るに於てい某共兩人も御途中御働のため見送  
 り可やと申ければ其儀の各心まうせたるべしと仰らるよつて閏三月七日(編年)三成未刻に  
 伏見を立て佐和山へ赴けい三河守秀康卿并中村生駒の兩中老も引ついき發足す醍醐山科邊  
 へいたれば三成が家人高野越中太山伯耆兵衛等騎馬の士餘多召連愛りしこより出て供に  
 從へい三成越中を以て秀康卿へ申けるいもはや家來共多く相成いへば爰より御歸り下さる  
 べしと申ければ秀康卿御承引き瀬田まで至りし所佐和山より大塙土佐榎原彦右衛門杯  
 足輕大勢召具して來りければ三成の瀬田大橋の本にて是迄御見送下され 添い最早從兵

も大勢に成ひ是より御歸下さるべしと申ければ内府佐和山切通迄見送ひ様被申付るれば左様にて致難しと宣ふ三成中村生駒兩人に向ひ我等家來共大勢に相成しても三河守殿御見送に預りての家來ども此後男を止す外あくは若御承引無く拙者此所に幾日にても滞留仕へしと申切れば兩中老秀康卿に向ひ三成達との願に申へば此所より御歸り然るべくは我も歸宅可仕と申により秀康卿の土屋左馬助といふ近臣に佐和山迄見送るべしと命ぜらるかくて中村生駒と共に伏見へ歸り給ふ三成もかくと見ければ家人に命じ左馬助を佐和山城中へむかへ書院にてさまく擬應し其上大間より拜領の刀を自身持出し左馬助に授けも少將様御差とも相成べくは大慶たるべしと渡し歸しける此刀は今も石田三成と名付て越前家の重寶として傳へらるゝとぞ翌日中村生駒の兩人は向島の御館へ參上し昨日少將殿の御供鐵炮火繩に火を付させ士分は皆囀丸腹巻を着籠たる様子瀬田より御歸りの時土屋左馬助を佐和山まで見送に遣はされし御舉動御年若に處天晴の御心附と兩人共感服仕いと申上げれば神君も御悅有て各左様に申さるゝ條三河守か身に取て琴にいと仰られしと(天元實記藩譜基業)

伏見本丸御移徙付豊國齋號の事

石田治部少輔三成佐和山へ盤居せし後は石田荷擔の大小名も手を束ね肩をかゝめて向島の御館へ日々拜趨し御家人へ隨從輕薄媚を求る有様人情反覆定めあき世の形勢どはかなければ淺野長東増田等の奉行人相談し毛利宇喜多上杉の三老へ申上出けるは内府公向島御住居の事故貴殿所入等も向島へ日々相集りし所京伏見の役人夜中より向島へ参り夕迄辛勞し奉はに伏見勘番の節は早朝より向島へ相詰夜中に及び御城へ罷歸り申様成とも渡りありて御城内の締りも宜からず願ひくの内府伏見御本丸に住給ひて御政務沙汰し給ひ然るべしと申へば堀尾中村生駒の三中老も此事尤然るべしと同意す上杉景勝聞てさらば伏見西丸に内府公住居せらるべきにやと有しに淺野長政此以前利家卿は内府公居邸を大坂より取建秀頼様御膝元にて御政務有度儀と御申の時内府公家人大勢の事故藤森下屋鋪の人数を引越はしとては輕からぬ事其上に當時京都に所司代もあければ禁裏守護の爲にも伏見に罷越べしとの事にて其時利家卿も尤と承服せられし此度も西丸住居にて家人迄の住居に不足すべしと申ければ三老もいづれも御本丸西丸とても同様の義あり伏見城に御住居然るべき旨

才遣りすべしとて堀尾中村生駒の三中老を使とし伏見向嶋御館へ遣りし其旨や上しに神君  
 聞召我等審所へ移りたるも利家差圖による所今又三老奉行中左様する上り免も角も差  
 圖よまうせやべしとて閏三月十三日伏見本丸へ御移徙なり是より先宇喜多秀家の堀尾に向  
 ひ内府公伏見御本丸に住居致さるゝとも大手御門番の事大坂より物頭の面々交代して勤  
 番有べき事とて渡りければ當月の伏見勤番前田徳善院堀尾より徳善院へ其旨を才遣りしけ  
 るに徳善院聞て是の大老の下知と覺へず内府公向嶋へ御移の時も向嶋の勤番役人一人も残  
 らずとて徳川家の家人へ引渡し明退し此御城へ移り給ひんに大手の番人計り大坂より交  
 代して勤ん道理あり我等存意ありと返答しけるが其當日に至り徳善院の大手其外諸門の鍵  
 残なく井伊兵部少輔に渡しければ是より大手其外諸門を管徳川家の御家人ばかりにて警衛  
 すめく伏見本城へ御移りの事黒田長政が心付にて五奉行三中老等へより談じあひて  
 終にかくの計らひしとぞ聞へける(天元實記)同年四月十八日に故大岡秀吉公遺言の如く  
 勅許ありて豊國大明神と神號を贈らせ給へば翌十九日遷座の式行われ社家に吉田兼豐後  
 に萩原三位左兵衛督と稱す寺家に妙法院道澄法親王聖護院門跡興意祭禮法會を掌る秀頼

卿よりの福嶋正則政所よりの青木紀伊守代參す神君にも同日御參拜御進薦の品の不及や社  
 人社僧迄悉く御施物若干纏頭も給ひ御師に照高院へ御立寄有て天台院の論議を聞せら  
 れ黄昏に伏見城へ歸らせ給ふ豊國の社頭に此後月々八宗の僧等を集め齋會を設け俗人舞  
 樂を奏し其外猿樂を興行し田樂舞々舞壯觀華美を盡せしとぞ(天元實記成績編年)

朝鮮軍中訴訟以下上裁の事

黒田淺野等が石田三成と遺恨の積りいふといへば朝鮮の合戦最中に大岡の御下知を傳ふ  
 る事有て黒田如水淺野長政と兩人朝鮮へ渡海せり其頃石田三成増田長盛大谷吉繼の三奉行  
 も彼地に渡海して有ければ三人殿下の命を聞て相談する事もあらんと黒田淺野が陣屋へ  
 参たり此時如水長政兩人の幕を圍て居たるが其わざに入て三奉行が來りしに心付ず挨拶  
 もせざりし故三成其無禮を憤り大谷が袖を引き増田が方に目くませし席を起て歸る如水長  
 政愛に於て心付人を馳て留じりとも三成更に聞入らず大切の幕を打れよとて吾陣屋へ歸り再  
 び會せず歸朝の後此事にとぞうへて三成例の巧言令色を取飾り如水長政秀吉公の命を蕪如  
 し奉行等を輕侮する旨諷言をなしければ大岡大に怒り給ふ如水長政は是より深く三成を怨



みたれは長政が子幸長も三成と不快に成り如水が子甲斐守長政も三成を憤る加藤清正の心  
 兩行長と戦功を争ひ互に確執あるに三成の其小西と殊更睦むければ清正を甚憎む此故に黒  
 田長政淺野幸長加藤清正三將朝鮮蔚山にての大功目付役福原大田垣見熊谷早川五人と謀じ  
 合せ鹿客よ注進しわざと大問の耳に入れざる故大問稱美せられず大問驚ぜられし後長政幸  
 長清正の三將戦功の空しく成りしを憤る所福嶋正則池田輝政細川忠興加藤嘉明も兼て石田  
 少愛憎により讒言を専らにする事を憤れは清正幸長長政に荷擔して既に三成を此輩黨與し  
 て討果さんどせし所神君の御はうらひを以て三成を佐和山へ盤居らしめ世上の騒靜隠し  
 神君の向嶋より伏見の本城にうつらせ給ふ後のまして其御威光一天四海にかゝりやき細川越  
 中守忠興にの豊後木付にて五万石益封せられ森右近太夫忠政の信州川中島にて二万五千石  
 加へ給ふ堀尾帶刀吉晴にの越前府中五万石を加増し是等の皆當春以來世上騷動を取しつめ  
 し功を賞せられし所とぞ聞へし是等皆神君獨斷の御政務にて宇喜多毛利上杉等の三老の手  
 も出し得ぬ時勢のありにけり依て太閤在世より混滞延引せし諸國の訴訟争論共追々召出  
 され理非明白に裁斷を加へ給へば下に冤罪を恨る民もなく上に邪曲をたくむ森吏も絶んと

す此時におなりかの黒田淺野加藤等の三將の福原始五人の目付共朝鮮陣中注進の邪曲を糺  
 さんがため既に先日も石田三成迄申達せし所三成が返答無禮なる故我々三成を踏殺しすべ  
 じとせむに内府公御扱ひ有て三成佐和山へ盤居せしうへに三成が事の相手とするに足らず  
 五人の目付共邪曲の實否只今に於ては内府の明斷を願奉る事の事なり神君捨置給ふべきに  
 おらずと大に心悩し給ひ大坂の奉行共を召呼れ其外朝鮮へ渡海せし大坂の右筆并小役人共  
 大勢召て其時の實否を内々御穿鑿ありしに其時軍監として渡海せし七人の目付の中に福原  
 始大内垣見熊谷早川の石田大内意を含み相違の注進せんとせしを同役毛利伊勢守高政竹中  
 伊豆守貞政二人の同意せざりしうへ福原少と文詞を改正し強て毛利竹中にも加判させ注進  
 に及けるにより此節竹中毛利と福原始五人の目付中争論ありしも世上の風説相違なき趣な  
 り其上にも藤堂高虎の毛利伊勢守と入魂のよし聞召て高虎をして毛利にも問ひせられしに  
 毛利其節の陣中の日記を高虎に渡して内々御覽に備ふかく内々御穿鑿し給ひし上にて雙方  
 對決仰付らる其日の故太閤在世御前吟味の式法の如く奉行諸役人列席の席へ雙方御前へ召  
 出され徳善院を以て淺野加藤黒田の三人戦功注進の事より目付中其節口論の次第委細申

上へしと仰出さる其時竹中は病氣にて出ず福原始五人の目付は未だ一言をすず毛利やけ  
 るの右注進の節伊豆並某兩人不同意にて福原始五人の同役と争論に及びし事の世上風説の  
 如く少も相違なくし乍併左馬助少し文書改以後某等兩人も加判仕ひうへは只今に於て  
 兎角すべき様はなぐし七人同様の御沙汰になし下さるべしといふ時淺野長政進み出福原の  
 じり五人の者へ向ひ各朝鮮渡海以前仰付られたる論詞より七人相談吟味を相違評議の上一決  
 の首上に及ぶべきは第一の御條目に候處竹中伊豆毛利伊勢兩人不同意にて加判致問敷とす  
 に付て争論の事御不審少からず我も同じく不審する所之此段詳に申聞らるべしと有し  
 に福原始五人の目付一言も申開詞なく閉口すれば神君御座を立給ふ其後淺野長政宅へ福原  
 始五人の者共呼出して朝鮮の海路遙に隔りたるを故諸將戰功殿下逐一開召給ひんため御目  
 付と心得各を遣はさる所依怙最良の注進をす上不屈の至之依ては重科にも成せらるべし  
 といへ共幼君御代始の事故内府公寛宥の御沙汰を以て各領知召上られ改易仰付らる旨や  
 渡はか此時福原右馬助の三成が惣ゆへ佐和山に寄食す垣見和泉守熊谷内藏允の三成入魂ゆ  
 へ佐和山近邊にて扶助し大田飛騨守の築紫に下り盤居し早川主馬長敏は奥州の方へさすら

へしと翌慶長五年神君會津御征伐として御出陣期に及び石田三成の推擧にて福原垣見大田  
 熊谷四人の大坂へ召返され福原の濃州大垣城代にあり垣見熊谷の同城備中郭を守り大田の  
 舊領豊州杵臼の城に籠り垣見が舊領富來城熊谷が舊領安岐城等の其家人共廢城を取立て籠  
 りし之(此一條原書曖昧にしてさだかならず基業にも福原始め奉書感狀其外注進案文等を  
 出し陳防すされども福原の采地收公せられ其餘はたい逼塞すとしるしたり天元實記に記す  
 所頗る詳實今これにしたがふ)又志州鳥羽城主九鬼大隅守嘉隆と勢州岩手の城主稻葉藏  
 人道通と年來の争論あり是ハ稻葉が領地より出す材木九鬼領内の川を下す故先年の稻葉が  
 方より其抽税とて材木并銀を九鬼方へ出しけるに大間薨去の頃より稻葉其抽税を出さず九  
 鬼是を憤り奉行に訴ふ奉行等評議して然らば此後雙方和談し今より後往古抽税の數半を以  
 て約定すべしと裁斷するといへども九鬼更に承服せず是非古來の如く少しも減せず抽税を  
 取らんと憤る故又争論再發し奉行等も裁斷に及びがたく神君の上裁をめぐに至る依て又  
 雙方御前へ召出され奉行等を以て其旨趣を尋鞠せられし上にて古太閤万民徭役の志げきを  
 憐まれ仁心を以て宇治淀川の漕税をゆるされしと遠國迄のいまだ命令届らざる間に大間薨

せられしされば大間在世ならんに此抽税もゆるさるべき事と仰ければ九鬼の遂に非據に定まりし故嘉隆大に恨を含み關ヶ原一亂に及んで三成が徒黨となりしとぞ其外に宇治の茶商等が茶料の願等も數年延滞せしが此時上裁に依て願の儘に許されたり(天元實記基業)

諸大名歸國付大坂御下向の事

神君其頃伏見在洛奉行の外に大坂奉行一人罷登るべしと仰出されしうば増田右衛門尉長盛參上す依て仰出されし朝鮮在陣して辛苦せし諸將の宇喜多毛利等を始め戰勞莫大の事大間在世ならんに夫の軍功を稱美して恩賞をも施さるべけれど秀頼卿幼稚の事あれば左様にもなし難しせめて朝鮮渡海の輩の歸國の暇を賜ひ明年冬迄も民を育じ兵を休んよ計らひせ然るべし我等かくやたる趣大老へも告て相談あるべし宇喜多毛利の兩大老も朝鮮在陣中久し名護屋に留られ今に大坂に在勤は千方苦勞なりと仰ければ増田大坂に歸り宇喜多毛利上杉前田に仰を傳ふ宇喜多毛利の何の思慮もなく我の秀頼卿御成長迄の大坂へ在勤せずしてのうなぬ事と存たりしに内府かく内意ある上の我の先歸國の御暇給るべしとて大に悦ぶ奉行の其趣伏見へ上れば然らば大間在世の如く暇の賜物も用意有べしと仰付

らる其時上杉景勝前田利長も奉行を以て伏見へ上上げる宇喜多毛利の兩中納言歸國あれは拙者共兩人相残り内府末列に加はりすべき事ながら景勝の在年國替して越後より會津へ歸るといへども問もなく上洛せし故國中仕置とののりず内府かねて知給ふとく奥筋の一揆所の事あれの一日も早く下り國法を付度し利長の當春父大納言卒去利長其跡を繼ぎもいまだ入部せず領内覺束あし弟能登守を召連れ北國筋の掟も正しや度との事奉行等上杉前田の願の趣伏見へ上なば内府定て御怒あらんと乍恐や上れの聊滞るく兩人の願も尤の事之勝手次第歸國し來年三月にも至り領國邊雪消を待てゆるく參勤有べしと仰出さるれば兩人も大に悦びて發足せり生駒中村堀尾の三中老も歸國し奉行に長東政家も暇給り領地に赴きける加藤清正も肥後に歸り黒田如水の豊前へ歸り細川忠興の丹後に歸り(大成記天元實記基業)八月初旬にいたり神君久しく御參内あらせられず傳奏衆へ評議してはうらふべしと前田德善院へ命ぜらるれば德善院傳奏へやて天氣をうかひひ十四日御參内あり御歸路に高臺院(政所の事)上立賣の館へ御立ち寄り翌十五日の八幡御參あるべしと仰出されしが祭禮ゆへ諸人參詣のむつらひたらしん事を思召し其の翌十六日御參拜はて歸らせ

給ひ我等風より大坂へ下り秀頼卿母子對面せんと思召しかと御持病氣にて御心にまうせられざりし所近日漸く御快ならせ給へば重陽を賀しながら九月初旬に下り秀頼卿成長の程をも見申度しと奉行へ仰遣はさる尤兼て片桐市正宅旅宿せんと約束したれども亭主心遣も氣の毒なり幸當時石田治部明屋鋪あれは是に止宿すべしとの御罷なれば奉行等の夫役人に命じ石田少屋鋪修覆掃除をいそぎけり九月七日淀川より御船に召申の刻に大坂へ御着岸直に石田明屋鋪へ入給ふ爰に於て在大坂の大小名我もくと拜趨して御旅館門前市の如し長東大藏大輔政家の歸國の暇給ひりしうと此御待受に未だ大坂に残り有しが増田長盛と同道し密に何事をうや上る事刻を移して退出す其後神君の井伊直政柳原康政本多忠勝并本多佐渡守正信を召れひそくに仰られけるのみ今長東増田兩奉行密に來て我に告る趣加州の利長思ひ立事ありて歸國の初より淺野長政に謀をのこし置我等明後九日城に至る時土方勘兵衛大野修理兩人に牒し合せ我等を討んどの事の由なり此事如何と仰らる本多正信聞て長東増田が密告の趣にも跡形なき事にていひまじ明後日の御病氣と仰立られ御出仕御延引伏見より御人數大勢召寄せられ然るべしとすける所直政康政忠勝の三人の御病氣仰

立給ひ御仕出御延引ありての慮し給ふに似たり只其御用心いひ何程の事ういへん御仕出あらまほしくこそいへどすけれは御出仕あるべきに定めらるいづれも伏見の御人數をば早し召寄らるべしとて伊奈圖書をして秀康卿の方へ委細の御内意仰遣はさる秀康卿伏見城中いそぎ支度とへの大坂へ参るべし當城の事の我等人數を以て兎も角も守護すべし番頭物頭も諸番所を明て片時も早く馳参るべしと觸給ふ此時秀康卿御勢配の機關召神君も甚御感あり天晴三河守が父にの生れまさりたりと悦ばせ給ひしとぞ(天元實記藩譜基業)其翌八日に神君増田が宅へわたらせ給へば長東も御跡より参上し夜中迄御密談有て歸らせ給ふ九日の重陽賀儀に参らせ給ふ本多佐渡守正信を御留守居とせられ井伊直政本多忠勝柳原康政其外酒井大久保平岩安藤等御使番渡邊等五人御供して櫻門に至り給ふ時勤番の徒御供衆多く御残られいへど抑留すれども兎角の返答も及ばず抑通る神君式臺にのぼらせ給ふ時増田長東兩人御迎に出て拜謁し薄き奉る淺野彈正のと仰らる彈正昨夜より俄も病氣にて内府様御登城の節罷出兼迷惑仕ひよし私共迄す越いしとす上る千疊敷廊下へうらせ給ふ時井伊直政跡を顧みて御使番五人衆の夫に残るべしといへば五人の残り其外七人の衆猶も隨ひ通

らんとす殿中目付の輩是を見て御供の人々残られいへどやを聞て酒井備後守忠利其目付に向ひ今日は内府用心致されずしてかなひがたき事いとて其儘進み行此形勢に恐怖も目付中も詞あくして通しけり井伊本多柳原の三人の秀頼卿御座の間の次迄も従ひ來り襖障子一重へだて、御對顔の間も御次に扣たり御對顔終りて御退座あり神君千疊敷廊下を右の方へ入せられ大臺所へと仰ければ増田長東御先立して厨屋の方へ至らせ給ひ酒井備後守を召て武間四方の太行燈といふ物外に無き物之供の者共に見せよかしと仰ければ忠利中の口へ出て御供中を呼參る是見よ珍らしき物ぞと仰られ各に太行燈を見せ給ひ直に御供を召具せられ内立關方御旅館として御歸あり此時秀康卿を御下知にて追々遣はされたる伏見の御家人我もくと馳參りし程に石田が明屋鋪よの居餘り隣家の石田奎頭が宅地まで入込たれば大坂の町人共迄目を驚らし肝を消し是の今も何事あらんと混雜騷動大方あらず翌十日伏見へ兼て歸らせ給ふべしと仰出されしが又思召の旨や有けん十日十一日の大坂に御滞留十二日伏見に歸らせ給ふ御供人數の四五千計なれば京大坂にて彌御威勢を仰ぐと泰山北斗の如し

(天元實記基業)

土方大野罪科付淺野隱居の事

其後神君増田長東の兩奉行を召て今度前田利長が隠謀にて淺野長政謀を合せ土方勘兵衛大野修理をして我等を討しめんとせし所兩人懇志ゆへ我等危難の逃れたり此上の隠謀の徒其與黨をも糺明し賞罰明白に行ふべしといへども左様有ての世上騒どもあり秀頼卿の御爲然るべうらず然りといへども土方大野の兩人の向後の爲め重も付べきなれども各存の通り彼等が心より發りたるにもあらず尤秀頼卿へ對し不忠謀反せしにもあらず遠國大名へ預け置べしとて奉行等再評議せしめ給ひ土方の常陸の佐竹大野の奥州の岩城に預らる依て大野の十月十日土方の同三日大坂を立て各配所へ趣く淺野長政其罪顯のれし事にあらざれば各方にて宜しく沙汰せらるべしと仰けり長政かくと聞て長東増田が方へ申けるに我等大間の御時より悴左京大夫陣代勤めよとて朝鮮へも兩度渡海せし程の事ありまして此程の追々老衰多病にもなりて奉行の勤も苦勞なれば夙より隱居願度心底に内府公御前の各宜しく御執成下され國隱居御免下されし機願いどの事之神君聞召奉行の事の重職されば我等一存にも差許すべきにもあらず老衰養生の爲とあれは餘義なき事あり心任せにせらる

へしと仰下さるれば長政も十月五日甲州をさして赴けり其頃淺野が家人ども長政内府公御  
 勘當を蒙られての以の外大事こと大よ心を惱しけるを其子左京大夫幸長聞て内府公の事  
 々に及ばず我父長政事も皆古格の寄合なれば何の氣遣り有べきとやたりとぞ果して長政  
 が歸國して五七日過ると江戸より中納言殿御鷹御馬綿小抽頭巾襟巻夜物に至る迄下され大  
 久保忠隣御使して参り父子とも忝かたじけなく謝し奉る御家人ども扱あつかい幸長がされしごとく長政  
 内府公御懇意變る事さしと安心せり(岩淵夜話に長政領地に隠居せんは猶憚り有とて武  
 州府中に盤居したりもに台徳公御懇に御尋あり又御城へも度々召て御懇遇のりしといふ  
 基業に甲州の府中に幽居とし武州の説を非とす然れども武州の説藩譜もほ、同じ本文の  
 天元實記による又大野が配所は基業編年に結城とし秀康卿預り給ふとす)

大坂西丸御遷徙付前田利長媾和の事

神君重ねて増田長束兩人を召て此節大老四人とも在國し各同役も淺野の隠居し石田の盤居  
 し徳善院は禁中の方御用多常に上京し大坂御人少にて長束の御暇も拜領しながら歸國も出  
 來兼趣氣の毒之此節大坂表あまり人少あれば我等大坂西丸へ引移て政務沙汰すべきかと思

ふは如何有べきや最當春向島へ移り又當城へ移りし節も我等心まかせたるべしと大老中に  
 も各方も申聞られたる上の今度改めて評議相談にも及べからすと申へども一先此旨各の了  
 簡をも承るぞと仰ければ長束増田承り既に當御城へ御引移の節も毛利宇喜多兩大老拙者共  
 へ伏見にても大坂西丸にても内府公思召次第に仰聞られしへ今度改めて御相談にも及  
 申間敷し仰の通大坂御人少にもいへば幼君の御爲重疊大慶の事と拙者共に於ても存しと申  
 上る各方左様存せられれば直に引移るべしと仰られ大坂西丸大間花廳に構造有し屋形を奉行  
 役人爰かしこ修復を加へ迎へ奉れば早速御遷移ありて伏見には秀康卿御居城有て御家人の  
 三十日づゝ伏見を交代して勤めける小身の御家人住居の爲め石田三成并空頭が屋鋪天満に  
 も石田下屋鋪有しを新に長家を營造せらる(一説大坂西丸へ御移の事の當年重陽に秀頼へ  
 御對面有し時より大坂西丸へ御うつりありとも見へ又一書に増田長束等大坂役人何か神  
 君御氣色にかなはん事を欲し秀頼とつねに御住居隔たる故に世上雜説多し大坂に御同居  
 然るべしとす、め奉りて御うつり有しとも見ゆ本文の基業并天元實記よしたがり)此後  
 の在大坂の大小名西丸へ出仕して時々御禮申上れはや天下御掌握の御形勢にぞ見へにけ

る其頃又長束増田の兩人を西丸に召て當秋土方大野等が御預と成り淺野彈正も國隱居せし  
 上の加賀の利長一人の身にかゝる一大事なれば各中を頼み一應も二應も陳謝有べきかと思  
 ふ所に今に至り左様の事もなし依ての利長彌反逆を企て當年中軍用支度し來春に至らば  
 其色を立べきうどの都鄙の雜説専ら各にも此事聞及べししうと仰らる兩人いりにも其風  
 説承はと御請す其時神君仰けるの各も存の如く我等世上の騷動を思ひ事を平穩に沙汰する  
 所利長却て反逆を企る上の少しも捨置へきにわらず我等秀頼卿御名代として北國出馬し征  
 伐せずしてかなひりたし各にも心得せらるべしと仰渡さる長束増田長り追御下知承る  
 べしとて退出す是より近う加賀陣有て内府公御出馬有りて風説世上に聞へければ丹羽五郎  
 左衛門長重西丸へ出仕し井伊神原兩人を頼み加賀陣の沙汰承ては長重幸に同國小松に在城  
 し利長も武畧の知透ては内府公御出馬あらんに長重御案内のため先陣承るべしと仰ける  
 依て長重御前へ召出され其方故殿下遺言を守り秀頼へ忠節感入し今度金澤表出陣に於ての  
 弓矢の常法其方先陣異論なきとして御酒御菓子種も饗應有て其上御盃に長光の御脇差を賜り  
 りければ長重悦大方あらざる恩を謝してそ退ける是も彌加賀陣の沙汰天下一般に聞へければ

利家以來加州へ懇意の大小名利長へ内密を通る者も有り中にも細川越中守忠興の丹州にて  
 此事を聞て大に驚き加州へ急使を立て利長卿今早く陳謝の使を立て罪かきを陳謝せらるべ  
 し此事家國存亡の第一關係猶豫すべきにわらずと諫けるにぞ利長の弟能登守利政並家老共  
 相談し今度京大坂に於ての雜説此節承り驚入し全く虚説にして利長更に覺悟に不及委細使  
 者に手合ひ由を手筆に認め家老横山山城守長知に持せて大坂に參らせ井伊直政にたより其  
 趣を上げる山城守西丸に召て御目見仰付らる山城守謹て言上しけるはたどひ中納言狂氣し  
 て故大納言遺言に背き不義の企仕にもせよ我々家老どもいかで國の爲君の爲諫言を加へ  
 り者あかるべき此所恐ながら尊察を仰奉るとさはやかに演説す神君利長誓詞は差越さずや  
 ど御尋あり山城守謹て言上しは去年太閤様御他界の御當秀頼様へ對し逆仕るまじき神文誓  
 詞反古仕ひよ於ては此上百千枚の誓詞も同様にい恐ながら利長平日の人物を御覽遊ばされ  
 心底の邪正御定下さるべしと仰上れば神君御顔色和らかせ給ひ兎角母儀國元へ下られし故  
 世上の雜説生じ安し母儀芳春院も人質とし家老差添差上らるべしと仰ける山城承り芳春院  
 差上り事は利長利政兄弟の思慮に御座し事にて私共卒爾に御返答には及兼い言上る然ら

ば早々歸國して兄弟へ能く聞へしと仰られ山城守暇給はり其日大坂を懸足す今日山城守御  
 前にて進退言語天晴大國の家老哉と人毎に稱美せり山城守歸國して仰の旨演達しければ利  
 政は不同意ありしかどもとかく内府公と御和睦破れては如何と利長並家老共同意し芳春院  
 に家老村井豊後山崎安房が子共を添て十一月中旬大坂へ差登せけり此時に至りては加賀陣  
 の風説やみて世上靜謐せり其後神君又増田長束兩人を召て利長の人質は我等と和睦のしる  
 しなれば芳春院並家老共子をバ江戸へ差置へしと仰らる増田長束承り仰御尤にはいへど  
 も公儀の外諸大名領地へ私に他家の證人差置し事いまだ無之いへば私共兎角を中上兼利利  
 長兄弟も得心仕へうらず此儀の幾重にも御勘辨あるべきかと申上るさらば其旨利長方へ申  
 遣ひし其返答にまかすべしと仰ければ長束増田もせん方なく退出す其後其旨を加州へ仰遣  
 ひさる利長の利政并家老共を集め此事を議しけるに利政の加様の事と知らば母上を大坂へ  
 の登せまじきを後悔千萬母上を江戸へ下しては當家末代迄の恥ありと憤りしうども利長の  
 細瑾を思ふの大國領したる者の所行ならず天命時節に順て進退すべきありとて内府公御差  
 圖に任て芳春院江戸へ差下し申へしと御返答申上ければ神君も御悦有て芳春院今迄安富を

極られし人されば不自由莫ん様に江戸にて家作造營申付べし當年寒氣の折柄なれば春に至  
 り暖和を待て江戸へ下らるべしとの事にて江戸第宅構造有り翌年五月廿日伏見を出て六月  
 三日江戸に着きぬ是れ諸大名の證人を江戸へ參らす濫觴とぞ聞へけり



校正 三河後風土記卷第卅三

不受不施派御裁斷付御鷹狩の事

前田中納言利長天命の歸する所をはかり芳春院を關東へ下すべきに定りしかば加賀陣の雜  
 脱みやみ世中すべて靜に京大坂も穩やかなれば大坂西丸は神君日々奉行頭人召山され公  
 事裁斷に御心をゆだね給ふ爰に日蓮宗の一派不受不施と稱し我宗派の外へは施す事もせず  
 受る事もせずといふ僧ども偏執同滯の私意を言つのり先に太閤大佛殿供養の時諸宗の僧を  
 召れし時も難澁して召に應せず今度豊國社頭に於て齋會を設け諸宗の僧綱凡僧普ねく召て  
 供養せられし時も召に應せず布施の品をも拜受せず同じ日蓮宗の僧共も皆其齋會に列り無  
 遍の法施を蒙る中に此一派のみ私論を言募り是を以て一天四海皆師妙法後五百歲高祖大菩  
 薩の本議とどめらそふ故其同宗の僧共引分れ上裁を願にいたりぬ神君いまだ伏見にましま  
 しける頃より奉行等此裁斷決じかねて上意を伺ふといへども此頃大坂も奉行役人數少き折  
 ふしあれば伏見へ召寄らるゝも御遠慮にて追々御延滞に及しに今は奉行等も御手近に伺候  
 し世上も靜謐さればかゝる延滞の公事訴訟人次第に召決せらる依て十一月十八日(編年)双



大坂西の丸に  
前田徳善院  
大に不受不施  
亦の僧侶論



方の僧大坂へ召下され西丸に於て其争論を聞召る奉行頭人等も皆列座する中にも前田德善院は天台止觀を極めし強識博學の學匠あれば經論を引て難問數度に及ぶといへども彼の僧どもも吾執偏同の説を強訴してやまず神君双方の争論を聞召彼僧共他宗の物を受ずとあらば日本國はいふ迄もかしいかざる殊域異國にいたるとも食する事も得ざるべし大佛供養に出席せざるの汝一派の堅義と稱する上の姑く沙汰に不及普天の下王土にあらざといふ事をし王土に有みぐら國命に違背し秀公吉御法會に國王に任て納經拜禮をどののへす布施をも拜受せざる條國恩を知らず國命を輕んずる罪科少なうらざる邪見を偏執する徒の日本國中王土に住居せしむべからずとの御裁斷ありて其徒三僧の遠流に處せられたり(原書に德善院と僧徒と論説を長く敷のせたり其虚實の知らず無益あるが故に今はおきてしるさず御裁斷の條の基業編年天元實記等大同小異之今中略して其要をこゝにのせたり不受不施の派元祿四年四月に至て此派長く斷滅せらる)其後十二月初旬増田長盛を召じて我にの各も存せらるゝとく若年より三河の田舎に生立て明善應符をのみ樂とせしに近年の京大坂にのみ侍候へば鷹の据方も忘たる如し此程の世上も物靜されば鷹符せまほしく思ふこと仰ける長盛承はり御尤至極に私事も御供仕度いへども當時長束も御暇給り水口へ歸城仕私一人に以得は私の御城御留守に残り可なり御鷹符の事へ殿下御時代御作法のとくいかにも取計らいすべしとて鷹方の支配佐と淡路守増田若狹守へ中渡けれの太閤存世鷹符の如く用意して御伽のため織田有閑細川幽齋有馬法印金森法印青木法印山岡道阿彌岡江雪前波半入も御供に參る井伊直政柳原康政酒井河内守重忠酒井備後守忠利等の御家人の御興の後方引下て備奉と其日所の野山を狩くらし給ひ攝州茨木にて御止宿あり其地の支配川尻肥前守宗久御膳を奉る是の十二月五日あり翌六日大阪西丸に歸らせ給ひ佐と淡路守増田若狹守兩人方への御使有て時服に黄金をそへ給へり鷹師等への巻物銀子大引餌指の類迄も白銀鳥目下さるゝ事潤澤ありかゝる事にてても卑賤の者迄も内府様とて尊敬大方あらざる京大阪物靜に治り上下安堵の思ひをなせり(天元實記による編年より此御符を十二月三日とす此時茨木八幡造營井社頭等の事をのす原書に此鷹符の事をばもらしてのせず又基業御本文に同じく十二月五日とせり)

宇喜多家中騷亂の事

後風土記卷第三十二

宇喜多中納言秀家の父和泉守直宗の代より長船越中守戸川肥後守岡豊前守花房志摩守といへる四人武功の家老にて世上にも宇喜多の四天王と呼ばれたる者共之越中守の病死し其子又左衛門といふ朝鮮に在陣中岡豊前守彼陣中にて大病にのぞみしかば秀家其病軀を問し時豊前守死になんくとして遺言せし長船又左衛門の父越中守に似ず私曲多き者之必政事を任せしむべからずとやけり然るに秀家の其詞をいつしう忘れけん又左衛門を紀伊守とあし國政を専ら委任しければ紀伊守が推擧の中村次郎兵衛といふ徒士を取立追ふ重役にあし二千石の祿をあたへ長船中村の兩人が權勢備前一國に肩を並ぶる者あし紀伊守頼に病死せしうべ中村是を浮田左京といへる一門の家老并戸川岡花房等其權を猜み毒殺したりと秀家にも説し家中へも一般其風説をいひせければ左京始め家老共憤り次郎兵衛を誅戮せんと云を聞て次郎兵衛が方にて若しともあらば一戦を遂んと家中雙方立別れ以外の騒動と成りぬ此事隠れなければ大谷刑部少輔吉繼聞て幼君の御代始大老の家中騒しうらん事然るべからずと此事表立内府公御沙汰と成りては秀家のためいかんと思ひ榊原康政へ相談する所康政も尤至極といへども秀家へも大谷より然るべく頼むとの事にて大谷も榊原も種

と工夫して心を盡すといへども兎角其事とのりず神君或夜近習の體に江戸より平岩主計が交代番にて先日登り式部より暇遣ひしたるに今に於て發足せず宇喜多が家中の事にうかり合夫も事とのりざるよし聞ゆ式部の我等家中にて大祿の者之他家の事にかゝつらひ利を貪るにも及まじと宣ひけるよし聞て康政其由大谷方へも告て其身の其夜發足し江戸へ歸る大谷も大に不興して増田長盛が方へ行て此事を語り某事大問の思召にて奉行職をも蒙り内府も御懇情を懸給ふ榊原も彼家中にて官祿重き者なれば某も康政も左様に利慾に耽る者とも思ひ給ふまじ是の定めて内府奉行と相談して糾察せんとの思召成るべしと思へば今日より宇喜多家の事某手を出すまじと存ありといへば増田聞て榊原の内府公家中の事あれが内府公御心次第之貴殿事の天下の爲之秀家卿の爲之内にて事治る様計り給へといひて大谷を歸しけるが宇喜多の家老共の榊原が俄に江戸へ下りしと聞扱ひ此程大谷等が扱も手切に成りしと心得秀家は是非中村次郎兵衛御渡有べしと強訴す秀家大に當惑し次郎兵衛の逐電したりと返答し次郎兵衛に早く出奔すべしと命ず次郎兵衛此節に至り尾舖を立退ての恥辱之切腹すべしといふ秀家彌懇問し明石掃部を頼み掃部よく利害をさとしけれ

バ次郎兵衛やうく承服し風雨烈しき夜寝笠を着し下部十人同じ姿よて立退きたり斯て家老共不臣の舉動をて置ぐたし宜しく裁断を請秀家より前田徳善院増田長盛兩人へ訴へければ其旨聞召早し其家老共四人共西丸へ差出す可と仰出され其日四人の家老等西丸へ出せし所深き御穿鑿にも不及宇喜多左京戸川肥後等の徳善院に預られ花房志摩守岡越前守の増田長盛に預れらしかば左京肥後守は龜山に赴き志摩守越前守は郡山に赴しかと關原一戦に及んで左京と戸川は徳善院に告て江戸へ下り花房岡は増田に隠れひそかに江戸へ参り濃州表にて軍功をばげまじければ四人とも御家人に召出さる宇喜多といふ苗字は御敵の苗字ある故輝り左京は此時より改板崎出羽と稱ける（此一條原書にあし天元實記基業編年よしたかふ）

諸大名饗宴付上杉石田合牀の事

兎角して年も暮ぬ明れば慶長五年庚子正月元日神君大坂本城へわたらせ給ひ秀頼卿淀殿に歳首の賀儀をよとふき給ひ還らせ給へば本丸へ出仕せし大小名悉く西丸へまうでのぼり太刀折紙を以て年始御禮や上る其外秀頼卿の扈從近習馬廻二千七百餘人組々を分て元日よ

り五日迄引もきらず参賀し奉る西城の賑はひ大方からず中旬にもいたれば在大坂の大小名諸番頭諸役人御禮應あるべしとて西城に於て四座の猿樂太夫を召て御能あり山海の珍美を盡し饗ひ給へば貴賤袖をつらねて参りつとふ其御威光ひとへに古太閤の在世にあとらず都鄙たゞ徳川家を以て天下の主君と仰ぎけり世はあへて花鳥の色香長閑き春の光にも石田治部少輔三成は佐和山城に塾居の後兼て上杉景勝佐竹義宣とは深く契約せし隠謀あれば晝夜寐食をわすれて計策を帷幄にめぐらし上杉をして謀反の色を顯はさせしめ内府御自身其征伐にむかはせ給はし上方大名一味して打て下り引つゝんで討べしと一決し此事上杉方へ牒し合せんと思へとも當時塾居の身あれば此密計を通じ難きにより寵臣渡邊宗桂といふ者を呼て汝家法にうむきたる舉動をすべし我是を以て汝を誅せんとせば家老共助命願をとへし其時汝を許すべし汝の夫より直に奥州會津に逃行べし上杉中納言兼て汝をば知られし者あれば必汝を召出さるべし其時ひそかに此密書を中納言に捧ぐべしと諸大名一味の印書を宗桂に授く宗桂畏りて家法を犯し既に誅を蒙るべき所ゆるされて會津に逃下る上杉景勝佐竹義宣どの伏見に於て兼て三成と密謀を謀し合せ置し事されば去秋會津へ入部有し後是も

同じ計略をめぐらしける其家老直江山城守兼續の堀口與三右衛門が子あり幼童の頃容顏美麗ありければ謙信入道深く寵愛せし小姓立より今壯勇の風俗骨柄進退周旋天晴大國の家老職此戰國にたぐひ少き文才辨舌にて武略は謙信の遺法を得て詩歌謠曲風流の衆藝兼通せずといふ所亦く今直江大和守實綱が養子にて景勝百廿万石の所領四分一を分て米澤卅二万石を領す陪臣にて大名あり石田三成もどより直江が勇略智謀衆に越たる人どありしを知り深く密謀を通じ置ければ景勝入部すると其儘同國河沼郡比田の里昔佐原十郎が孫廣盛が古城百六十餘年荒廢せしを取立其所より三十町斗りかたわら香指(一本神刺)の郷より佐野川の端まで取入て方八町の新城を築き若松の城へ往來の道を廣め橋をかけ領内役夫八万餘人を課して不日に構造を急げる(大成記基業)其頃渡邊宗庵より諸大名一味の印章を景勝へ出しければ景勝是を直江に示し主從悦大方からず侍大將共を呼集め評議する所に藤田能登守守けるは三成最初加賀大納言殿父子を欺き一味とあし内府公を討んどせし所細川殿異見にて此謀破れ其上七人の大名衆に憎れ佐和山へ退られたる遺恨にかゝる謀反をおこしたる者さればゆめく御同心有べうらず内府公と御合夥ありて御家長久の御計有べしと諫を聞て

直江大に怒り其方へ去冬上洛の時内府直次の刀金百兩小袖十襲其上御盃まで下され種々御懇ある御もてあしに逢て内府最負に成りたりと見へたりといへば藤田も怒て我等天正年中より御當家へ來り先手大將を勤め大祿を賜る身が引出物にめて、他家を最負せんや御家のためを存じて諫を奉る直江が詞理不盡ありと争へども景勝もどより万事直江まかせされば彌石田に同意の返事せしこそうたてけれ(夏日記閑談)此の後の景勝も直江もいよく藤田の三心ありと疑ひ是迄藤田と上田生水兩人をして諸浪人を抱させしが藤田の内府へ對し先鋒の斟酌と見へたり頃日抱へ置たる浪人共の差上て他役を願ふべしとすければ藤田の太に憤り其天正以來佐渡退治新發田坂を始とし當家の先手として軍功天下に稱せらるる所之切腹仰付らるゝとも先手を他人にゆづる事仕難しとす切とかくする間に藤田脚疾ありこり那須の温泉に浴せん事を願しむば藤田浴泉の願して當家を出奔するありと風説あり然らば對手を遣はせとて穂村造酒之丞二百人計にて白川口まで追うくる藤田の罪なくして逆心の名を取ん事口おしと起請文一通を書置し三月十三日夜中會津を立退き白川より那須へかへり江戸へ出て上洛し大徳寺に入て遊藝し源心と號ける(藤田關原一戰後御家人に召出

され一万五千石たまひ大坂陣に軍監を誤り祿を收公せらる(粟田刑部も藤田も同意にて上杉が謀反を諫て用ひられず是亦會津を立退し藤田の追人來らぬ前に白川口を出終りしうは追人むさしく引返す粟田の直江が討人のため残らず主従ともに討れたり是等の事にて上杉叛逆の風説まされなく京大坂へ聞へたり(夏日記基業)

越後下野邊一揆注進の事

上杉中納言景勝の直江山城守兼續がそゝめに從て領内の古砦共一と經營し壘を高くし渾を深くし其上近國の賊徒郷民等に金銀米錢をわたへ一揆をおこさせ諸方を騒動せしめんとす隣國の凶徒等是にかたられ他領を侵掠し要害の地に新砦を設道を堀切橋を渡し切所毎に人数を籠置往來を妨げし程に隣國の領主代官大に驚き早速大坂へ早馬うたせ上杉叛逆の由注進すると磯打波のとき去年景勝逃て入部の事不審する者多うりし故果して謀反疑ひおしと思ひぬ者ありけり殊更越後の上杉が舊領されば舊恩を思ふ國民共をすうしかたらし一揆をおこさせ會津よりもひそくに人数を出し一揆よ力をそへて國中を亂妨すれば越後の領主堀左衛門督秀治其家老堀監物直政越後よりいそぎ大坂へ馳登り景勝謀反疑ふし御油

斷わらばゆゝしき御大事に及ひべしと上る其外奥野兩州の堺鹽原といふ所に群盜あり是等みお其昔のさる武士ありしが所領を失ひ今野伏といひ成心是等も上杉が寡に應じ數百人群をかして近郷を侵掠しければ下野宇都宮城主蒲生藤三郎秀行が所領の代官神戸平左衛門其強盜數千人擲取て尋問するに上杉が催促により金銀米錢を受て一揆を覆したるよし明白に申出ければ其中一人を縛して大坂へさし登せて注進す強盜共の妻子眷族の皆會津領へ逃去しとぞ又上杉が家人五百川總殿助弘春の一揆を助け兵卒を出し蒲生が領内所々を亂妨せしが蒲生方兼て覺悟せしめば嚴しく追拂ひ大勢討取たり鹿沼領にても郷民群盜上杉の寡に應じ近郷へ火を放て亂妨す蒲生が家人上坂源之允外池信濃等馬廻の物頭等輕卒數百人にて追撃すかくのとき關東北國所々の注進により京大坂にては只今敵の押寄るかど騒動大かたからず諸人安き心ばかりけり

會津御使侍豐光寺直江書簡の事

京大坂にては會津騒動の風説専らされども遠國の事しめさせし證もみられれば又例の流言虚説たるべしとぞい沙汰する所に江戸並東北國の諸大名より追々注進あり堀監物馳登り委

細才上れば彌疑へきにあらずと神君増田長盛大谷吉繼を召て上杉中納言反逆の風説實々しくも思はれずといへども世上風説あだやかあらず各も人を差下し中納言へ異見を加へ早々上洛有て世の人心静からん様せらるべしと仰ければ増田長盛が家士川村長門と増田大谷兩人違書して上杉へ送ける景勝返答は當春早々上洛せんと用意せし所病氣其上餘寒烈しければ今暫時保養し快氣に及ばば早々上洛仕るべし我今何の遺恨有てか異心を企へきや内府御心安からん様各に願入いど何氣あき返答之其後日數ふれども景勝より沙汰もあく隣國の領主よりは彌景勝謀叛に紛れあき旨注進櫛の齒をひくが如くすれば神君かさねて伊奈圖書を御使とし會津へ下され去年入部の節秀頼卿御代始の事あれば來春は早々參勤あるべしと直に申談せし所參勤延引するのみあらず諸浪人多召抱へ兵具あまた取集め領内の米を城々へ運び入香指原へ新城を取立本國越後へ往還の路を作る都て不審の事少あからずもしも別心あきに於ての速に上洛せらるべきありと仰下さる景勝圖書に對面し内府仰聞らるる品々の皆景勝が國中の政務之更に御不審禁る仔細を其上故太閤嚴命あり奥州の昔より一揆所にてやゝもすれば騒亂せんとす會津へ入部して三年が間の參勤をゆるすべし國務正

しく經累を糺し諸弊を嚴にして國中靜謐に治る事肝要ありと仰付られ入部したれど一昨年殿下御大病の事承りし故急ぎ上洛し其後幼君御代始去秋迄の大坂へ相詰し漸く去秋御暇下され又當春直に上洛しての國法を正す暇あし若夫ども是非上洛せよとのとからば諂者の虚實糺明せらるべし既に殿下三年御免にて在國する上の卒忽に上洛の致すまじくは太閤薨逝幼君御代始の事あれば大老五奉行謹愼して御遺命を守り共和して天下の政務私曲あく沙汰せんに再三懇詞をあす所内府やゝもすれば大閤御遺命に叛くれ幼君を蔑如し驕縱の沙汰せられ我等を始め毛利宇喜多前田等歸國の後の彌專ある舉動景勝見聞に及ぶ所誓付て參らするとして書面を圖書に渡したり其頃神君の相國寺の豊光寺覺長老に命ぜられ直江山城守一封の書を送らしめらる長老の景勝にも直江にも入魂あるが故之其書に

能以飛札申達し然は景勝卿御上洛遲滞に付内府御不審の儀不少し上方雜説穩便無くに付伊奈圖書河村長門守被指下し此段其使者口上に可申達し得ば多年申通ひ上の愚僧笑止に存如し此に香指原に新城を取立越後津川口に道橋を作りし段何篇も不可然し中納言殿御分別相違ひ共貴様異見油斷に内府公御不審無し據りて存し景



勝卿に御別心無くいひ、靈社の起請文を以て御申開可被成内府御内存にてい事  
一景勝卿律義ある御心入は太閤様已來内府公御存知の事にい得ば御仰分品さへ相立い  
は、異義不可有之い事

一近國堀監物一より上は間御陳謝無之いひ、御申分相立申間敷い何籍にも御心中に  
可有之い事

一當春北國肥前守利長卿異義の所に内府順路なる思召にて無別義思の儘に静謐仕  
是皆前車の戒にい其元兼て御覺悟可爲尤い事

一上方にて増右大刑事内府公へ被申合は間御申分いひ、御申越可有之い神式え  
も御仰越可然かの事

一千万も不入中納言殿御上洛速に付如レ此は間一刻も早御上洛い様に貴殿可被相  
計事

一上方にて專取沙汰の事て會津にて武器取集いと道橋御作りいどの事にては内府公  
一入中納言殿上洛御待可被成し事候又高麗を御使者御遣は間若降參不仕いひ

來年う來る年う御入敷可被遣は其御相談可被成し間御入洛近可然い其上に  
て御疎意被仰分は様少も早く御上洛尤の事  
一愚僧貴殿と數ヶ年無等閑や通い得は何事も笑止に存如レ此にい其他の存亡上杉家  
の興廢の境にい條被廻思案の外他事有之間敷と方端使者口上申合い頓首

卯月朔日

豊光寺承兌判

直江山城守殿

御宿所

(直江が返書諸書にのするといへども長老が書簡天元實記基業よりこゝにのせたり)  
長老の書簡會津に到着すれば直江返簡を送る

今朝之尊書昨十三日下着致拜見多幸々々

一當國之儀於其許種々雜説有之に付内府様御不審之由尤無余義奉存併京伏見  
之間にさへ色々に取沙汰無止時は從遠國と云景勝若輩と云似合たる雜説と存い不  
苦義にい條可被安尊意い定て連々可召聞相分い事

一景勝上洛延引に付何角たれ觸ふ由不審しんに存ぞ去年國替被二仰付一無レ程上洛仕去年九月  
 下國當年正月上洛と申はいつの間に國之仕置可レ被二仰付一哉就な中會津の雪國  
 にて十月より三月迄の何事も不二相成一當國之案内者に可レ有二御尋一然は正月よ  
 り企二雜説一上洛延引と有レ之を景勝逆心何者か具に可レ存し哉不審に奉存し事  
 一景勝別心無レ之を以て以て雜詞一可二申上由去々年以來記請文反古に成し重  
 ては不レ存二申入事

一太閤様以來景勝律義仁と御思召し由於レ然は今以不レ可二別義一世上之朝變暮改之義  
 存合し事

一景勝心中毛頭別心無レ之を得ば誰人の儀無二御糾明一逆心と思召し不レ及二是非一  
 兼ては又無二御等閑一險に以て誰者御引合是非を御尋可然し左様に無レ之を内  
 府様御表裏と可レ存し事

一北國肥前守殿義思召儘に被二仰付一由御威光不レ淺存し事  
 一増右大刑御出頭之由珍重存し自然用所之義の可二申越聊於二景勝一表向之取次

にて以て然て景勝逆心歴然に以て共一應及二異見一以てこそ士之筋目又は内府様御爲にも  
 可二相成一所説人之堀監物奏者爲仕種々の才覚を以て可レ被二申妨義にては無く以て忠  
 臣の倭臣の御分別次第重て可二願入一事

一雜説第一上洛延引の段被二仰聞一以て是を御使者に如二申合事

一第二武具集し事上方武士の今燒の茶碗を炭取ふ以下の人らも道具御所持の由  
 田舎武士の鎧鉄炮の道具支度を其國の風俗を思召御不審有間敷し但世上に無  
 之を不レ似合道具用意被レ申し共景勝不肖の分限何程の事可レ有レ之を哉天下に不レ似合  
 御沙汰と令レ存し事

一第三道作舟橋被二申付往還の煩無レ之を襟被レ仕し國を被抱し役に條如し此に於て越  
 後も舟橋道作に就て殘り以て可レ有レ之を到底堀監物可レ存し當國を罷移新仕置も  
 無レ之を事に本國といひ久太郎踏潰し事何とも不レ申し監物計作道に恐れ以て色の  
 義を成し弓箭を不知無分別者と可レ被二思召一景勝對二天下一逆心の企有レ之を諸堀目  
 切塞防戦の支度こそ可レ任に四方へ道を作り要害の險難を順路に致し自然御人數被レ向

いづれ一方の防さへ相成間敷い 况十方防事可相成者に裁縫令他國へ罷出  
 共一方へこそ景勝相當の出勢可相成し 諸口如何として可相成し哉中不  
 是非うつつけ者と存し景勝領分道橋を付し跡從江戸 毎御使者白川口の跡可  
 有御見分 其外奥へ御使者上下被し 御尋御尤に猶御不審のい御使  
 者被下所境目の跡御爲見い 御合點可參事  
 一 無御等閑間にても以來虚言に成し様の義の自他のため被仰間敷し高麗降參不し  
 いて來々年御人數可被遣と有之の儀に可爲虚言歎一笑い  
 一 景勝事當年三月の謙信追善相當の條左様の隙を明度中に可被致上洛 内存故人數  
 武具以下用意の義は抱國の軍役に在國中に相調し様に專被し付し所増右大  
 刑に使者被し越いて景勝逆心の沙汰不穩便の條於無別心 其上洛尤の由内  
 府様御内意の由とても無御等閑いは説人のす成を有様に被仰聞急度御糺明いて  
 こそ御懇切諭たるべき所無御旨趣逆心と觸し條無別心は上洛いへると乳香  
 子あひむらひ被成し事不及是非い昨日迄企逆心い者も其方便はづれいへ

知らぬ顔にて上洛仕或の縁邊或の新知を取恥不足を不願 人の交をさし類の當世  
 風は景勝身上にて不相應い心中無別義いへども逆心天下に無隠いを卒爾に上  
 洛仕い 累代律義之名弓箭の覺迄失い條説人御引合御糺明無之以前は上洛被成  
 間敷い右の趣景勝理り非歎不可過尊察い將又景勝家中藤田能登とや者去月半に  
 當國を引取江戸へ罷越夫より上洛仕い由に問方事知可し 景勝被遣い歎内府様  
 御表裏歎世上沙汰次第に事

一千言万句も不入景勝毛頭別心無之い上洛の儀は不相成い様御仕掛い條不及是非  
 非い此上にも内府様御分別次第に上洛可被仕い段此儘在國被し 其太閤様御  
 置目を相背敷通の起證文反古に被致御幼少の秀頼様を見放被し 内府様を無首尾被  
 仕此方より手出被致してはたどひ天下の主に相成いても惡名難通い條末代の可  
 爲恥辱い此所無遠慮何事を可被仕哉可被御心安い但説人のす儀を實義と  
 被思召御疑於有之不及是非い然上は措詞も堅約も入間敷い事  
 一 於其元 景勝逆心と成い如く於隣國も會津 働として觸廻り或城へ入敷を入兵

紙の支度し或境目人質を取所し新關を構は様は浮説し得べ無分別者之仕事に以聞  
聞も不被入の事

一内々内府様へ以使者成共可被宣し得べ隣國より讒人打續種々虚説や成家中  
より藤田能登引切参しへ逆心歴然と可思召所に御音信杯や上みの表裏の第一  
と御沙汰は條右の條々無御糺明内へ以使者もや上間敷は逆意無之通折節御取  
成奉願の事

一何事も乍遠國推量仕義は條有様に可被聞召は當世様の余情々問敷事に以得べ  
自然實事も虚の様に可被成ひのや迄い得べ被應御目以上は於天下黑白を御存  
知之義は條被仰下は儀の万事實儀と可存御心安さの儘むさと書進すは慮外不  
少い得共恩意や伸ひ爲宜得每意不願其憚者也侍者執奏恐惶敬白

四月十四日

直江山城守兼續判

豊光寺

侍者御中

神君此返簡を御覽じて大に怒給ひ我齡六十に及びしうともいまだかゝる無禮の文を見ず此  
上の急ぎ會津表へ發向し景勝を誅伐すべしと仰出されけり(原書に此返簡を大坂御出軍の  
御道にて御覽有しとあるす大に誤れり御覽ありて彌々會津征伐決せられし事の家忠日記大  
成配天元實配基業皆同じ)

大坂奉行等諫書付漸正諫書の事

其頃前田徳善院を以法印の京都に在勤せむが此事を聞て上杉と御和睦を扱はんと大坂へ下  
り増田長盛と熟議して會津御發行の儀御延引下さるべき旨諫奉りしかども神君ははや東征  
の御志を決せられ御同意あらざれば長束生駒中村等の在國在邑の輩へ飛脚を以て其旨を遣  
はし各同意し逆書の撰書と擇ぐ其文に

一とても秀頼様御取立之儀に御座は條上方に被遊御座天下靜謐に彌々被仰付遠國  
は出入之義於有之は諸大名を御差置御下知御加は様にと奉存の事  
一各屬意之趣御参奉存以得其自然に諸大名不和之儀有之節の如何様にも罷出可  
成程肝煎の様に被仰出に付て如く此上は今度直江が所行不届之儀御立服御尤

至極奉存し乍去直江義他國之人と交を不致誠之田舎者にて不知其禮儀不調法故如此に以問當年中被加御遠慮其後も景勝不罷登いはば至來年御出馬御尤に奉存事

一太閤様薨去以後如何様も出入之儀御座以得共皆以御實慮首尾相調す以處今度景勝御征伐之ため御下向被成いへばたとへ早速思召之儘に被仰付以共天下之瑕瑾と下々も可奉存事

一第一秀頼様御幼稚に御座以然ば大坂に御在城被成諸事被仰付以てこそ諸人重々敷奉存べく以今東國之御下向被成以ては秀頼様を御見放被成以様は諸人推量可仕以於是非當年之儀は御遠慮被成以様と達てや上度奉存事

一先々御兵糧東山道は從先々於去年不作仕殊更當年者飢饉之様に承及以御兵糧之儀如何に御座以半哉又雪前之御働も差詰り可や哉旁以來奉御出馬被成以様奉存事  
長東大藏太輔政家  
増田右衛門尉長盛

五月七日(一本六月七日とす)

德善院法印玄以

中村式部少輔二氏

生駒雅樂頭親正

堀尾帶刀吉晴

井伊兵部少輔殿

神君御覽じと各親切に申越る、所尤至極之然共上杉中納言上洛せらる、所延引之段我等へ對して如何にもわれ秀頼卿を輕蔑するといふべし私に是を宥恕せん事天下のため然る可らず太閤も嶋津北條が召せども上洛せざりしかば自身征伐せられし先例既に明白之我等景勝を征伐せんに彼猶降服せざらんに腹切せて程なく凱旋すべし各氣遣せらるべからずと仰ければ中老奉行等其上の強を抑留もあながたく詰塞りてぞ居たりける北頃加藤清正の在國せしが此事を聞て神君の御ためひそかに愁ひ山岡道阿彌を頼み密書を捧て諫奉りける此度上杉景勝逆心により御成敗の爲め御馬を出さる、由いはれなき事かと存以故道阿彌迄遠慮なく思案の通りを言上し其子細の第一内府まで高官を極め給ふ御身とて御自身御手

と下されて御合戦あらん勿昧なき事と存し幸今人数も拘は得は清正に仰付らるゝか細川  
 越中守福嶋左衛門太夫加藤左馬助池田三左衛門黒田甲斐守を遣はされんに何の子細か  
 き夫も覺束なく思召れいひ隣國の伊達最上南部等の人々に被仰付いんより御手厚き御  
 備と存し其上に御心元なき思召れいひ御出馬有て然るべくい我つらく接するに此度の事  
 の大老奉行共一味の密計にて石田三成兼て景勝をかたらし景勝を叛逆人として餌にかひ内  
 府公を關東へ釣出し其跡にて兵を擧上方勢を以て追討にせん謀どの鏡に掛て見る如く存し  
 三成智謀ありといふとも生得勇ましく義ましく恐るゝに足らずといふとも御遠慮を加へられ然  
 るべくい其將の籌を帷幕の中に運らして勝を千里の外に決すと承りいどの事之神君大に  
 悦ばせ給ひ清正の志今に始まる事之今度内意の趣祝若是に過ずい乍去我幼弱の昔より戰  
 場を以て家とせり近年當地に有て久敷合戦の術を忘れたるも似たり今度の東征の老後の慰  
 と思はばかたぐ出馬せんと一決せり清正の武勇といひ智謀といひ其上我等内縁もあり天  
 下に懸なき弓取なれば京都守護のため伏見に留置度と思へども鎮西の事も心元なければ熊  
 本に在城して世上の動靜をうらひ九州に變もあらば計策をめぐらし遊浪を静めて我に力

とありせ給ひるべし我等の近き關東出陣し景勝を退治仕置し付東國を靜謐して追付歸洛す  
 べしとぞ仰遣ひさる(大成記基業に依て)このす但清正此時の在國されば密書を山岡迄  
 呈せしあるべし清正伏見々此事の上御返答承りて鎖を解き大坂を熊本へ歸ると云ふ誤之  
 前田中納言利長の母堂芳春院の其家老前田對馬守横山山城守大田但馬守山崎長門守等が息  
 男共をそへて五月廿日伏見を出て江戸に赴き六月五日江戸に着せしう住宅調度衣服以下  
 迄江戸中納言家御心を盡むいたり給ふ事恐にわたらせ給ふ芳春院思ひの外に悦び忝き  
 事に思ひ利長利政の方へ細く御懇遇の忝よも送る前田家の彌々無二の御味方とぞ見へに  
 ける(大成記藩譜)

會津征伐軍議の事

六月八日(北越軍記五月朔日とす其外編年六月十一日原書にの六日本文の基業による)會津  
 征伐御出馬あるべきに決定しければ大坂西丸へ諸大名を召集られ軍機手配を仰出されける  
 其席に於て堀秀治が家老堀監物末座より進み出て申ける恐多しといふとも其所存を申上り  
 奥羽の地に險阻の地多くい中にも白川より會津までの間に背負勢至堂とぞ無雙の險隘にて

北越軍記鳥津  
左京進福久法  
印月下齋とあ  
り同書に會津  
は諸方寄口七  
所有り白川  
の道二筋南山  
口と背矢とハ  
白川と會津の

以ハ御先手越度さうらんよよく御遠慮をめぐらさるべくハ尤御大事に以て申ければ神  
君俄に御氣色替り監物大事とい何事ぞ雙き切所にもせよ敵の鎗一本なれば味方も鎗一本  
之其餘の勝負ハ兵の剛脆に有て地の險夷によらず左様ある切所の先陣ハ我等勤べし我等昔  
岡崎一城の主たりし時より或ハ多勢にうこまれ或ハ大敵と戰爭して廣場の野軍夜討伏兵抜  
懸先登後詰後殿終に一度の越度さし今關八州を管領す是皆軍謀策軍士訓練に寄る所之景  
勝分際にて狭少ある小城に楯籠り防戦せんとすといへども味方ハ天下の大軍兵糧運漕ハ  
自在ニ我等一人の手勢計りにても景勝誅伐せん不足ハなし况哉諸將の合力あるをやと仰  
ければ一座の諸將其威光に舌を振ひ恐服す時に最上出羽守義光進み出て申ければ某ハ家人  
由利惣八郎ハ弟源鎮と申僧の以て頃日諸國行脚して罷歸ハ會津邊經歷して今度景勝ハ手  
配備立の評定承り傳へ可申景勝香火院雲銅庵謙信の影堂毘沙門堂にて家人悉く集會し誓  
書をかゝせ妻子ハ皆會津城下に取籠置白坂方白川迄二里の間草籠原を戰場と定め白川口一  
番手の安田上總介順易二番ハ嶋津月下齋(武濃談話解下齋原書下々齋ハ誤ニ)其外領内城  
ハ人數を分て家老共を籠置別して白川城にハ四方の人數を籠置て京勢を防がせ景勝ハ背矢

關宛有て會津  
より西原餘是  
よ登れは會津  
重下地見寄  
るハ備城持懸  
へおたり白川  
へ逆寄りて京  
軍と一戰ハ勝  
時ハ上方ハ附  
て出る負ハ白  
川と勝所とせ  
んと景勝命す  
直江ハ白川を  
一の木戸と川  
持かたれ海道  
無難ハ左朝右  
朝の切所有て  
京軍攻入難し  
此所を懸置ぎ  
西の關白坂を  
海道ハ一軍筋  
原を切平野一  
般の場とて京  
軍一度ハ白川  
へ押入しゆ石  
田ハ其左右を  
圍て伏見ハ懸  
を上げて伏見坂

を後にし長沼に出張し京勢の變をはかりて寄手の後より討てめらんとす又軍令を下し  
て先代謙信の人數積りの常ハ八千計り此度も其例たるべしと申渡したる所直江山城守兼續  
杉原常陸介親憲諫けるハ謙信公にハ仰の如く八千の人數積りなりしうども時と人との相違  
あり謙信公にハ武田北條と國境を争ひ推名神保等と戰を挑み給ふ其上に其頃は國を所上に  
合戦ひ進さく敵も味方も諸方に勢を分るによりて一方に人數を集る事を得ず八陣の遺法に  
もとづき八千の兵を用ひ給ひしも理りといふべし今度は日本國中の大勢を敵に引受味方僅  
かる勢を以ていかでか防戦かあふべき是を時の相違とはすハ又謙信公は孫吳をあざむく希  
世の名將其軍令に従ふ老練の侍大將おまた有しかども今ハ其時の老武者多半は黃泉におも  
ひき殘る者共多くは未熟の若輩計り是人の相違あり戦はざる以前に味方懸して物の用に立  
べからずたどひ弱兵ありども人數大勢なれば先手も後頼母じく軍を勵いべし敵は味方を大  
勢と見ば心おくれ懼き自由あるべからずと申ければ景勝も尤かりと同意し本陣は八千後陣  
は三里(上道あり)隔て三手に作り一手毎に二万人都合六万人ありと風説承りいれ申上れば  
神君關召景勝名家の軍略夫のみに限るべからず然といへども味方は機に臨み時に應ずる軍

を攻括し東に下らば敵の會津を於て江府へ引取べし其時ハ江戸へ攻上らんに關國の諸將會津を攻そへんかといへば本莊甘藤安田等其事更に氣遣を以て云に江府東小森城を五百川龍助平林内藤介南ハ山王味を對面として横川指に大岡親馬指苗代に杉原常陸今井源左衛門長沼ヨシ勝津玄蕃二本松に下條龍河須賀川ヨシ板野馬場津州七結川帶刀指眞に中條とく四郎彌上北國野左衛門方

野伊豆深尾市左衛門安田勘助高力國壽志賀惣右衛門を籠らせたり又會津ハ白川城を大手として西關白坂と鑿澤口左衛右衛門と云切所あり南關ハ常州堺大ヌカリといふ皆白川への道也二本松白石關馬場川にて政宗をさへ西ハ津川庄内有り北ハ米澤にて出羽口をさへたり

謀密策千變万化少しも恐るゝに足らず先攻口の手配仙道口は佐竹左京大夫義宣伊達信夫口は伊達左京大夫政宗米澤口は最上出羽守義光越後津川口は前田中納言利長北國より直に馳向ふべし堀右衛門督秀治村上周防守義明(二本頼重)溝口伯耆守秀勝等加賀勢に先達て發向すべし白川口は内府御父子にて御發向ある浦生勢相馬並那須七人衆以下先手の輩は此口へ發向し御下知を待て一同に攻入べし御供して發向すべきは上方大名銘々姓名をしるして渡せ給ひ大坂御首途は六月十五日會津攻は七月廿一日と戰期を仰渡されければ諸大名各各御發向を畏りてぞ退ける其歸途に山内對馬守一豊は太谷刑部少輔に伴ひしが途中にて密にかたぢひけるは景勝退治の事は中老奉行中連署して御延引あらん様に諫られし所少しも承引なく俄に御出馬と決し給ふ内府如何ある御所存かといければ大谷聞て是にハ深き御思慮有と見へし第一國に叛徒ある時輕々兵を發し敵の用意備ひらざるを討時ハ敵ハ城郭全からず兵甲糧米も築らぬ事されば殊伐ちし安心次に連署して異見を以て輩の中に景勝一味同心の者もありて事を左右によせ御進發を延引させて景勝防戰の用意とハのへんどの謀客有かと思察し給ふるべし又今日諸大名を召集め其顔色動靜を御心付られ景勝と一味の者あるかと

察し給へん爲衆議をよさせ聞召たるからんと某ハ推量しぬと答けり山内大に感じさて又今日堀監物が背矢の險難をす出ける處内府公不興の御氣色ありしハ如何と問に大谷又答てやけるハかの背矢といふハ奥州第一の切所にして一夫道をふさげば万卒通行を得ざる事ハ將卒共に皆聞知ていまだ其地に至らざる先より心を惱す所案内者たる監物が此切所一大事ありといふ時ハ諸將以下益氣を屈すべしと察せられ大勇の御詞を發し給ひ敵の氣を呑む名將の一言に一座の靈臆病愈て勇氣を生ず内府ハ軍務の智識ありと秀吉公常々稱美し給ひける程有て吾等迄も感ずるに餘りありと語ければ山内聞て彼是思ひ合するに當時智仁勇三徳備る名將の内府公の外有べからず天意人望の歸する所終ハ内府公の天下になり給ふべしとさへやけバ大谷聞て壁又耳わりあなましくとて立別て歸りける

大坂御首途付伏見御留守の事

六月十五日會津御進發御治定有しかバ御暇乞のため大坂本丸へわたらせ給ひ秀頼卿淀殿へ御對顔あり程さく御凱旋有べしと仰るれば秀頼卿母子も饒の品々まいらせられ西城に歸らせ給ふ此頃石田三成ハ佐和山より家人未東權大夫(一本鈴木權六又陶山權右衛門)を使と



北越軍記  
の御帷子  
袖のひも  
織越前の  
口御笠を  
島津殿と  
名馬に召す

今度御進發の御供せんと願ふ三成の整居の身關東下向然るべからず子息隼人よ家老を差添て下すべしと御下知あり是三成少志の關東下向に事よせて軍馬の支度せんが爲とぞ又伊達政宗の東國案内者たる故に諸將に先達て御暇給りし夕景勝が領内の道々差塞て通行を得ざれば佐竹岩城相馬へまゐりて夜を日に繼て馳下る(天元實記基業藩譜)十六日に大坂西丸に佐野肥後守政信御留守とせられ大坂を御首途あり前田徳善院増田右衛門尉をはじめ諸役人七組の番頭近習の諸士一統大手迄御見送りとして出にけり(天元實記)其夜の伏見城に着せ給ひしうへ鳥居彦右衛門元忠御馳走として御供の人へ牡丹餅煎茶を出す元忠殿なれば杖にすがり殿中を行めぐり御供群士に向ひ皆能參り給へどすける大勢の中には御城代の御振廻とも覺へぬ物をとす者ありしうへ牡丹餅嫌の人はいる事御無用といひあがら通りしとぞ能く多く支度せしと見へ翌朝迄其牡丹餅大半切又残りしを御供の人取て懐中せし者もあまたありしとぞ十七日に伏見に御滞座あり御留守のとも仰付らる元のとく本丸鳥居元忠松丸の内藤彌次右衛門家長三丸の松平五左衛門近正松平主殿頭家忠守るべしとて鉄砲二百挺兩人に預給ふ大坂より勤番する者皆大坂へ歸し給ひ御家人の外に

の木下若狭少將勝俊のうりの舊のとく西の丸を守らしめらる元忠家忠家長近正四人の者共今度會津陣の供せざるも残念に思ふべうらず家人多き中にも分て其方共當城へ殘し置事のよくく備に思ふが故之(基業)然し當城人数少にて汝等苦勞成るべしと仰ければ鳥居元忠某の左様にい存せずし會津御征伐の事の大切の事にい得ば御家人一騎一人たりとも多く相連らるべくし京大坂只今の通で静謐ならんに當城の某と五左衛門兩人にても事濟しもし又殿様御下向の跡に世の變も出來して敵大軍にて攻うこみいんに於ては近國に後詰せん味方のあしとでも防戦うあふべうらずされ御用ある御人数を少しも多く當城へ殘し給ひんと無益にいと上る其後のむうし君御十一歳元忠の十三歳駿州今川方に人質としてましくける折の昔物語も夏の短夜更過ければもはや御寝遊ばしいと上元忠御前を退んとと元忠不行歩されば小姓ども手を引けと仰付られ頻に御落涙ありしと翌十八日早天に伏見御進發われば元忠家長家忠近正はじめ御留守居の人々の大手外まで送り奉り何とやら御名残おしく拜伏す是今生の御暇乞と後にぞ思ひ知られる鳥居をはじめ四人の勇士忠と義理と勇たる猛き心の玉のをも長うるまじきまるとしにや思はず涙にむせびける(原書より)

伏見にて本多正信へ石田の謀反の計策を知し召わざと關東へ下らせ給ふ由の御詞を志るす  
是後大臆断之取にたらず本文の大野智心が物語とて天元實記にのする説による

會津御進發御供人數の事

慶長五年庚子の六月十八日辰の上刻伏見御發駕あり御供に陪從するに井伊兵部少輔直政榊  
原式部大輔康政本多中務大輔忠勝同嫡子美濃守忠政二子内記忠朝酒井宮内少輔家次酒井河  
内守重忠其子右兵衛太夫忠世酒井備後守忠利大久保治右衛門忠佐同治部大輔忠隣其子新十  
郎忠常與平美作守信昌其子大膳太夫家昌平岩主計頭親吉小笠原信濃守長政其子兵部大輔秀  
政戸田左門一西其子采女正氏鉄本多佐渡守正信其子上野介正純清山常陸介忠成同藤五郎忠  
俊阿部備中守正次其弟左馬助正吉本多豊後守康重高力左近太夫長房菅沼織部正定盈其子新  
八郎定仍大須賀五郎左衛門定政菅沼小大膳定利内藤三左衛門信成天野三郎兵衛康景石川長  
門守康通本多縫殿助康俊岡部内膳正長盛保科甚四郎正光三浦監物重勝西尾隱岐守吉次永井  
右近太夫直勝内藤修理亮清成丹羽勘介氏次柴田七九郎康忠高木主水正正次三宅惣右衛門康  
貞同彌次兵衛正貞設樂甚三郎貞光山本帶刀賴重坪内喜太郎利定稻垣平左衛門長茂植村土佐

守康忠御一門の入り此の忠平之妻頭清宗同和泉守家乘同内膳正家廣同酒部守康遠同源七郎  
康忠同隱岐守定勝同外記伊藤同紀守守家信同丹波守康長同周防守康重其外御旗本の健士悉  
又供奉す又御跡はも追々此下向する上の方大名の福嶋左衛門大夫正則其子刑部少輔正之弟掃  
部頭正頼池田三左衛門輝政其弟備中守長吉同吉左衛門京極修理大夫高知筒井伊賀守定次後  
野左京大夫幸長田中兵部少輔吉政其子民部少輔長顯淵川越中守忠興其子與一郎忠隆堀尾信  
康守忠氏山内對馬守一豊有馬中務大輔則頼入道法印其子之妻頭豊氏藤堂佐渡守高虎養子宮  
内少輔高若加藤左馬助嘉明黒田甲斐守長政峰須賀長門守至鎮生駒源岐守一正寺澤志摩守廣  
高富田信康守知信若田兵部少輔重勝其弟大膳亮重治稻葉藏入道通綱田源吾長益入道有樂其  
子河内守長壽金藤長近入道法印紫之其子出雲守河重徳永下總入道昌法印其子左馬助昌重  
丸丸長門守守隆本田因幡守利長松倉豐後守重正分部左京亮政壽古田織部正重勝小山遠江守  
秀康市橋下總守長藤桑山相模守一貞龜井武藏守致炬石川之妻頭康長石川伊豆守貞政(家譜)  
舟越五郎右衛門景直佐治源守右政堀田若狭守一頼(家譜)其子彌右衛門政長佐久間河内守  
政廣三好新左衛門康清三好爲三入道津田小平次長與補保長三郎相模秋山左近光匡赤井五郎

作家忠栗林輝正忠貞次岡田助右衛門善長中川半左衛門忠勝兼松又四郎正吉長谷川甚兵衛重  
 成西尾豐後守光教山名輝正少弼氏昭秋田東太郎實季松並平左衛門極樂院山岡備前入道景友  
 道阿彌同修理亮景益能勢兼津守頼次岡田庄五郎善同善尾半左衛門祐植平左衛門正俊鈴木越  
 中重愛別所孫次郎水野河内守清忠村越兵庫頭顯光一柳監物直盛津田長門守信成天野周防守  
 景俊(大成記)雄光(奥平藤兵衛貞治河村助左衛門山城九左衛門(大成記)式部少輔落合新八重清  
 佐藤駿河守堅忠大嶋雲八郎義長平野九左衛門清水小八郎工藤勘介竹村忠右衛門貞金佐久間  
 久右衛門安政其弟源六勝之友野長門守重恒小松久助正道溝口源五郎堀田權八郎野間久左衛  
 門伊丹兵庫助正親野尻喜太郎(大成記)三(三)仙石小貳施藥院森宗兵衛其外小身の輩の枚擧す  
 るにいとまわらず都合其勢五方餘騎の次第に大坂を打立て奥州へぞむひける前日より御  
 軍令嚴正に志て道中驛路亂妨を制禁せられければ兵卒民屋往來を妨る者あし異の耕し商の  
 關ぐ取て生産を失はず行旅の道を避るに不及万民大に安堵の思ひをなせり(大成記)

大津城御遷應付水口御夜行の事

十八日の晝頃に大津の城に若せ給ひ城主京極宰相高次北方の江戸中納言家の北方に御

姉君よわたりせらるれば一方ならざる御ゆるりゆへ大奥へ迎へ参らせられ御對面有て晝餉  
 すし給ひあつてもてなざる高次の妹松丸どのも伏見までいまだ御對面もなりあしけ  
 ら給て見へ給ひ給ある御もてなし終りて表へわたらせられ京極の家老黒田伊豫佐々加賀  
 多實越中瀧野圖書山田三左衛門同犬伏赤尾伊豆安養寺文齋今井掃部岡村新兵衛等皆兼  
 て御見知りの者なれば召出されども御懸なる御詞をかけらる其外も頭立たる者に御逢  
 あるよしと仰られければ高次文齋に命じさる者共召出し姓名披露し御目見せし中に淺見藤  
 兵衛と名を聞召て彼志津が嶽にやと仰ける高次仰の如く柴田方に罷在は者とさされれば  
 の者事兼て聞及びたり惣て宰相殿には勇士を好給ふ故よき者數多御持以故當家の事は別て  
 頼母しく存と御意ありしを有難き事と京極家未々の者迄存心奉る籠城の刻も殊更に志を盡  
 ち勇を勵ましけるよし(天元實記)今夜は石部を以て御旅館とさる長東大藏大輔政家水口  
 より参上し拜謁し明朝は居城にて朝餉を進らせし立よらせ給はん事を願ふいかにも既瀧  
 せさせ給はん御遷應成程輕く仕るべしと面命有て來國光の御遷行平の御刃を政家父子に  
 賜ふ政家父子大に悦び恩を謝して退き急ぎ城内を掃除し主役をいとなみけり然るに其夜成

大津城御遷應付水口御夜行の事  
 大津城御遷應付水口御夜行の事  
 大津城御遷應付水口御夜行の事  
 大津城御遷應付水口御夜行の事

水口にて今夜  
仕果すとい  
ふ左近天狗も  
驚かして内  
殿今も小蛇を  
御東へ下り  
給ふと大熊と  
成り給ふ今夜  
難計せば勝利  
軍中に有と三  
成をすとい三  
千人まで原浦  
觀音寺邊より  
大舟廿四艘草  
漕石部へ廻り  
子丑の刻に押  
掛け斥候を三  
五人遣はしけ  
るよはや御立  
あり跡にて  
人音もなと  
いへばあされ  
はて、歸りけ  
る

の刻俄に石部を立せ給ひ夜中水口を過ぎ給ふと渡部忠右衛門(天元實記犬輪平右衛門  
に作る孰が是なるや)御使として長東方へ遣はされ水口城へ陸路有へしと御約束遊ばされ  
しかども俄に余儀なき御用出来して立せ給ふゆへ立よらせ給はずと仰遣はさる長東は次に  
驚き其跡より急ぎ参り十九日の晝土山の御跡息所にまかり餘り御名残あしく存御機嫌を伺  
はんため参上せりと申上げれば召出され遠路の所はるゝ是迄参上懇切の志御満悦思召と  
て來國光の御刃を賜はり政家大に悦び恩を謝して立歸る今夜は關の地蔵に御止宿めり實や  
昨夜長東石部へ参詣して後其地の代官篠山理兵衛参上し長東明朝君を水口城に招請し奉る  
とておびたしき用意の様不審少あからず難説も區々にていへば明朝水口御立寄は御延引  
有て然るべしと密を告奉る神君御旅行いつも女房四五人づゝ召具せらる今度も例の如く女  
中十八計り具せられしかば其女乗物に召て夜中篠山理兵衛御道案内し音川半兵衛宗春土屋  
宗左衛門其外近習少を御供にて石部より関道をへて土山までいたらせ給ひしと云(原書十  
八日朝石田三成が密使を平岩親吉捕て石田長東が密謀顯しければ水口へ立寄り給はずと  
しるす例の妄説之今成績編年によりて本文を改め正せり)

大谷石田一味付安國寺の事

石田治部少輔三成の去年の春より佐和山に盤居してますゝ(鑿策を帷幄の中にめぐらし本  
意を達せんと晝夜心肝を碎きける所神君は既に會津御征伐として伏見御出馬ありと聞しり  
て天を仰ぎ地を拜し悦事限りあし家老共を召集め去る年太閤薨去まじゝて後いゝにも  
して内府を關東へ欺き下し其跡にて義兵を擧て追討にせんの上杉佐竹と謀し合せ朝暮思ひ  
を碎し所天其忠精を助て景勝が義旗を擧るにより大事既に成就の時至れり此上の時日に移  
さす三成大坂へ馳登り先諸國の軍勢を催促すべし我手の勢の侍大將廿八騎馬貳百人弓鉄砲  
の者四百人雜兵都合五千ばより召具すべしと申渡す三成兵を擧ると風説をき、世上何とあ  
く物騒がしく人心も別れゝに成り行て關東へ下らん用意の上方大名も三の足踏もありけ  
んがし三成の大谷刑部少輔吉繼とかねて刎頸の交淺からず殊にの智謀ゆゝしき者故是非味  
方に引入れんと思へども先大坂に至りて奉行中評議し毛利宇喜多等へも牒し合せんと既に  
佐和山を獲足せんとせし所大谷の近年内府公御想深き事なれば御供して關東へ下向せんと  
思ひしが持病に犯されし故伏見御出立以前使者を以て持病心にまゝせねば治療を加へ御跡

より追付奉らんとす上る大谷病身の事兼てしるしめたる事故とありと聞召よく養生して平快の後ゆるく下向すべき旨御懇に仰下さる然るに此程の病もいさう快ありはれバ江戸迄も下らんと猶子木下山城守頼繼嫡子大學吉胤を召具し六月廿日伏見を立廿一日濃州垂井の宿に着たり三成此よも聞て榎原彦右衛門を使者に遣ひし招かしむ大谷の病の見苦しきを恥て紙帳を隔て彦右衛門を召寄某のいそぐ旅行より石田殿に何用有て招かるや其方有増をすべしと有ければ彦右衛門承り御存知のとく近年内府威勢強大にして幼主の天下を篡奪の時すても顯れたり三成忠義の志忘れがたく伏見を出る日より上杉佐竹と謀し合せし密謀只今時至りて内府を關東迄曳出したり依て時日移さず西國勢を備え幼君の御名代として近日其跡を慕ひ關東へ發向せんとす其時上杉の會津より討て出佐竹の東國を押へ前後より挟んで討時の勝利の眼前幼君の御代の盤石と計りし忠義の大望貴殿も定て御同意あらん勿論なれば猶委細の御荷擔を以て御細評をも願ひんため御來駕をす入るゝことすければ大谷暫時沈思して内府威勢強大にして政事を専らにせらるゝとも豊臣家の天下を篡奪する迄の事によもあらじと我に懇遇厚きゆへ思ひ迷ひし吾誤り景勝卿

始め奉行の人々密謀して内府を引出されし石田殿の妙く奇くの才智謀計天晴ゆゝしき忠義膽感ずるに餘りあり夫あらば内府伏見進發以前夢ばかりもなご吾にの知らせ給はざりし予關東へ下られての如何ほど矢猛に思ふともとても合戦勝利の得がたし幼君せめて十五六歳にもあり給ひ御自身御下知ある時に大問恩顧の諸將誰か進背を諫言せらるべし我等事の兼て内府入魂なれば此度下向せざれば志を變ずるに似たり家の子郎等共思ひん所も取らしければ是より關東へ下るべしとて彦右衛門を歸しけり三成此とを聞て押返して彦右衛門を使とし仰の趣一々尤に承りて去あがら此度の一大事はや諸方の味方へもす通じ世上にも風説に及べば關東へも聞へいへし然れば不得止事此上の貴殿の如き智謀の良將を得て軍議をも相談すたし幼君の御爲と思召三成に御命を賜ひいへとす遣ひしければ大谷聞て武士の命を所望と有りらひ心得し追付夫へ參らんと彦右衛門を返し其後大谷父子佐和山に行しかば三成城外に出迎へ打連て城に入あがら三成大谷に今度の芳志生を世々忘れ難しと謝しにけり其時大谷は貴殿より再三の御使殊更是非なき御口上を承はるに依て同心やい貴殿と某は振分變の昔より合せし事もあれば今我命は進上致し内府の懇意は近年

の事其本根を捨ていかで枝葉に拘はらんやといひながら本丸に入ればさまじく響應して後密談敷刻に及ぶ三成今度の計略諸方の味方委細に語り西國勢は箱根に旗を立て三方より江戸へ打て入内府を打亡すべきは一戦の功にあり殿下御奉公の仕納めにいふを聞て大谷命を軍門にさらし名を末代にとめんは武士の望む所といへども時節をばはからぬ企て静に治りし天下を他人の物にせんと無念ことて落涙す三成夫は何故とへば大谷貴殿はさすが殿下御前にて年久しく御軍法をも見聞し殊に天下の御眼代をもつとめられしかかく目の付かざるは秀頼公御運の末と存ひ只今貴殿下さる所一ツとして味方の勝とは思はれず下手の碁を打に我かくさば敵はかくの如くせん其時は勝利全しと思へども敵は此方の思ふ如くせず終は我負となるがとし彼は官位といへば内大臣職は五大老の上首天下の人尊敬する所されば此後も人皆拜戴し跪くべし今迄跪もあさる者も跪んとは思ふべからず貴殿もせめて五十万石の身上あらんにはしらす今の分限にては人の親しみ薄かるべし内府を捨て貴殿にへつらはんとは思ふべからず是一今毛利も大身なれども内府は關八州の太守其上大莊あまた持て天下に二人ときき大名ゆへ人々懷服する是二也剛勇にして大敵に屈

せざる人は誰かといへば三成島津義弘朝鮮にて大明の大軍を打破り日本勢を無難に歸朝せしむる剛勇誰か肩を並べんといへば大谷笑て彼は一旦の勇之誠の剛勇ならねばこそ秀吉公に攻られ五十日ともこたへず降参す大敵に屈せずといふべからず内府の幼弱の昔より甲駿の大敵を年久しく相手として少しも屈せず味方が原にて信玄が天下に志所の初軍に鏡ても居城濱松へ手もこせず小牧山にて秀吉公廿四ヶ國十二万餘の大軍に對陣し長久手にて大敵を切崩す如何なる大軍に臨ても屈せぬ名將世人奥深く思ふ所内府にまさる者あし是三也信長公新参者を近く召て諸家の家人共の剛膽を聞かしよき武士の名に御意を掛給ひし諸家中とも口懸に預る武士の少し其時内府三河一國の主なりしに其家人に御懸かけらるゝ武士十九人迄有しと聞に今いましてや八州の太守よき武士幾人あらんか計り難し是四也古今人情子を思ふ程切ある事なし然るに内府家人死する時の胎内をさがしても家督を立らるゝ事世人皆知る所あり依て人々父母の思ひをなし親しみなづく是五也此五ヶ條貴殿にもあるべからずといへば三成不肖の身徳義たどへるとも天下の勢を以て義兵をあぐる勝利せざる事あらんやといふ大谷聞て貴殿皆思慮併事せめて内府石部止宿の人数の旗本

三千人に過べからずせめて此事を始めより我に告給ひ、佐和山より石部より夜討し長東と謀し合せて前後より討時いたどへ兩三度味方敗らるゝとも疲れたる小勢伊勢尾張までもやりたてず討取べき物を費殿若干の兵の有ながら是計畧をささず足長に關東へ下して後討んとせらるゝの千里の野邊に虎を放つに殊あらず天のわたふるを取らざれば却て禍を受べしかく迄心力を盡し圖をはつしわたら天下を他人に献上せんは口惜きとならずやといふ三成手を打て夫にこそ思ひわたる事あり内府石部に止宿の日長東父子出迎へ明朝の必水口城へ立寄給へど約束しけるに親子の者に引出物とらせ又宵の中に石部を立水口への使者を送る歸陣の節立寄るべしとす越されしは佐和山より夜討を疑ての事あらん扱ふ残念と後悔す大谷とても石部にとまれぬ程の内府欺く事の難くるべしといへども秀頼公上使として軍中御見舞に時服にても何にても遣はされば流石に上使を出迎へらるべきもむし出迎られば其時刺殺さする謀を用ひて見給へどす、む石田尤なりとて加賀井彌八郎木村彌一右衛門を刺客と定め上使と號し關東へおもむくしむ(原書に大谷が以上議論を大谷が家人の犬館左馬允大谷を諫めし詞とす誤へ今其業による)大谷の吉繼といふ名の唱へ三好義繼といふ

不吉の名に通へりとして此頃より吉隆と稱せしとす(成績)其頃又毛利中納言輝元の内府會津表御進發の御加勢として吉川藏人廣家と安國寺惠環を關東に下しける安國寺もどく石田とい無二の親友なれば佐和山に立寄て三成が閑居を助けるに三成悦び對面し今度内府上杉を攻亡して上洛せらるゝ程ならば其威勢は是迄に百倍して天下の終に内府の手に落べし三成幼君の爲に大義を思ひたちぬれば關東下向の諸大名にも飛脚の注進を遣はしたれば追ふ義を思ひ忠を勵む人々同意の返答あり貴賤たれり太閤の舊好を忘却する者あらん御僧も早し關州へ立歸り輝元卿へもすゝめて急ぎ大坂へ御登ありて諸方の御下知あらん様上らるべし輝元卿今度登らせ給ひ大軍の惣督し給はんには大坂西丸に御住居有て天下の政務の御一人に委任なし參らせ坂西三十三州を管領させさんと相違わらじとすゝめける安國寺大に悦び早速に大坂へ歸り輝元の猶子宰相秀元へうくと告御家の興隆天下を掌握せられん事此一舉にあり速よ三成がすゝめに隨ひ給へどすゝめけり此秀元は毛利伊豫守元清の子なりしに輝元男子なりりしうば小早川隆景のはうらひにて輝元猶子にせられたり若年よりして才略衆人にて文武の良將にて高麗陣の総大將としてあしわたり秀吉公の監臨をわやまらず

威名を異域に施たりされば秀元安國寺が詞更に承引せず三成奸邪の小人全く秀頼公の御爲  
 に思ひ立たる義兵にのめらざるべし幼君の名をうりて諸大名を同意させ内府を傾け其身天  
 下の權勢を専らにせんとする奸謀にうたがひきまかゝる奸人に徒黨せば家國滅亡の基こと  
 てさらに承引なし安國寺の全く左様の事にのいひて天下の爲御家の爲にと強諫し藝州表に  
 も其旨安國寺より委細にすゝめ遣りしたり輝元の元より石田一味の事なればさらば子細め  
 るべうらずとすされけれども先廣嶋の城に家人を會して此事如何と議されけり佐世長門守  
 門田隱岐守渡邊飛騨守榎本伊豆守等石田に同意ありて御家興隆をはうらひせ給へといふも  
 わり今度石田が企る所の表に幼兵の御爲義兵を擧るとすといへども實の自立の志にて  
 叛逆たる事の世上皆察する所之誰人其下知を守り三成がため心力を盡し忠戦をせんとす  
 る者いへんゆめく從ひ給ふべうらずと諫めし者もあり軍議區ありしものと輝元もとより  
 三成荷擔の事されば兎角して三成へ返答せられ一味の色をわらひたる三成も又家人那治左  
 衛門といふ者を使者として廣嶋へ遣りし此後の彌隔心なく謀を通じ死生を同じくせんと  
 起請文を遣りしければ輝元も此後いよく別心あるまじと血判の誓詞をなして佐和山へ送  
 られしにより三成が悦大りたからず(基業大成記)

られしにより三成が悦大りたからず(基業大成記)

正校 三河後風土記卷第卅三終



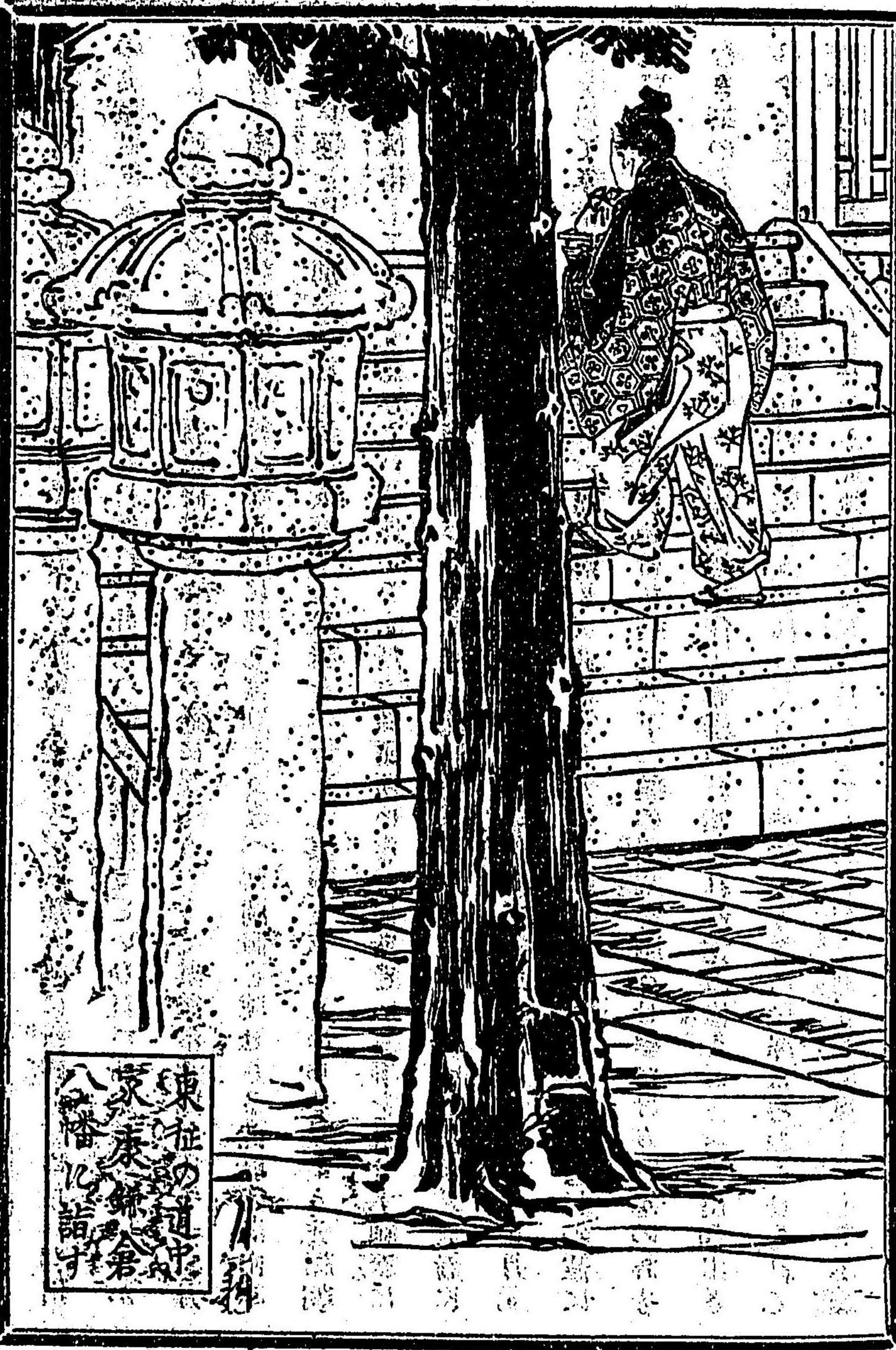
正校 三河後風土記卷第二十四

東征御道中付鎌倉八幡宮御參の事

慶長五年六月十九日神君大鶴を關地嶽よどいめ給ふ廿日には四日市場より若御其夜御船にて三州佐久の嶋に着せられ田中兵部大輔吉政御膳を獻す御前に於て行平の御太刀を下さる廿一日に篠島に御船を寄せらる池田三左衛門輝政御鑓君の事あれば吉田の城に招請し奉り鑓應せらる(北條氏真へまゐり給ひし徳姫君を池田宰相殿へ御再縁良祥院殿あり)廿二日に白須賀御止宿廿三日遠州濱松の城に入と給ふ堀尾信濃守忠氏襲し奉る其父帶刀吉晴越前府中より参り調し奉る上方の有様御不審多ければ吉晴は直に越前へ歸りて上方の動靜をうかひひ關東へ注進すべし信濃守をば御陣中へ召具せらるべしと命せられ吉晴は暇給ふ其日中泉にどまらせらる廿四日佐夜中山にて山内對馬守一豐懸川の城より参りて其餉奉る此夕島田に若給ふ(家忠日記成績)廿五日中村式部少輔一氏はこれより先に病に臥て政府の城に有しかば御道より御道より村越武介直吉を御使にて彼が病をどはせ給ひ其子一學忠二に長光の御刀を賜はる(藩譜)一氏府城の二丸へ迎奉り家入横田内膳が家にて獲し奉りさまじく御も

ては此一氏は興にかきのせられ其所へ参り一氏重精に肥され今度御供にさむらほぬこと遣  
 恨なれ子共のまだいと時なれば弟彦右衛門に軍勢添て参らすべきにていと才誠に其さま  
 苦しめにて其詞さへさだめに聞えず一氏又新村嘉兵衛大藏新八小倉忠右衛門との三人を  
 見参せしめて御家人に加へられん事を願ふにより御ゆるとを蒙る此新村もとは江州新村の  
 城主新村筑後守資則が子にて今は一氏が女を配して御とす御家人にあされし後志村と改し  
 どぞ(大成記)一氏が衰勢の甚しきを御覽せられ其手を取らせ給ひ是程の病軀との露計も知  
 し召さぬりしとて御落涙あり一氏も涙さぐらに 添 よしやて猶も子一學が行末を頼奉る  
 引出物敷も期ひて立出給ふ(基業成續嶋田に御止宿の夜明日の御供の面も鞠子より御先へ  
 参るべうらうらと仰出さる一氏病虚實うたがひしく悲召けるゆへ聊御用必ありしと見え  
 り)その夜の清見寺に御とまり廿六日の沼津三枚橋の城にて中村彦右衛門一榮夕御膳を獻  
 ず一榮を召出され武部病軀を御覽せしに中へ出陣のなふべうらうらと其方陣代を勤  
 しとて一榮に宿國の御船差接せらる此所へ本多佐渡守正信大久保治部大輔忠隣御迎として  
 江戸より参りければ御前に召てしばし御密話あり今夜の三嶋驛にやどらせ給ふ廿七日に

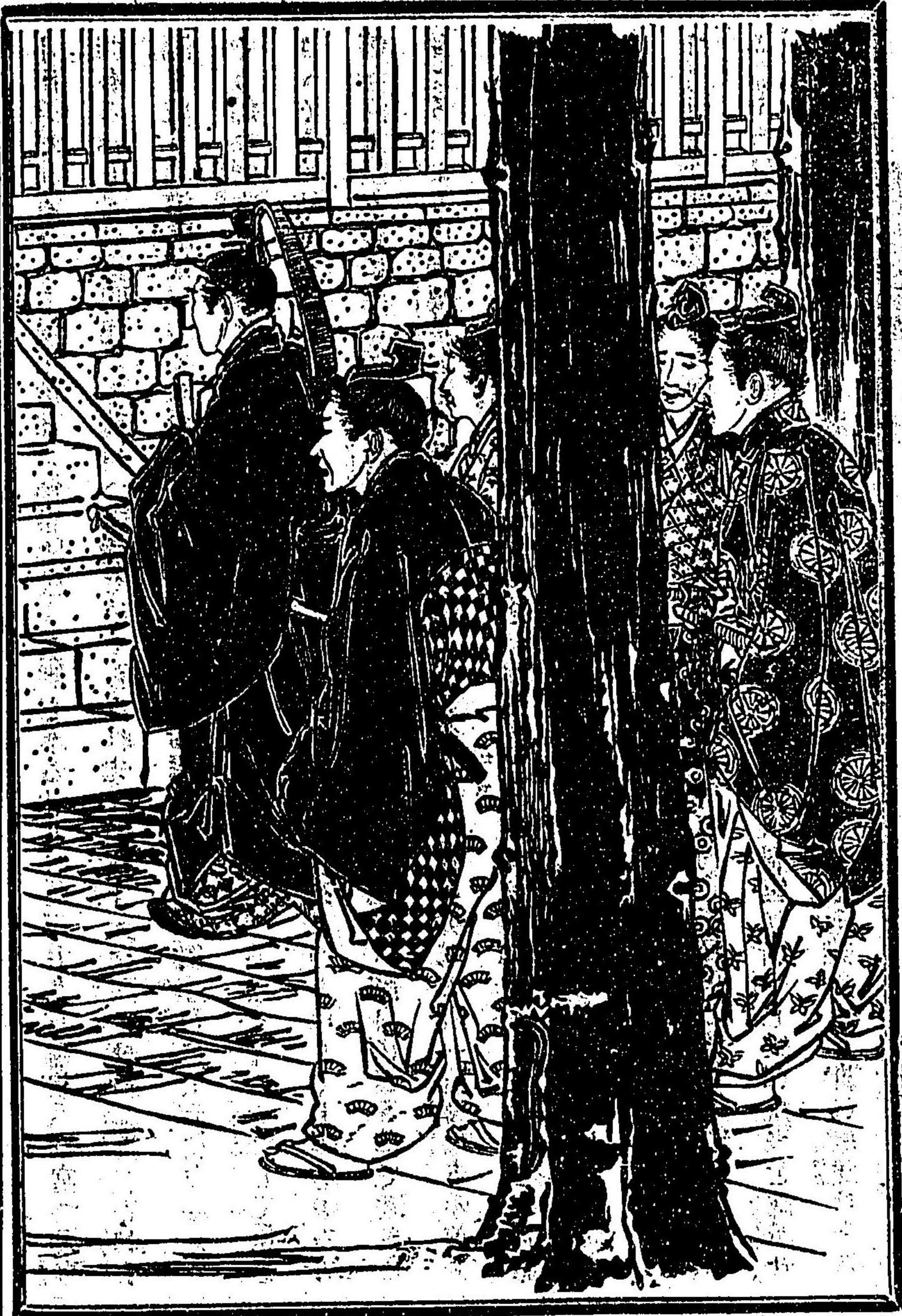
小田原城に若せらる城主治部大輔忠隣種々響應し奉る廿八日藤澤廿九日鎌倉八幡宮へ御参  
 詣あるべしと藤澤町端より龍口へ御駕をめぐらされ先江嶋辨才天に詣させ給ふ折しも潮干  
 潮と成り其道陸地についきたれば岩本坊の邊にて御駕を下り給ひ御歩行にて直に山路をめ  
 ぐり給ひ岩穴にいらせられ辨才天と申し給ふ江嶋船とて船を浮べさまくの漁して魚を  
 さくぐ下の坊にしばらくやすらひせ給ひ煮物さいらば御氣色殊にうるりしく上の坊中の坊  
 等并漁人番女等に至る迄白銀鳥目と下されて御駕の時の潮満ければ御舟に召されて渡らせ  
 給ふられより片瀬腰越を過させ給ひ稻村崎より鎌倉山星月夜の井など御一覽極樂寺の前を  
 すきて雪の下に着給ふ御供したる上方大名の海道を直に江戸に普請すべしと仰付られ此御  
 供に御家人の外へ一人も交らず雪の下御休息所にて御寒束を脱められ八幡宮に御参詣  
 り神前にて御再拜の後別當を召て當社草創の由縁を尋給ふ別當御前に降参して上げ給は  
 抑當社は往昔後冷泉院の御宇正四位下多田滿中朝臣の孫河内守源順信の嫡子鎮守府將軍頼  
 義詔をうけて奥州安倍貞任弟宗任を征伐せられし時八幡大神宮に祈請し終に東夷を誅滅せ  
 られしうへ慶平六年癸卯の秋八月石清水をひそりに御請し瑞籬を鎌倉由比郡に初建せらる



後園十配巻三十四

十四百三十三

東征の道中  
 家康公御  
 八幡山詣り



十四百三十三

今下若宮とや是之其後永保元年辛酉春二月陸奥守義家も又八幡大神に祈請をこめられ羽州  
 の夷賊武衛家衡を忍に誅伐せられ然れば此宮の御父願義建立といひ且の所願成就といひか  
 たし尊崇あるべきこと新に修造せられし夕遙に星霜うつりて其後治承四年庚子十二月  
 前右兵衛佐源頼朝卿地を小林の郷北山に移し宮廟をうまへ鶴岡社と號せらる此際走湯山事  
 免坊良運を以て別當職とし給ひ大庭平太景義を奉行とし其事を執らしめらる是より先頼朝  
 卿齋戒沐浴して思念し給ひしに當座います所本新雨所いまだ何所といふ事を決せず神鑿に  
 よるべしとて實前に於て神籤をみづうら取給ふ此時神慮を以て定めて當所を神殿とし新に  
 奉次の宮社を修み築築の禮尤嚴肅あり翌年正月頼朝卿參詣有て神馬を奉らる是より正月元  
 日を以て奉幣と定めらるされば頼朝卿も又此神靈をたのまれてこと職る平家を西海の波に  
 耐はらひ征夷大將軍の宣旨を蒙らせ給ひ終に天下一統の覇業を開うせ給ひけり社傳のおも  
 むき斯のとくにいどや上しうべ聞召源家代々尊崇の社頭なれば尤御修理あるべき由仰出さ  
 れ今に及んで天下修造の神社に定めり明れば七月朔日鎌倉より直に金澤にわたらせられて  
 瀬戸明神の社にまいらせ給ふ此地の後に翠嶺長く連て入海其麓を廻り松風颯々として示驗

のあらたまるるを告るうと聞へ海濤漫々として弘誓の深きを示すうと思ひる前に淵崎海上  
 に出七左右に松樹蔭濃々之辨才天の寶殿にの曲橋を架し滿汐社壇を浸す時の紺瑠璃を瑞籬  
 に敷うどわやまたる引汐神前を返く時の合浦の玉を庭上に轉りと疑ひる和光同磨の利益は  
 いづれもどろくありといへども海畔の鱗に契りを結ぶらんと感ぜらる沖の野鳥を見やれ  
 ば釣する海人の茅屋軒をならべ小舟磯邊に浮み揃やく蟹が藻盤たく世のいとさみ流石哀を  
 催さる愛にても山磯蟹の子等を召て錢若干くだされ今宵の金澤の稱名寺にやどらせ給ひ翌  
 二日金澤を立給ひ江戸の城にをもむかせ給ふ中納言服品川迄御迎に出給ひて共に御城に入  
 給ひけり程なく中村一氏病死の告あれば弟彦右衛門并家老横田内膳へ御書を下され其他諸  
 仕置等并軍令以下式部少輔在世の如く無沙汰あるまじきむね仰下さる(基業)上方大名も御  
 跡よ才進獲の輩の連々江戸へ參着しければ二丸に於て嚴重の大變行われ其上にて會津へ進  
 發により十五ヶ條の軍令を御出さる群衆の大小名一々其軍令を謹て拜聽す所謂十五ヶ條  
 の御文簡

一喧嘩口論暨御停止の上若於進書書不<sub>レ</sub>論理非<sub>レ</sub>便方可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>御成敗<sub>一</sub>其上或<sub>レ</sub>傍觀

或依<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>音<sup>レ</sup>好<sup>レ</sup>冷<sup>レ</sup>荷<sup>レ</sup>擔<sup>レ</sup>者<sup>レ</sup>從<sup>レ</sup>本人<sup>レ</sup>猶<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>曲<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>の條<sup>レ</sup>急<sup>レ</sup>度<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>誅<sup>レ</sup>戮<sup>レ</sup>若<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>捨<sup>レ</sup>の縱<sup>レ</sup>日<sup>レ</sup>後<sup>レ</sup>雖<sup>レ</sup>相<sup>レ</sup>聞<sup>レ</sup>主人<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>曲<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>

一先手<sup>レ</sup>を不斷<sup>レ</sup>物<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>を出<sup>レ</sup>繼<sup>レ</sup>堅<sup>レ</sup>停<sup>レ</sup>止<sup>レ</sup>の事

一先手<sup>レ</sup>を差<sup>レ</sup>越<sup>レ</sup>繼<sup>レ</sup>雖<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>名<sup>レ</sup>背<sup>レ</sup>軍<sup>レ</sup>法<sup>レ</sup>者<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>曲<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>

一味<sup>レ</sup>方<sup>レ</sup>の地<sup>レ</sup>に於<sup>レ</sup>て放<sup>レ</sup>火<sup>レ</sup>并<sup>レ</sup>濫<sup>レ</sup>防<sup>レ</sup>狼<sup>レ</sup>藉<sup>レ</sup>停<sup>レ</sup>止<sup>レ</sup>の事

一付<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>毛<sup>レ</sup>を取<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>し田<sup>レ</sup>畑<sup>レ</sup>の中<sup>レ</sup>陣<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>る事

一於<sup>レ</sup>敵<sup>レ</sup>地<sup>レ</sup>男<sup>レ</sup>女<sup>レ</sup>獨<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>に取<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>る事

一仔細<sup>レ</sup>なく他<sup>レ</sup>の備<sup>レ</sup>へ相<sup>レ</sup>交<sup>レ</sup>へ<sup>レ</sup>る事<sup>レ</sup>あら<sup>レ</sup>ば武<sup>レ</sup>具<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>具<sup>レ</sup>共<sup>レ</sup>に取<sup>レ</sup>へ<sup>レ</sup>し然<sup>レ</sup>る上<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>異<sup>レ</sup>儀<sup>レ</sup>に及<sup>レ</sup>ば

共<sup>レ</sup>に曲<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>たる<sup>レ</sup>べき事

一人<sup>レ</sup>數<sup>レ</sup>押<sup>レ</sup>の時<sup>レ</sup>脇<sup>レ</sup>道<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>べ<sup>レ</sup>うら<sup>レ</sup>せ<sup>レ</sup>と堅<sup>レ</sup>く<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>へ<sup>レ</sup>し若<sup>レ</sup>獨<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>に通<sup>レ</sup>るに於<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>曲<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>たる<sup>レ</sup>べき事

一時<sup>レ</sup>の使<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>して如<sup>レ</sup>何<sup>レ</sup>儀<sup>レ</sup>の者<sup>レ</sup>差<sup>レ</sup>違<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>い<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>共<sup>レ</sup>違<sup>レ</sup>背<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>べ<sup>レ</sup>うら<sup>レ</sup>せ<sup>レ</sup>る事

一諸<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>の指<sup>レ</sup>圖<sup>レ</sup>違<sup>レ</sup>背<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>べ<sup>レ</sup>うら<sup>レ</sup>せ<sup>レ</sup>る事

一持<sup>レ</sup>鎗<sup>レ</sup>の軍<sup>レ</sup>役<sup>レ</sup>の外<sup>レ</sup>たる間<sup>レ</sup>長<sup>レ</sup>柄<sup>レ</sup>を差<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>する事<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>停<sup>レ</sup>止<sup>レ</sup>但<sup>レ</sup>長<sup>レ</sup>柄<sup>レ</sup>の外<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>するに於<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>主<sup>レ</sup>人

の馬<sup>レ</sup>廻<sup>レ</sup>りに一<sup>レ</sup>本<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>べき事

一押<sup>レ</sup>買<sup>レ</sup>狼<sup>レ</sup>藉<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>べ<sup>レ</sup>うら<sup>レ</sup>せ<sup>レ</sup>る事

一小<sup>レ</sup>荷<sup>レ</sup>駄<sup>レ</sup>を押<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>兼<sup>レ</sup>て軍<sup>レ</sup>勢<sup>レ</sup>に相<sup>レ</sup>交<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>様<sup>レ</sup>に可<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>若<sup>レ</sup>違<sup>レ</sup>背<sup>レ</sup>の族<sup>レ</sup>あら<sup>レ</sup>ば曲<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>たる<sup>レ</sup>べき事

但<sup>レ</sup>路<sup>レ</sup>次<sup>レ</sup>中<sup>レ</sup>右<sup>レ</sup>の方<sup>レ</sup>に押<sup>レ</sup>通<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>べき事

一軍<sup>レ</sup>中<sup>レ</sup>に於<sup>レ</sup>て馬<sup>レ</sup>を取<sup>レ</sup>放<sup>レ</sup>さ<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>様<sup>レ</sup>に堅<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>事

一船<sup>レ</sup>渡<sup>レ</sup>の儀<sup>レ</sup>他<sup>レ</sup>の儀<sup>レ</sup>に不<sup>レ</sup>交<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>手<sup>レ</sup>越<sup>レ</sup>たる<sup>レ</sup>べ<sup>レ</sup>し夫<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>以下<sup>レ</sup>同<sup>レ</sup>前<sup>レ</sup>の事

一不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>なく<sup>レ</sup>して陣<sup>レ</sup>拂<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>べ<sup>レ</sup>うら<sup>レ</sup>せ<sup>レ</sup>る事

右<sup>レ</sup>の條<sup>レ</sup>若<sup>レ</sup>違<sup>レ</sup>背<sup>レ</sup>の輩<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>忽<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>處<sup>レ</sup>罪<sup>レ</sup>科<sup>レ</sup>者<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>仍<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>件

慶<sup>レ</sup>長<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>年<sup>レ</sup>七<sup>レ</sup>月<sup>レ</sup>日

源<sup>レ</sup>家<sup>レ</sup>康<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>判

神<sup>レ</sup>君<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>若<sup>レ</sup>年<sup>レ</sup>より大<sup>レ</sup>小<sup>レ</sup>百<sup>レ</sup>餘<sup>レ</sup>度<sup>レ</sup>の御<sup>レ</sup>合<sup>レ</sup>戰<sup>レ</sup>の中<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>か<sup>レ</sup>く軍<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>を定<sup>レ</sup>て仰<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>され<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>小<sup>レ</sup>田<sup>レ</sup>原<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>陣<sup>レ</sup>の時<sup>レ</sup>と此<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>陣<sup>レ</sup>と兩<sup>レ</sup>度<sup>レ</sup>のみ<sup>レ</sup>あ<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>とぞ<sup>レ</sup>(此<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>軍<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>大<sup>レ</sup>成<sup>レ</sup>記<sup>レ</sup>と基<sup>レ</sup>業<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>る所<sup>レ</sup>大<sup>レ</sup>同<sup>レ</sup>小<sup>レ</sup>異<sup>レ</sup>あり<sup>レ</sup>今<sup>レ</sup>基<sup>レ</sup>業<sup>レ</sup>の文<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>え<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>が<sup>レ</sup>原<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>説<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>て鎌<sup>レ</sup>倉<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>物<sup>レ</sup>等<sup>レ</sup>よ<sup>レ</sup>て奥<sup>レ</sup>州<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>發<sup>レ</sup>時<sup>レ</sup>日<sup>レ</sup>を延<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>し給<sup>レ</sup>ふ<sup>レ</sup>何<sup>レ</sup>故<sup>レ</sup>の事<sup>レ</sup>と井<sup>レ</sup>伊<sup>レ</sup>直<sup>レ</sup>政<sup>レ</sup>疑<sup>レ</sup>ひ其<sup>レ</sup>旨<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>げ<sup>レ</sup>れ<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>杉<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>石<sup>レ</sup>田<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>味<sup>レ</sup>あ<sup>レ</sup>れ<sup>レ</sup>我<sup>レ</sup>奥<sup>レ</sup>州<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>發<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>聞<sup>レ</sup>け<sup>レ</sup>石<sup>レ</sup>田<sup>レ</sup>忽<sup>レ</sup>に西<sup>レ</sup>國<sup>レ</sup>大<sup>レ</sup>名<sup>レ</sup>を

すゝめて上方より攻て下るべし我上方の一左右を聞て上杉を以て秀康政宗等に渡し我の上方へ攻上り石田等の逆徒を誅せんと思ふによりわざと時日を延引するなりと仰ければ直政其御智計に感じたりといふ趣を志るす此説不審なれば本文にのまらざる

石田大谷飛檄付西國勢上坂の事

大谷刑部少輔吉隆は佐和山に滞留し石田三成と種々軍議をこらし相談せしが先諸國の味方を招かんと檄文をつくり諸國へ密々急脚を廻らしけり其文にいふ

自古至今見國家興亡皆是姦人之所行也愛源家之末流徳川家康出於三州直領關八州依重祿而勢若飛雲亡古法蔑諸人離敢不惡之則三成吉隆代幼君秀頼公欲亡彼企相談所相觸也各從指揮而可勤軍役若於不承引者所居於大坂之妻子悉可令禁獄者也何速不誅無道治國治民之謀在此一舉急揚鞭馳集于大坂守護幼君指圖相待可申也依廻文如件

慶長五年六月廿七日

(此文基業に載たる故爰に記す不審なきにわらず原書には大谷吉隆が佐和山に旅宿して居

たる所へ中川宗半といふ者來る此宗半は加賀大納言利家の甥にて元は武藏守といひたる人之大谷とは懸念なりしかば大谷爰に旅宿して居たるを聞て過訪せし故大谷は其元は利長卿の縁者の事あれば是非利長卿をすゝめ秀頼公の御味方とせらるべしとて大谷草案をつくり宗半に是を書給へといふ宗半我等はいかてかゝる謀書をしたゝめいはんやと固辭しければ大谷大に怒り我年來の懸念故一大事をかたり此密書を頼む否といはは其儘歸すべきや速に生捕禁獄せんと大谷家人大勢立かゝりすは擲捕んとす宗半大に恐れ大谷が草案の如く書簡を認めければ大谷大に既び宗半には様々引出物し書簡は飛脚を以て直に加州へおくとしるすは誤之宗半は大谷が越前教習又跡城して北國に有し時加賀へ下るとて立より時大谷がすゝめて謀書を書しめ利長へ送らしむ利長は八月上旬大聖寺を攻落し細呂木にて此謀書を見て引返したる事第卅六の巻にくわしくするす此所を刪りぬ爰に前田徳善院を以ての子左近將監秀以も内府公の御跡より關東へ下らんとて出立けるが父を以て諸事大谷が指揮に従へば庭訓をければ大谷が旅宿へ立寄り事の指南をうけける吉隆今度石田三成と謀を合せ四國九州の諸大名をかたらし秀頼公の御爲に義兵を擧るあり其元も關東へ下向は思ひどめ速

かよ歸洛し父法印にも告て石田よ從はれよと教諭しければ秀以承伏し江州より引返す(秀以の名は家譜によるを以が長子之藩譜主藤正宗則とあるは二男にて家繼し之)斯て吉隆は北國の大谷をかたらしんとて居城敦賀へ引返す三成の者五千餘人を引率し佐和山を過發し長東政家前田徳善院をも誘引し大坂へ赴き秀頼卿并淀殿に拜謁し只今に内府を亡し秀頼卿御代磐石にあし奉らんとすせば淀殿は別て女心の淺間しく悦ばるゝ事大方あらす三成を補正成にもこへたる智勇と稱美せらるゝ事限あし忠義の良臣此上有るべうらすと日よ奔走あり三成の増田長盛が宅にて評議を極め西國諸大名へ廻文を遣ひし參陣の催促す是より先宇喜多中納言秀家と密使を以て内々契約のつく一日も早く大坂へ御登り有之諸事御下知下さるべしとす遣ひし其後三成の増田長盛長東政家と共に大坂諸士一統に召集り内府公の兼ても内意す含ひとく終に幼君の御敵とあるべき大志あり今度關東進發の君の御ため景勝征伐せん爲にのわらず實に幼君羽翼の臣を悉く討亡し秀頼卿の天下を奪ひんための計畧へ上杉中納言景勝卿上落せられざるの太閤會津へ國替仰付られし時三年が間參勤御免ありしの昔世上にも知る所なされば景勝卿上落なきの理の當然に内府是を異心ありとて諸侯輩

を引率して幼君の威をうり景勝を討亡さば龍の雲を得し威勢に乗じ終よ四海を手に握る大望の鏡にのけて見るがとし近年兵革治り四民太平の化に浴するの全く秀吉公武威による所世を覆ぐべし万民をくるしむる事内府一人の所爲に此人幼少より今川義元の厚恩をうけながら義元織田信長の爲に討れし後の其子氏真を補佐して義元の吊軍せんといせず結局信長に降参し氏真を正さんとせし程されば殿下山よりも高く海よりも深き御恩をも知らず幼君を欺き天下を奪ひんと奸計をふりくす三成夙より是を知て毛利宇喜多兩大老大谷増田長東等と密に内議し義兵を擧て征伐せんと諸國へ廻文を出せば御一門の方々を始め御味方す志をはげます大小名追々走登るべし三成には幼君御名代として出陣し景勝卿佐竹義宣東國より打て出て前後より立袂て敵を討取は眼前に幼君の御世磐石に動きなき御繁榮一向に仰悦せん事近きにありとす渡しければ座中の面々三成は伊尹の忠太公望が智審も是には過もと感服し我々も幼君の御爲敵を戰場に晒らし殿下の御高恩を報じ奉る時至れりと悦勇をて三成を忠臣義士と褒むる者はあめりけり程なく毛利中納言輝元は四方餘騎を引率し豊州を進發し大坂に着陣し宇喜多中納言秀家も急ぎ備前を出て着陣あり金吾中納言秀秋も筑

前を出て参着す秀秋は木下肥後守家定第五の子ありしを其始太閤の甥なるを猶子とせられ  
 輝元の養子とせられんと内々はかり給ふを以て小早川隆景嫡家を他人に繼せん事心うく思  
 ひ秀秋を以て隆景が養子とし筑前所領四十万石を譲り度よし願ければ大閤大よ悦給ひ秀  
 秋を隆景が養子とせられ秀秋筑前一國襲封して左衛門督に任じければ今も猶金吾中納言と  
 は稱しけり隆景あのが家をば秀秋に譲り輝元が家をば是も元就が孫なればとて伊豫守元清  
 が子秀元を養子とせしと秀秋もどより三成に遺恨あり夫のみならず我は故太閤の猶子と  
 秀頼の爲にも兄之此度秀頼爲大事あらん者は我より外あるべからず然る  
 に三成幼君の威をかりて諸大名と同一廻文を送る事三成おのれが威勢をふるつて權をとり  
 んとす是天下を奪はんの萌なるべしと心中怒を合といへども先其催促に應じて大坂へ着陣  
 ありしに三成も内を覺ありけれども太閤の猶子たれば率前に舉動もなしかたぐ増田安國寺  
 に請して秀秋の心を宥めすかして味方に属せしむ其外久留米藤四郎侍従秀包嶋津兵庫頭  
 義弘其子又八郎忠恒功方中務大輔豊久鍋島信濃守勝茂小西掃津守行長立花左近將監宗茂小  
 早川治部大輔長曾我部宮内少輔盛親峰須賀阿波守至鎮宗對馬守義智高橋右近將監元種有馬

修理大夫晴信相良宮内少輔長益秋月三郎種長高橋主膳正長行伊藤民部大輔祐兵筑紫上野介  
 廣門毛利民部少輔高正高田河内守藤掛三河守永勝生駒修理亮服部土佐守横濱民部少輔奥山  
 雅樂助多賀山雲守杉若主殿頭谷山羽守衛好山崎左馬助宗成山崎右近進赤松上總介則房河尻  
 肥後守木下左京進脇坂中務少輔安治堅田兵部少輔大田飛騨守熊谷内藏允直高垣見和泉守家  
 純早川主馬首毛利登岐守勝信毛川勘八木村宗左衛門村上右衛門尉戸田武藏守重政小野木繼  
 殿助公卿菅平左衛門藤原右馬直高田小左衛門竹中伊豆守重利吉川藏人廣家安國寺を始と  
 して追々馳集る者凡九万五千餘人(大成記基業)宰相秀元三成一味の事不同意といへども養  
 父輝元今度大將たる上の詮方なく先手に進んで討死せん覺悟にて一味せられたり(三將傳)  
 其外五畿内いふもさらへ播磨丹波但馬志摩伊勢近江美濃尾張加賀越前の人數都合十五万  
 七千人かくの如く諸國の武士馳集ればさしに廣き大坂に雖を立べき所もあうりけりかく  
 て三成政治家盛三人の又群參の大小名諸士一統を召て書面を讀聞しむ其文にいへらく  
 一五人の奉行五人の年寄三卷の權詞連劍無幾程年寄の内二人被<sub>レ</sub>追籠<sub>レ</sub>し事  
 一五人の奉行衆の内羽柴肥前守方の事度<sub>レ</sub>權詞雖取<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>承引<sub>レ</sub>人質取被<sub>レ</sub>追籠<sub>レ</sub>し



事

- 一 景勝何の科無<sup>レ</sup>之所に逃<sup>レ</sup>招<sup>レ</sup>詞<sup>レ</sup>又<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>背<sup>レ</sup>大間様御掟<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>討<sup>レ</sup>果<sup>レ</sup>義<sup>レ</sup>歎<sup>レ</sup>げ間敷存<sup>レ</sup>種<sup>レ</sup>と様<sup>レ</sup>雖<sup>レ</sup>理<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>終<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>馬<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>事
- 一 知行方の事存分に被<sup>レ</sup>召<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>義<sup>レ</sup>の不及<sup>レ</sup>や取<sup>レ</sup>大有<sup>レ</sup>之間敷管<sup>レ</sup>に以<sup>レ</sup>處<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>又<sup>レ</sup>三<sup>レ</sup>卷<sup>レ</sup>の誓<sup>レ</sup>詞<sup>レ</sup>と背<sup>レ</sup>き何の忠節も無<sup>レ</sup>之者<sup>レ</sup>に過<sup>レ</sup>分の領地被<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>事
- 一 伏見の城大間様被<sup>レ</sup>召<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>留守居<sup>レ</sup>退出<sup>レ</sup>し私<sup>レ</sup>の人数被<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>事
- 一 十人の外<sup>レ</sup>誓<sup>レ</sup>詞<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>遣<sup>レ</sup>仕<sup>レ</sup>間<sup>レ</sup>敷<sup>レ</sup>旨<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>載<sup>レ</sup>三<sup>レ</sup>卷<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>誓<sup>レ</sup>詞<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>敷<sup>レ</sup>多<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>遣<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>事
- 一 政所御座<sup>レ</sup>の間居住<sup>レ</sup>の事
- 一 西丸に如<sup>レ</sup>本丸<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>舉<sup>レ</sup>殿<sup>レ</sup>守<sup>レ</sup>の事
- 一 諸士の妻子最<sup>レ</sup>負<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>歸<sup>レ</sup>本國<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>事
- 一 縁邊<sup>レ</sup>の義<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>背<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>法<sup>レ</sup>度<sup>レ</sup>に付<sup>レ</sup>各<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>斷<sup>レ</sup>送<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>合<sup>レ</sup>照<sup>レ</sup>私<sup>レ</sup>に結<sup>レ</sup>縁<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>事
- 一 五人衆御家老唯一人にて令<sup>レ</sup>判<sup>レ</sup>形<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>事
- 一 若衆にそくろをうひ被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>立<sup>レ</sup>徒<sup>レ</sup>黨<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>事

一 内縁を以<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>八幡の檢地私<sup>レ</sup>に赦免<sup>レ</sup>の事  
 右之通誓詞の等少も不<sup>レ</sup>相立<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>大間様御掟不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>背<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>何を以<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>哉<sup>レ</sup>壹人宛被<sup>レ</sup>參<sup>レ</sup>上秀頼様可<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>立<sup>レ</sup>事不<sup>レ</sup>實<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>仍<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>件

慶長五年七月七日

- 長束大藏大輔
- 石田治部少輔
- 増田右衛門尉
- 前田 法印
- 安藝中納言
- 備前中納言

是皆神君<sup>レ</sup>慈<sup>レ</sup>奪<sup>レ</sup>の思召にて太閤の遺言<sup>レ</sup>を背<sup>レ</sup>うせ給ふとの罪を鳴らして大小名の心を一致させんと文詞を巧<sup>レ</sup>に舞<sup>レ</sup>せし處<sup>レ</sup>かくて諸國の大小名の各其掌<sup>レ</sup>る所を渡<sup>レ</sup>され直に夫<sup>レ</sup>出陣するもあり或<sup>レ</sup>一先歸國し一左右次第打立んとすて歸國もあり是に於て天下二に分れ東西思ひく<sup>レ</sup>に大亂の世となりけり又大坂の秀頼卿の腰元殊更警衛大事ありと各所の勤番をす

渡す

- 一 濱の橋 毛利民部少輔
- 一 高麗橋 (高田河内守 藤掛三河守)
- 一 平野町 宮城丹後守
- 一 濱路橋 早川主馬
- 一 備後橋 (生駒修理亮 同主殿助)
- 一 本町筋橋 時田權佐
- 一 久太郎町橋 蜂須賀阿波守
- 一 久法寺町橋 竹中伊豆守
- 一 安東寺町橋 服部土佐守
- 一 天王寺口 横濱民部少輔
- 一 中津口 上田主水正
- 一 馬方堀倍口 奥山雅樂助

- 一 平野口新屋 小出大和守
  - 一 玉造口 (多賀出雲守 杉若主殿助)
  - 一 京口小橋 谷出羽守
  - 一 中の渡 山崎左馬助
  - 一 福嶋口 山口右京亮
  - 一 天王寺より平川口迄 赤松上總介
  - 一 天王寺小坂水所 木下左京亮
  - 一 大和口 (川尻肥後守 鷹坂中務大輔)
  - 一 福嶋川口の勤番
- 右手前より左に番所を取立番衆儘に有之い様心付妻子等出以事堅可被<sub>て</sub>停止<sub>し</sub>以<sub>て</sub>往還<sub>の</sub>者無<sub>き</sub>滞<sub>り</sub>可<sub>し</sub>被<sub>り</sub>相通<sub>し</sub>以上

七月十五日

長東大藏大輔  
増田右衛門尉

前田徳善院

各衆中

十四日頃石田三成より大津城主京極宰相高次方へ使を立て今度大坂義兵を擧るによりて大坂へ無二の御味方たらんらへり証人を御出し有べしと申送りけるに高次承引の色なかりければ三成大に怒り諸大名二心いたく者の懲しめに大津の城を攻むべしと申ければ徳善院増田等高次の幼君御母方にとりての近き御ゆりの人なれば手荒く擧動もいふありとて重て朽木河内守玄綱を使として宰相殿に幼君外戚の御ゆりある御身に何とてゆへなく内府に荷擔せられ大坂へ入質参らすまじと仰しと異見やさせけるに高次聞て諸將實は秀頼のため義兵を擧るに於て我何ぞ一味せざらんや今度の企の全く石田三成幼君の威をかりて私の宿意を違せんとする奸計明白之我何ぞ凶徒に徒黨し同じく不義に陥らんや三成もし當城に押寄せば城を枕に討死せんといわれしうと家老共當城何の用意もなく不堅固之俄に大軍に押寄せられて防戦おしぐたし先御本意ならずとも一味の御返答有て後城内要害堅固に用意して後御心に任せられ然るべしと申ければ高次實も心得有て其子熊若（若狭守忠高とす）を證人として大坂より出されけり其後宇喜多中納言秀家の館より石田増田長東前田等參會し猶又手配りの評議有し所秀家申けるに近日に内府の江戸より諸將を引卒せられ會津表發向有べし彼表の様子覺束あしと有けるに三成聞て其義の御ころを惱し給ふべからず知召とく景勝卿の謙信以來弓矢の譽實業をつぎ其家風を落されず既に若年の昔三郎景虎を伐亡し北條丹後を始め謙信時代より名を顯したる剛勇の者數十人誅戮し其上藤原田の城を援て城主因幡守が首を刎ね越中の奥津羽州の坂田同大浦同北信州の仙見同館山同上田原同長沼同落水同上田等みき景勝卿武畧を以て剛敵を誅滅せられし事大間様聞召父謙信にも劣べからずと大方ならず感給へり又上杉家股肱の輩に直江本庄福田安田杉原をはじめ武功の輩若干あり其人數地限に大概五方に餘りいへし其上佐竹義宣も景勝卿に兼て一味の事なれば上杉佐竹兩家の人數都合七万余も國中に精銳らば寄手勝利の思ひもよらず猶夫迄も行たらず景勝卿と一味同意の諸將上方にて義兵を擧るときかば内府に従ひ東國に下向の諸大名も右往左往に散亂し皆上方へ逃歸り味方に属せんと指を屈して待べし然るときは内府も力盡て江戸へ逃歸り和睦の扱を入らるゝの眼前之其時大老申御相談有て其

後風土記卷第三十四

宮祿を削退け後の 殊と除給の幼君の御代に千秋万歳 危事いままじと勝負を手に取し如  
 く演説しければ秀家卿大に感じ三成の守さるゝ處尤理りこされば此數方の人數大坂一所  
 に集め置んと謀拙に似たり内府の猶會津に攻入り又江戸へ引入るかも引返し上方へ手遣  
 実るか此三の外有べからず何れにしても軍勢を引分て堺を逸出張せむ敵勢を屈すべし只  
 早く手配を定らるべしと有ければ各此義然るべしとて毛利輝元増田長盛の大坂にとり  
 宇喜多秀家と石田三成長東政家の諸將を引具し美濃尾張へ發向すべし方二内府上方へ引返  
 と登らるゝに於ての輝元卿大坂を發し宇喜多毛利の兩卿の幼君の副將軍と稱し十三万の大  
 軍を指揮し勝負を一戦に決せらるべしと定めけり其後三成又すけるの輝元卿の幼君御後見  
 として大坂の西城にまじく御猶子秀元卿安國寺吉川藏人共戸備前など召具せられ二万餘  
 にて美濃路迄も御發向然るべきかどすければ各尤なりと同意す依て神君より命せられし西  
 丸御留守居佐野肥後守政信方へ使者を立て其御殿秀頼公御用の事あれば早々明退すべしと  
 申送る佐野肥後守口惜しき次第との存たれども其身西丸にのみ住て世上の動靜もさらし知  
 らず是非なく女房達を伴ひ大坂城を立出し後かゝる世の騒を聞て大に後悔し左様の事なら

バ奉行中より遣したる使者を討果し御殿へ火をかけ切腹すべき物をど憤れどもかへらぬ  
 事なれば是非なく女房達をばよるべの方へ預け其身は伏見の城に入にける佐野既に出城し  
 ければ毛利輝元は西丸にうつらるかくて又毛利宇喜多奉行に會議し今度義兵の手始に伏見  
 の城を攻取内府留守居鳥居内藤等に腹切せ夫々直に美濃尾張に出張然るべし三成は其以前  
 諸方手遣のため發行あるべきかど有しかば石田某は御意に隨ひ手遣のため先佐和山へ立歸  
 り不日に秀家卿御一所に尾張へ衝出内府方の城を攻陥し人數を籠置内府上方へむられば  
 は足場能き所よて一戦を還へし若又内府江戸へ精籠もらば海道筋の敵の城を攻落し段々  
 と江戸へ攻入べし某は早々歸城仕ゆれば伏見城後には家人高野越中大山伯耆に三千餘の人  
 數を添て大坂に残し置ゆればよきよ下知さるべしと申置三成は直に大坂を出て佐和山へ  
 歸りて途中より大津城へ案内入て立寄ける其折ふし小雨降ければ三成は羅紗の合羽に  
 笠笠着て大手の門外に從者 悉く残し置三田源藏といふ剛力一人召連て城内へ入ければ京  
 極高次三丸の客屋に出迎はれ本丸へ入べくは得共此節の事故御意と存是迄罷出ゆと有は  
 れば三成日頃にははる懸懸に禮儀を盡し扱すけるは今度の秀頼様御治世と成べき時節到來

貴卿にも無御満足なされし事と察入し先日は何ぞか關東御一味の横に世上雜説御座し  
 故御家人同様の三成にいはば殊の外氣の毒笑止に存る所早速大坂表へ證人御差出ひて万  
 事御首尾宜く某一方の横に悦入し此上秀頼様へ御忠節彌肝要に存し御前向の備は某に御  
 任せなさるべしとやける高次は先日三成諸大名を見こらしのためは天津の城を攻んといひ  
 じを諸將やうくおじといめたりとの事も聞及べれ三成憎しと思われしうともさのらぬ肺  
 にして謝せられたり京極家人安養寺文齋のものと淺井家の家人にて姉川の戦に生食となりし  
 が信長卿其勇士なるを以てゆるして小谷に歸されたる安養寺三郎右衛門とさるゆゑしき者  
 なれば今日石田三成が來りたるを見て家老黒田伊豫を關所に招き逆徒の張本石田三成が當  
 城へ來りしこそ幸なれ生取て禁獄し關東御一味の色を立られ然るべきといふ伊豫同心  
 せざ山田三左衛門赤尾伊豆を頼てすゝめんとするに今三成を生取て敵の色を立る時の當城  
 用意もなき所へ大坂より大軍攻來らば防戦もあふまじ卒忽の計無用といふ安養寺強て諫  
 ける三成何事なく佐和山へ歸したりとて敵當城攻まじきとも決し難く唯今三成を生取大坂  
 の寄手を待て花よくしく防戦しかなぬ時の三成を刺殺し相幸にも御自害をすゝめ我々も相

並て腹切時の何はふゆゑしき事ならずやといふ黒田赤尾山田三家老共の京極の御家を亡し  
 て内府公へ忠義を立本望とする道理もなしとて承服せず安養寺聞て各東西敵味方の去就を  
 疑はしく思へれば幾度も評議有べし今日勝負を危ふみ事の機を失ひれんに於ては武士道の  
 本意を失ふべしと双方議論して手間取内に三成の早々別を告て城を出佐和山へと急ぎ赴き  
 ける(此條原書になし天元實記基業によりて加ふ)

伏見城攻の事

其後宇喜多毛利をはじめ奉行等いよく伏見の城を攻取べしと評議する所に増田長盛がけ  
 るの伏見御城の事の大關様御隠居所の思召を以て日本國中の人夫を召集堅固に築立られ兵  
 浪矢玉武具以下に至るまで何に事かくべうらずと備られし御城是を守る四人の者共の内府  
 若年の時より仕込置れたる武邊場敷の者共之其上近邊味方と頼む城もなければ下り歩卒に  
 至まで必死を極めて働かば容易に落城す可らず幸に城代鳥居彦右衛門は多年知人よひへ  
 城を明渡しし機異見を加へずべきいと存ひとやければ宇喜多秀家尤に吾等も成べくは佐  
 野肥後守とて欺て城を明渡しせ度思へばよろしく計り見られよと有により増田が家人山

川平平を使として城中へ遣はしけり(原書大坂足輕頭川口久助石田の嶋左近が甥崎新七郎  
 を使とするに作る此時石田の歸城してこゝに會せず誤り)彦右衛門半平を本丸へ呼入對  
 面しけるに半平増田が口狀を演説するに今度毛利宇喜多上杉の三大老内府公と弓矢に及び  
 給ふにより近日關西の諸大名が合され大軍を以て關東へ進發せられんとす其砌伏見の城を  
 攻取らん軍議なり長盛の年頃内府公御懇の事なれば此儀然るべからずとの存いへども大腹  
 の二木のさゆゆる所にあらず心外の至に依て内より進い此御城の元來秀頼公の御城な  
 れども秀頼公御幼年の間内府公御預りにあり今度會津津表御進發により各中もかりに御留守  
 居命せられし事にて内府様御持城とすに之なくいへば各中も秀頼公の御使へ明渡されい  
 ども各の越度無念にもなるまじくい早し御城を以明渡され關東へ下向し内府公御馬前にて  
 何程も御奉公勤られて尤に以彌御同心に於ての勢州表渡海途の間り拙者家老共俸を人質に  
 廻らすべくいとの口狀あり鳥居承はり思召寄仰下されい御口狀 忝る承りい然共先頃  
 内府關東へ下向の砌堅固に留守仕るべくとす渡されいへば内府より明渡し以備す越いゆ  
 格別各方より御内意を以明渡し事り決て罷成すさすい御心まかせに御人數御差向なさるべ

くは彦右衛門白髮首引出物に進らすべくい其節城も御引取下さるべし扱又右衛門殿内府へ  
 御如在る御内意仰越されいどの御詞彦右衛門一圓其意を得ずい内府今以て御如在るまきに  
 於てい大坂方より當城を明渡しすべく越い其城を枕に討死然るべもとこそ仰下さるべき  
 を明渡しへとの御内意右衛門殿に不似合の御詞と覺へい此の旨能々演進願入いとして半平  
 を歸す増田長盛此返答を聞て大に感心せしが其頃増田が所領郡山を預置し城代渡邊印齋と  
 いへる小田原陣の頃中村式部少輔家人にて參りし渡邊勘兵衛之印齋折節増田が側は  
 出居しかば長盛印齋に向ひ先程より是にて承りい餘り感心仕落涙仕いども長盛もさればの  
 事にいあの様なる武士をむざむざしく失ふとの情なき事なりと願りに涙に咽びたり印齋鳥  
 居が詞を感ずる程ありて關東一戦の後郡山城引渡しの時 謝き舉動して世に譽をあらひし  
 たり以上の説印齋が直話を以て天元實記にのする所増田も此趣にてい心ある人に見へ  
 たり原書に石田が使をもつて内府公御事をさまゝ惡口してす送小鳥居城をねたすまじ  
 と返答す石田其詞を惡て伏見をせめいといふ誤り(鳥居手切の返答して増田を恥かじめ  
 せ上の大坂よりやがて當城を攻んと諸將を差向んり必定なり城の廣し軍勢の少し近國より

後詰は頼ん味方になし迎も必死の籠城なり互ひも助合すして虎口切に討死すべし然れば今生の離別と互ひに盃取かひも忠義にこりたる武士が義理を立ぬく心の中哀にける有様之近江の御領所代官岩間兵庫深尾清十郎兩人甲賀忍の者五六十人引つれ來り籠城せんと頼ける宇治の茶師上林竹庵も数年の御恩を忘れかねどもに籠城せんとて來る彦右衛門見て其方の町人の事討死せずとも恥にあらざり又我も身に取ての城中あまりに無勢にて町人までも引入て籠城せしめしといはれんも残念あり急ぎ宇治へ歸るべしと教訓すれども竹菴中も聞えず我身こそ今町人に落たれども心迄町人あらんや各強て追出し給ひ是にて腹切べしと面色變て憤れば鳥居今の力あく心にまうせよとて城内へ留置けりかゝる所へ佐野肥後守政信も籠城の人数に加へ給へれとて來る内藤彌次右衛門家長見て貴殿の大坂西丸の御留守居あれば大坂に於て兎も角もなるべき身が大坂を逃出て我も同じく籠城せんとすさるゝ條更に心得られすと云佐野聞て宜ふ所尤も我も大坂にて奉行共より西丸を明渡しすべしとす來りし時其使者の首を刎ね御殿へ火をうけ切腹すべしとの存じたれども御側近く召使れは大勢の女房連を助んため西丸を奉行中へ渡し女房連をば夫々よるべの方へ送りし

けり大坂西丸を奉行の爲に退出され當城へ來れば各方に嫌れ何の面目有てう再度内府公へ拜謁すべき敵寄來らば一番に討死せんと思ひ切ていと云内藤の更へ鳥居始め御留守居四人とも大に感じ幸ひ名護屋丸無人あれば其方守るべしとの事にて肥後守の名護屋丸を請取けるが其後又松丸へぞうつりける其頃迄も若狭少將勝俊の西丸に有けるが鳥居が方より使を立て御舍弟金吾中納言殿大坂方へ一味にて當城討手の大將として向ひせ給ふよし聞ゆれば少將殿當城にありさん事人疑を生ずる端とも成なんうと存ずれば御出城下さるべしとす送る勝俊兼て内府公御味方にて籠城せばやと思ひけれども秀頼を見放すもいかにやと思慮し京都へ登り政所の館を守護せんと伏見城を出て京都へ赴かる去程に城内の油断なく評定して持口を走む本丸の鳥居彦右衛門西丸の内藤彌次右衛門大手曲輪の松平主殿助名護屋丸の松平五左衛門松の丸の佐野肥後守江州代官岩間兵庫頭深尾清十郎上林竹菴迄籠りて城兵おつかに二千餘人必死に覺悟して城を守る爰に金吾中納言秀秋の若狭少將の弟兼て石田三成に遺恨あり秀秋の家老平岡石見頼勝の黒田如水縁者之如水の無二の關東方おれば秀秋筑前を出陣豊前の小倉より出船せんとせられし所へ如水より使者を石見に送る

中納言殿凶徒の奸計に陥り家國を失ひ給へざる様は其方謀て計らふべき事の事なれば石見  
 備と同意の返答す如水ハ中津より關東へ使を立て其旨上たり秀秋ハ大坂に著て京都へ參  
 り政所の御館へ至り今度三成諸大名をたぶらうと秀秋の仰と偽り私の宿意を遂んが奸計  
 を巧む秀秋ハ内府の恩蒙りし事あれば關東一味の志に決せる所大坂の奉行等我等をも伏見  
 城攻に加んとすといふされしうハ政所聞給ひ一段尤もなる志あり乍去只今敵の色を立ん事ハ  
 然るべからず大坂奉行等がやにまうせ伏見城攻にむかはるべし彼城にハ兄弟將も籠る事な  
 れば我等伏見に至り兄弟敵となつて弓矢に及ぶ事然るべからず君の爲にも不忠といひ我  
 扱ひとして城中へ入て輝元秀家をもすうし和睦を取結ふべし我ハ秀頼の爲にハ嫡母之我城  
 中に入んに大坂の兵共秀頼の命ごとて城を攻ん事ハなふべからず我和睦を扱ひ日數ふる  
 間にハ内府も必定上坂せらるべければ其時本意の如く内府の味方せられよとありけるは秀  
 秋も大に悦び大坂へ立歸る然るよ少將勝俊ハいひ甲斐なく伏見の城を遁れ出ければ政所の  
 ゆゑしき計策もむさしくなり政所も怒り給ふ又秀秋もあまり本意なく思ひければ鳥居内  
 藤が方へ使を遣はし我年頃内府の懇情忘れがたければ各と共に籠城すべし我手勢八千引具

して其城へ入らば人數に不足あるべし其間にハ内府も上洛せらるべしとすければ鳥居  
 ハ先日鶴津も左様に申越れしかど不審に存ずる子細有て同様仕らすいよく内府へ對せ  
 られ御如在なくハ内府上洛を待給ひ仰通られ下さるべし此城のとても持ことふる事叶はぬ  
 ば我々の城を枕に討死し主人への義を立いのみに唯今我々と同じく籠城仕給ひ御討死あ  
 らんまうの後日に内府ため御志をつくと下さるゝこそ願ひしけれ今城中へ入奉る事ハ決し  
 てかなはずいと返答しければ秀秋もせん方なく寄手の人數へ加けり是鳥居内藤等の秀秋  
 の心中疑ひしと思ひかく迄手強く返答せし成べし(基業天元實記)

依見落城の事

七月十五日の早天(家忠日記にハ十八日天元實記基業安民記皆十五日とす)宇喜多中納言秀  
 家惣大將にて大坂を進發す物勢ハ三万九千餘伏見に著陣し攻口の手配し東方よりの宇喜多  
 秀家長東次藏大輔政家其外大坂弓鉄砲の物頭十四人西方よりの鶴津兵庫頭義弘又八郎忠  
 恒同中務大輔豐久鍋嶋信濃守勝茂北方の野村肥後守父子松浦伊豫守父子乾方の毛利石田が  
 人數三成が佐和山へ歸る時變じ置たる高野越中守太山伯耆等良方の金吾中納言秀秋垣見和



泉守熊谷内藏允毛利登岐守宇喜多河内守之其外九州の聲共震霞の如くむらがり関の聲山川  
 を震動し稻麻竹葦の如く只一時に乘取んと汗水にあり攻うこむされども鳥居彦右衛門内藤  
 彌次右衛門松平主殿助松平五左衛門孰も三河以來武功場敷の剛の者必死の覺悟にて籠城せ  
 し事故大軍に攻めこまれても少しも屈せず多門矢倉渡練堀矢狭間の陰より弓鉄炮射出し打  
 出し矢玉雨霰の如く飛せば寄手の手負死人の山の如く城のいつ落べしとも見へず寄手の大  
 に攻めくみ十日餘りの日敷を費し火箭大筒を打掛晝夜を分ず攻けれども城中よりわたりたる跡  
 見えず或日大手を守りし松平家忠の鍋嶋が後陣と先手入替る時節を見門を開て突て出石田  
 勢の高野太田の二千餘人横合に突掛るを見て家忠輕く人数を引まどめ引返す寄手是を見て  
 付入にせんと追懸しが堀際に配り置たる鉄炮を嚴しく打掛しうが鍋嶋石田人数進み得ずし  
 て引返す石田が家人瀧美孫左衛門大石將監松田六右衛門よく働く三人どもに首級を得たり  
 寄手の兼て城内小勢と知りたれば行懸りに此城を乗取て直に美濃尾張まで發行せんと思  
 ひの外城堅固よして急に攻拔事あたはず其内にも關東勢攻よせばいかにせんと謀將心を  
 悩しける所に長東政治家計を案じ出し手勢の中に浮具藤助とて甲賀の者ありしうが此者へ秘

計を授け松丸は籠りたる甲賀者の中に山口宗助永原十内兩人へ矢文を遣りして其方共中合  
 回忠して城内へ火を放ち内應し寄手を引入ば秀頼公より莫大の恩賞あるべし此事同意せざ  
 るよ於ては故郷に残しあき妻子眷族悉く疎に行けるべしと申させければ此者ども大は驚  
 き甲賀者四十餘人申合明夜亥子の刻城内に火の手を揚て内應すべしと返答す是より先鳥居  
 彦右衛門の家人濱嶋無手右衛門を關東へ飛脚とし大坂の大軍伏見を攻めこむよし津進せし  
 む扱長東政治家の山口永原が返書を得て大は悦び惣大將秀家へ告て諸手へ下知し惣攻の用意  
 して待所七月廿九日夜子刻城内松丸を始其外所より出火せしうが城兵の思ひも寄らぬ事  
 にて大に狼狽す寄手のいよく勇み進み一同に城中へ亂入せんとす嶋津一手の軍勢の極樂  
 橋より本丸に攻入んとする故鳥居が從士五十餘人門を開て突て出る嶋津勢の思ひの外に突  
 立られ立足もなく崩れしうが城兵又引取て門を立るされども寄手の内通の者あるを頼めば  
 ますく鉄炮をつるべ打開の聲を發し諸方一同に攻立る城兵の内通の者有との知らず唯力  
 を盡し防戦す松丸を守りし城兵の内より甲賀の者所々に火を放つて裏切し外より寄手  
 大勢にて亂入すれば防兼て岩間兵庫上林竹菴も耐死し深尾清十郎生取られ佐野肥後守の大

筒を放つて防し少大筒裂て焚死す夜明れば八月朔日名護屋丸を守りし松平五左衛門近正の  
 手勢を下知し亂入する敵をふせき其身も鎧を提て中門の前に立働きて處へ金吾中納言の家  
 入比奈津角助馳來り鎧を合せ田嶋勘右衛門うけ來り聲をうけ角助遂に鎧つけて近正が首を  
 取る依て比奈津田嶋相討に定り口かくて松丸名護屋丸の破れたり三丸を守りたる松平家忠  
 なども防戦うなふまじと覺へければ自身鎧をふるつて突て出嶋津が大勢を三度まで突退  
 えされども寄手のいやが上に重り城兵の助る味方もなければ家忠嶋津從兵別所下野といふ  
 者の爲に弓手の脇を突れ猶も大勢の敵を突倒し力を盡し勇戦し生年四十六歳家子郎等八十  
 五人同じ枕に討死す家忠が祖父大炊助好景の永祿四年四月十五日三河國長良にて討死し父  
 主殿助伊忠の天正三年五月廿一日同國齋草の戦に討死す今の家忠此八月朔日當城に討死す  
 三代打つべき君の爲國の爲討死を遂るためし少き事ありけり家忠が首を別所下野あけは  
 ける西丸を守りし内藤彌次右衛門家長の少年より射藝の妙を得たりしうべ西丸の門を押開  
 き寄手若干射倒したりされども敵の次第に門内に充滿しければ家長屬兵安藤治右衛門に向  
 ひ我の敵近寄らざる間に腹切べしと悴小一郎を頼ぞといひ捨て鏡搦堂へ兼て燒草を積置しに

火をうけ其中に入て自殺す三男小一郎元長生年十六歳寄手の先鋒垣見和泉守と激烈戦て十  
 少所餘創を蒙りしうべ引返し父と同じく自害せんと來て見れば鎧搦堂より火うりしうべ甲  
 冑を脱て乘腹搦切て猛火の中へ飛入たるの健氣にも又哀なる最期を是を見て所屬の勇士安  
 藤治右衛門松井茂兵衛長谷川吉左衛門原田三九郎精屋作十郎同十三郎天岡孫太郎豆海兵藏  
 河村金助渡邊加兵衛福尾三藏中嶋三郎兵衛等都合十六人一足被引す本丸の此時迄も鳥居彦  
 右衛門堅固に城がため城裏より鉄砲激しく打掛しうべ金吾の勢衰にて大に死傷せり秀秋の  
 侍大將松野主馬秀秋に告て火矢を多く放させければ此火太鼓櫓に燃付城兵加藤九郎右衛門  
 櫓に登り此火を消させんとせしむ其身火矢にあたり乾堀へ墜墜し討死すかくて本丸の御殿  
 の邊に燃上り鳥居が手の者彦右衛門が働や來り今の防戦極難て見れば早御自害然るべし  
 いとす彦右衛門聞て我味方を原にて足化流を築か行歩心にあつたをいふとも汝等が必死  
 の戦を見て黄泉の思ひ出にせんとも本丸の門開かせ二百餘人の手の者を下知し諸方より込入  
 敵七八度さぐりかたて一時餘り苦戦せしに杉浦河内鈴木左衛門鳥居權平鳥居喜大夫大津半  
 兵衛等の勇士共も残りなく討死し元忠も戦ひ疲れ長刀を杖とし石段に腰を掛て休息し居た

りし時野村肥後守風兵紀州雜賀の者雜賀孫一郎(初め鈴木孫三郎といふ別人とぞるの誤あり)馳來て鎗取直を見て元忠我の雷城の大將島居彦右衛門あるを首取て高名にせよといへば孫一郎聞て扱ひ我等式御手向ひ仕らん事勿躰なく御自害遊さば御介錯や上て御印をば賜ひるべしといふに元忠莞爾と打笑ひ汝や所天晴神妙なり首の汝に取らざるをてて廣縁に飛上り肌着の上より脇差を突立てば孫一郎首討て提て寄手の陣所へ引返す跡の本丸頼りに火燃へ上れば寄手も皆引取たり秀家の元忠家忠近正が首共を大坂へ送り輝元長盛實檢して京橋に梟首せり其時佐野屋四郎右衛門といふ京の町人兼て元忠が恩賜りたる者としが元忠が首を奪ひ智恵院に葬送し菩提の爲め一寺を建立し龍見院と號したり元忠の今年六十二歳消流院側室長源と法諱せり凡伏見城七月十五日攻かこみ八月朔日に落城す此元忠が妻の武田が家の馬場美濃守氏勝が女成りしが伏見龍城のよし聞き城の圖を見て松丸に横矢かゝり難し恐らくは此丸より落城すべしとすける果して其詞の如くさるものゝ女と聞人舌をふるひしとぞ(天元實記基業)

細川内室貞烈付黒田池田加藤有馬内室の事

七月十七日未刻大坂の奉行等下知して弓鉄炮の物頭同心五百人引連れて細川越中守忠興が大坂の屋鋪を取圍む其故いかにとされば其頃諸大名の人質として妻子のみを大坂の屋鋪に差置ければ此節もし盜と取て領國へつれ歸る事も有べきりと毛利輝元増田長東の奉行心を惱まし所と口々に番兵を激しく立置て晝夜となく警衛させける内府公に隨ひ關東に下向せし輩の妻子の別して大坂本丸へ取入置て然るべしと評議一決し先細川が屋鋪留守居共へ其旨奉行中より送りける細川家留守居小笠原正齋河喜多石見稻富伊賀承はりたどひ奉行中下知なりとも殿の仰もあきに卒忽に奥方を城中へ渡す可からずとも奉行中憤り不慮の事もあらば奥方を刺殺し我々自殺するより外のあるまじと評定する間に忠興の内室の三人の留守居を呼寄てみづから女の身世の道理々々らしき事の知らされ共各にも知る如くわらはが父の明智日向守光秀とて君を戮せし天地の大罪人其時殿のわらはに宣ひしは吾夫婦の中むつまじく此年頃翠帳紅圍の契り淺うらずといへども逆臣の縁にむすばふれん事武士の義に背けは心ならずも離別するなり去あがら光秀一門亡ぶる後の又むうへ取る事もありあんとてわらひも武士の義といはるゝに返す詞もあく其儘家を出去りしがほどあく光秀天誅

のがれがたぐ一門一類永く回ひみづから煙霧の助なき身とあり後今再び進へばさるるれ備  
 若の契深き中との成ぬるこかく武士の義強を守り給ふ殿と且内府とて味山今度會津へ御下  
 向ありしに上方凶徒蜂起すとも内府をすて、京勢は荷擔し給ひん事有べくら然らばみづ  
 から城内へ取籠られ殿の御志も立難し奉行等討手を差向ひ夫を一期に覺悟すべし各にも  
 其心して有べきよし渡さる正齋涙を流し御志至極して感入しかく思召切給ふ上の某共  
 へ御任せ置せ給へと答てどかく主人許あくて、奥方屋鋪外へ出べうらすど切たる上の我  
 等式も余義なく押ても参らせ難しと返答す奉行等の一兩日過て猶も奥方を渡すべしとて使  
 じ内室の城内より人数を差向屋鋪を取らこみしと聞泣叫ぶ女畫部を制し留守居どもを呼  
 て少しも取亂したる氣色もあく兼て思ひ設けし所おれば少しも驚くべきにあらざ然しなぐ  
 ら秀頼公へたのし無禮の舉動すべうらす侍共を制し大坂の人数に矢一筋も放つべうらす今  
 以時至れり正齋介錯せよといひあがら守刀を抜放し帷子どらに胸のわたうへ突立る正齋流  
 石に内室の側近く寄らん事無禮とや思ひけん傍へ掛置たる長刀を取て次の間より咽を差  
 通し我も御供仕るべしと高聲に呼ひ腹を切る河喜多石見の屋鋪内こゝかしこ火をかけて

金澤助次郎と共に切腹す石見が若黨田邊六左衛門二人を介錯し其身も其所を去らず腹切て  
 死す稻富伊賀の内室の自害を見て中の間より取て返し裏門より遁出て行方知らず成にけり  
 後に細川忠興稻富が此時の舉動を憤つて首刎べしと申しけるを薩摩守忠吉卿伊賀の鉄炮の  
 妙手なるをあしき給ひ細川家へ所望し給ひ入道させ一夢と號し召つうのれて尾州に有しと  
 ぞ細川の内室を無理に城へ取入んとせし處うく不慮の事に及びしうは大坂の奉行大に恐れ  
 諸大名の妻子をあなごちに人質とせんとして銘かゝる事及ばし却て怨を含めて味方も敵  
 に成るべし先づゆるがせになし置にまうじとて其後の急に人質として城内へ取籠る評議の  
 延引せりぞぞ(原書に石田より便を送り石田が勢を以て細川家を取らこむ其時夫人の十  
 歳の女子八歳の男子を刺殺し其身自害し家入共切て出て石田が勢を追散らして後狭死すど  
 いふ妄説之基業に輪せり)爰に黒田家の留守居栗山四郎右衛門毛利太兵衛宮崎助七等の細  
 川家の勢を聞て大に驚き如水公甲斐守殿の殊更内府御腹心の御味方とわれ知らざる者  
 もきし兩公の奥方連を大坂へとられてい力あし早う中津へ市を参らすべしと河内を極めた

り其頃黒田家へ用を勤る天満の材木屋小左衛門といへる市人あがら志の者故ひそりに先  
 小左衛門が家迄付そひて落したり小左衛門奥の間の板敷をくぼめて畳を敷市中物騒しき時  
 の二人の内室を床の下へ隠し置たり其後果して城内物頭雑兵六七百人黒田の屋鋪に來り如  
 水長政の兩奥方の子細かく屋鋪に居らるゝやと問ふ留守居出て物頭に對面し無事に罷在し  
 とすて返しけるが其後又奉行より兩内室を見知りたる者を遣ひし見届けさせんといへば栗  
 山四郎右衛門計らひ兩内室によく似たる女房二人を設置城より來りたる女使を三の間の物  
 うげよりうぐいせければ内室に出立たる兩女房奥深く物語して居たるを遠くより遙にか  
 ひまみいうさままがふべくもなしと見て女使の立歸る是にて一先安堵すといへども福嶋下  
 木津川傳法の三股に四十六挺立の早船をつなぎ弓鉄砲を飾り百餘人にて舟の往來を改め  
 ける故中津へ出船する便を得ず然る處細川家の内室自害せられ屋鋪に火の手あがるを見  
 て番船共六に驚き土佐堀より陸へ上る此隙を見て毛利太兵衛兩内室を小左衛門が宅より出  
 し市中の女共田舎へ下る跡にして内室も侍女二人も歩行よて福嶋堤を十六町計り下る太兵  
 衛の究竟の侍十四人を具し五六町跡に下りも内室を奪ひんとする者あらば駈付切死にす

へしと覺悟す時に船頭梶原太左衛門早御船に召し得と小早船をこぎ寄せたり太兵衛はくら  
 ひ主從船に取乘て程あく川に押出す川口の勤番菅右衛門八は太兵衛と知人なれば對面し手  
 の者をして船中を改めんといふ太兵衛聞て船中を改給ふ若此船中に如水父子の人質を隠  
 し置やどの事なるべし然らば其元御苦勞さから自身船中へ來り見給ふべしといへば右衛門  
 入の心ありけるにやあらしくと見廻り仔細なしと打笑て番所へ歸る太兵衛主從騎の口を出  
 し心地して川口へ乗出す折ふし思ふ方の風さへ吹て五六日の間は豊前中津へ着船せり大坂  
 屋鋪に栗山四郎左衛門も跡より大坂を忍び出播州路へ下り飾磨津より舟に乗て中津へ歸  
 れば如水甚留守居共の舉動を感稱せり其後四宮市兵衛壹人大坂屋鋪に残り居て或日訴出け  
 るの昨夜如水長政兩人の奥方并留守居の者悉く逐電して行衛をしらずとの事故奉行よりも  
 種々穿鑿せしうと詮方なく兩人共息りをいましめける四宮も早と屋鋪を立退て中津へ下り  
 ぬ池田三左衛門輝政の夫人の神君の姫君にて是も大坂の屋鋪にわたらせ給ふ山口左馬允家  
 盛の池田家の縁者なりしうば彼家留守居共と内談し三左衛門が奥方春より癩癩の症あれば  
 保養のため野山逍遙遊興然るべしと醫師共により兩人の男子の屋鋪に留置奥方に某が

采地攝州三田へ遣ひし遊山いたさせ度よし増田長盛へひたすら請しうば増田も餘義なく思ひ輝元へ相談し然らば奥方の左馬允に預け子息の大坂に留置べしと有により左馬允留守居共内議し兩人の幼息をも夫人とおおしく乗物にのせて三田へ遣ひし其旨内へ飛脚を以て關東へ上ければ左馬允志を厚く感せられ仰けるとぞ其後奉行より大坂の諸大名の妻悉く本丸へ入るべしと申渡けるに左馬允妻の勝入の女にて輝政の妹なり此妻力最衆にこへ万事あらくしければ左馬允常にもつまじくもあらざりしとぞ此時妻に奉行の命あれば本丸へ参るべしと申ければ妻大に憤り武士の人質として妻子を出せぬつらしうらぬ事ながら御身最愛の妾と子をば先日輝政の奥方は付て領地へ落しみつうらをば敵の餌にうんとすされ夫婦の情ならんや愛妾愛子を呼返し城へ入給へみつうらの仰に従ふまじ其義ありずとならば刺進へて死べしと勝人より傳へし守刀を持て左馬允が兩手をどらへ動かし得ず左馬允大に恐れ全く我が誤とぞ千謝方謝して漸く心解しが其妻の侍女二三人召連傳馬に乗り兄輝政が家に歸り尼と成りて天久院と號しける其後強盜數十人押入ける事有しに此尼の長刀を以て三人迄難倒しければ強盜共の大に恐れ逃去しとぞ加藤主計頭清正の内室を國

に落さんとして留守居大木土佐船奉行梶川助兵衛と相談し助兵衛病氣と稱し傳法口の宅より乗物にて左右の戸を開き綿帽子をかぶり夜着を後に打つけ番所の前を通る番人は是を答るに加藤主計頭が家人の病中ながら押して屋鋪に往來する由告て日を重ねかくの如くも往來すれば番人も梶川を見知て例の病人あらば苦うらざとて通しけり廿日計り過て大木梶川密にばかり内室を被乗物にのせ夜着を打懸梶川ののれも其乗物に乗て常のさまに見せて屋しきを出る大木土佐の見へ隠れに傳法口迄跡より見送り來りしうらども番人見答る者なければ難なく番所を通り過ぎ今宵の梶川が宅にて夜を明し曉に船のせし船中大なる水桶は底を入れ水を湛へ下に内室を隠し置川口へ乗出しける時船番所にて改けれども見知られず十日餘にて肥後國へ参着す大木土佐の跡より船ののり肥後に歸りしかば清正大木梶川が舉動を感じて重く恩賞を行ひけるとぞ加藤左馬助嘉明が内室をも豫州松崎へ落さんと松崎城にて加藤内記佃次郎兵衛黒田九兵衛等評議して佃次郎兵衛川村權七兩人船に乗て攝州尼ヶ崎まで上りけるが大坂川口の番船嚴しく其上大坂より豫州へ入敷差向ちるゝとの風説も聞へければ佃次郎兵衛の豫州を大に危ぶみ川村を一人残して豫州へ歸る權七尼崎の漁夫をた

のみ船底に隠れて川口を乗込やうく屋鋪に至り内室に對面しけるに内室みづうらひ女の  
 事心一に万事辨へがたし幸ひ汝上りたれば兎も角も宜しく計ふべしとすさる權七承はり  
 御國元にても御家老たどへ奉行中より差出し様や掛らるゝとも唯此御屋鋪を出しまいらせ  
 ず關東よりの御下知を待べしとくれくや付ひ之若奉行より人數を差向御屋鋪を取まくと  
 も某かくていん程のかまへて御心を惱さるべうらず叶ぬ時御自害をすゝめ某も腹切  
 て冥途の御供すべしといひ夫より權七下知し屋鋪の中に井樓を揚大筒を仕掛其外所に柵  
 をふり堀をかけ夜廻り張番息りなく用意して守りける有馬之番頭豐氏の内室の松平源七郎  
 康直の女にて母の神君の御妹君なり此夏有馬の家に入興せられいまだ廿にもたらざる頃な  
 りしがきりめて聰明にあつしけり留守居の者共相談し老練の船子等とはうり魚積をする船  
 の底に隠し乗せて落しまいらせんとて其事を告げれば内室聞れ留守居の面々相談せし上り  
 卒忽の事のあるまじけれども立藩頭殿の御所領遠江の横須賀迄の遙くの道なれば中々下り  
 難るべし法印の御領播磨の三木迄の程近き如しといへども是も敵中あれば身を隠すべき  
 處にあらずさればまじいに大坂を逃出て程なく敵の手は渡り見苦しき事にもわらば身の

後迄も眠るらん唯此屋鋪を出ずして奉行中より有りとも難く辭退して門外へ出べうらず夫  
 ども是非に參れどわらば自害すべしと有ければ留守居吉田掃部梶村助太夫坪池和泉徳川家  
 より付置れし古川新八康直よりの付人内藤半右衛門局平原等迄も各返す詞もなく御道理哉  
 と感服しけり然るに細川家の内室貞烈のふるまひせし後の奉行等大に手懸して諸大名の妻  
 子人質城内へ取入べき沙汰も聞へず大坂城下も志づまりしうば坪池和泉の商人に姿をうへ  
 關東へ下る法印豐氏父子に謁し此趣をうたりければ年に似合ぬ新婦が膽畧男子も及ばぬ事  
 と感稱し世上にても聞傳へて響にけり(黒田池田兩加藤有馬夫人の事ハ原書にのまるとす  
 基業によりてこゝに加へる)

和州高取城攻の事

七月十八日大坂より毛利中納言輝元并奉行等の下知として松倉右近大夫横濱民部大輔高田  
 播磨守青木民部少輔其外増田右衛門尉少組頭高田遠江守宮城新太郎等軍勢二千餘騎大和國  
 高取の城へと發向す其故いふとなれば同國五條城主松倉豐後守父右近大夫の石田三成よ  
 り催促おれば大坂に至り奉行中の指圖を受て高取城へ使を馳て其旨を演達す抑此高取の城

主本多因幡守正武の會津御征伐の御供して關東へ下向したり留守居の家老等其使者に對面  
 したる所其口狀に因幡守が父太郎左衛門正定の太閤もどよりしめされたる者故殊更  
 御恩願厚く大和納言へ附られ其家の老職とあさる故に和州高取の城をも預給ふ處之然  
 れば正定が子と孫との末迄も豊臣家の御恩忘るべからず今度も大坂の御味方せん勿論あ  
 りもしも世の權勢につきて上意違背し御敵の色を顯はすに於ては討手を差向征伐跡をめぐ  
 らす可らずと遣はす留守居の者如何せんと評議もいまだ決せざる所へ大坂の人数は城近  
 くあつめ返答異議に及ひ踏潰さんとひしめきたり城に正武の甥本多半右衛門正廣并  
 家老どもより使者を出し因幡守の秀頼公の仰のよし承り會津征伐の人数に加はり關東へ下  
 向する所不慮に今度の仰を承り留守居の者共の西へ來りしんう東に赴しんう思慮に  
 及ばず畢竟因幡守方より飛脚も來らずしへ主人の心計りがたくし是非主人より一應の  
 下知を相待是より御返答の上へも先夫迄の御待下さるべしと慇懃に申送る寄手の聲を聞  
 てさらば異議に及ばざる證據のため誰ぞ一族の内登人を人質に差越へしと申送る其應對に  
 日數をふる間も寄手方に鳥合の衆盜者ども四方に散亂し民屋を追捕し城下の土屋鋪迄も

亂入し男女を追立て雜具を奪ひ掠む城中に是を憤り武士の道知らぬ奴原に順道の會釋入  
 べうらず折ふし城中の無勢ありといへども屈竟の要害あれば狼りに敵の侮を受べけんや  
 彼無類のあふれ者共を追散らし武士の道ある舉動をあらはすべしとひたすら籠城の色を顯  
 はしたる寄手の聲此跡を見てさればこそ油断すべきにあらざりけれ邊間もあく攻寄て唯一  
 もみに攻落さんと攻具を用意し押寄見れば此城地形もどより高く登四方についで山々皆岨  
 險あり近き所に取登るべき路もあく孤城巖壁は據て並なき要害力攻に及ぶまじと寄手攻  
 口をくつろげ甲賀の者共の中より名を得たる忍の者の上手を撰び出む夜中に城へ忍び入  
 落すべしと計りしう此者共用意して手々に火筒を度し夜に紛れ岩を傳ひ木の根を攀登  
 けり外へ城門近く忍入り城の中にもかねて忍の入事もあらんうと用意して鳴子を所を  
 きびしく張置ければ何やらん物音する様に驚き捜索せし程に山鳥の羽音して高くさけ飛  
 ければいよく不審をたてて猿火をわたし窺はせけるに何か知らず草木に音してあひた  
 いじければ城兵大にさへ忍こり入れたれ逃すなど叫び案内の知たりやぐて搜し出し悉く  
 擷取其甲一人の手足の指を切耳鼻を刮て還返す寄手是を見て腹にすへかぬ是程の小城い



なる要害にもせよ大軍に切所なしといふたどへあり一方より攻むこそあらめ四方一同に懸  
れやと竹把仕寄の手段もなく城下の上屋敷に火を掛て烟りにまうれて攻のぼる城上より籠  
を見れば蟻の賊も見分る程の高みさればすし寄手の怒にたへすして無理に城攻するを見へ  
たりとてつまりく弓鉄炮伏置大木大石を積設け間近くなる迄走らぬ跡にし安々引付て  
一度おはつと放ちかくれば坂中まで進み来りし寄手の軍勢鋭を傾けのぼらんとすれども前  
の懸壁重々として便わしく退うんとするに徑細くして自由ならぬは是の如何にとためらへ  
ば三方より弓鉄炮を雨の如く放し掛る今のせん方なく岩の陰にひれふして動もやらすひか  
へける城兵是に力を得弓鉄炮を捨て手々に磔を打て岩石を轉じ大木を倒し懸る程に寄手  
若干殺されたまゝ生残る者も疵を蒙り此後いついて攻る事もうあらず大坂へ引返す  
關東一取の後神君本多半右衛門少武略の程を聞召て御殿におつうりしとぞ

正校 三河後風土記卷第卅四 終

正校 三河後風土記卷第卅五

加賀井彌八郎の事

堀尾帶刀吉晴の先に越前より遠州濱松へ参りて神君へ拜謁せし所上方の形勢覺束あし其方  
越前へ歸り油斷あるべうらずと命ぜられ其後上方の逆徒等彌峰起すと聞えしうべ帶刀の  
急ぎ越前へ馳歸り府中城を守るべしと七月十八日濱松の城を發足す是より先に石田治部少  
輔三成の大谷刑部少輔吉隆が計策を用ひ關東へ秀頼公より御存問の上使と名付刺客を命じ  
其計を行へんとす爰に豊臣家旗下の土加賀井(一本加賀江)彌八郎重堅木村彌一右衛門秀望  
どのふ兩人を密に招き三成すけるの加賀井が父駿河守重宗先年織田信雄の一味にて濱州猪  
鼻の城を守りしう秀吉公に攻られ討死せしむ其方浪人せしう某推舉して召出され本領に  
有付しは全く某が力に又木村の其父伊勢守の明智光秀が家人なれば既に謀せらるべうりし  
む大政所の御ゆるりあれば某種とて守寄むるのみあらず先年は大謀をも賜りしに領内一  
揆の故を以て所領没入せられしう猶懸命の地を失ひぬの全く三成が取成を以てあり今度内  
麻關東下向により兩人秀頼公御使と稱し關東へ罷越透を見て刺違ひや尤大忠たるべし手

捕長く關東國の内恩賞廿万石の相違有べからずよしや内府を討事かなりよしと彼家股佐  
 の侍大將を討得ずば恩賞莫大なるべしとすければ兩人共某等を不肖なりとも捨給めず  
 かゝる仰を蒙る事誠に武門の面目之何様君のため國のため一命を抛て志を顯すべしと  
 返答す三成大に悦び刀を授け是の殿下より三成に賜りも切物之是を以て本望を達せらる  
 べしといひ本盛くみなりも其後秀頼公より内府へ御見廻の品時服以下を引渡す兩人いさ  
 んで旗用意し早く江戸へ参着し上使の由す入ければとも神君いふてかゝる振を受給らん  
 御所勞として兩人は御對面もあければ兩人力あくむなく立歸る木村のいそぎ三成に其様  
 子を告んと先に進み歸りたり加賀井のすこも跡にみかけふしも七月十八日三州山中といふ  
 坂にて堀尾帶刀より行逢ひしうへ加賀井偽て某事の上使として此程關東へまかぬが只  
 今歸り來り以上使の事なればいそぎ大坂へ参りて御返詞を上直に引返し關東へ下り内府  
 へ参りて一御奉公仕たぐひ某事のまだ内府公へ手よりもなくいへば貴殿の御手簡に  
 ても賜りて夫を以て内府公家老衆へ頼入度いとしやに帶刀は是加賀井が偽の謀との夢にも  
 知らず其許の志尤も水野和泉守忠重刈屋より出て池鯉鮒へ來り參會の約束あり忠重の

内府公縁者之某との別懸あり幸に同道して彼人と相談も致すべしといへば加賀井願ふ所  
 の幸とさらば御供すべしと此所より引返す翌十九日水野和泉守忠重の池鯉鮒の里正傳右衛  
 門が家に帶刀を請待し様にもてあす帶刀は加賀井を水野に引合せたがみの物詰に時を移  
 しやうやく夜及び加賀井の其席を立て從者を呼寄あのが乗馬を露路口に引出置べしと密  
 くと云ふくも又もとの席へ歸らんとす折節屏風のかげに横置たる膳部の器具をわらひと  
 倒るゝを聞く人立騒を合圖に加賀井彌八郎と立て只一刀に水野和泉守忠重を討果し其  
 儘堀尾帶刀吉晴は飛りゝる吉晴老剛の志たゝる者顔を切れながら加賀井を組伏て幅廣の脇  
 差を以て手の下に彌八郎を刺殺す水野が家人次間より此物音を聞付大勢座席へ來り見れば  
 和泉守と加賀井切倒されておるを見て吉晴が仕業と思ひ曾扱つれて吉晴に切てかゝる吉晴  
 心きゝたる老武者なれば態と燈火を踏消し傍ある大刀をぬいて大勢に打わひ手流四五ヶ所  
 負ながら加賀井が和泉守を切たれば帶刀が彌八郎を討留じなりうろたへ者卒忽すなど喚ひ  
 れども水野が家人等はにもかまはず堀尾を逃すまじとひとめく水野が家人鈴木與八郎の最  
 前帶刀が加賀井を組敷たる時に走付しうへ其有様を見たれば主人を討しは加賀井なる者卒

怒するなど諸傍輩を押留て制したり堀尾が家人奈良伊織といふ者町屋の裏より廻り此座鋪  
に入らんと来る帶刀のあらむひあがら路次の方へ引取人として堀際にて主従行合ひ大に悦  
び伊織の長刀持たる力士森關右衛門を呼て主人を肩にかけて此場を立のき乗物よのせける  
に帶刀のいうなる所存や有けん水野が城下刈屋へつれ行へしと下知しけれども家人共聞い  
れず其夜の岡崎に一宿し翌廿日に濱松へ歸りて手紙に治療を加へけり水野が家人とも刈  
屋へ引取ても兎角事實に不審ありしが加賀井が死骸を改見るに石田が醜狀を懐に仕  
たり人々是を見るに

今度内府爲ニ景勝退治有下ニ向于奥州ニ重望事偽て風彼手ニ親時節於ニ内府方  
可然大將一兩輩於令ニ誅戮者爲ニ忠賞領地可被宛行ニ旨秀頼公依仰屬証  
如件

慶長五庚子年六月二日

石田治部少輔三成判

加賀井彌八郎殿

此上石田が森討にて加賀井の刺客と成りて下りたるまされなし忠重を討し彌八郎よて

彌八郎を討果したるの堀尾ありと始て分明なりければ刈屋より追關東へ注進す(基業)

兩公江戸御進發付水戸御使の事

七月十九日に中納言殿(台徳公御事)會津御征伐として江戸御進發榊原式部大輔康政を先  
鋒として御先手總大將十三日より十五日迄追々に江戸と打立太田原邊迄着陣し御下知を待  
へしと兼て定らるゝ所をさて御供儀從の輩の結城三河守秀康卿松平下野守忠吉卿并備生藤  
三郎秀行菅沼忠七郎忠政并伊兵部少輔直政本多中務大輔忠勝松平下總守忠明石川玄蕃頭康  
長酒井右兵衛太夫忠世同宮内大輔家次同與七郎忠利西尾藤枝守吉次阿部善九郎正次松平内  
膳正家廣松平丹波守康長其外日根野徳太郎高吉藤右近太夫忠政小笠原兵部大輔秀政同左衛  
門佐忠脩皆川山城守廣照成田左衛門尉成忠佐野修理太夫政綱仙石越前守秀久岡部内膳正長  
盛北條美濃守氏規北條左衛門太夫氏藤又秀康卿旗下に多賀谷左近將水谷左京太夫勝後  
山川民部少輔朝信なり前後の軍勢都合六万九千三百餘騎先手の下野野野岡太田原佐久山  
(一本作山)に至れば後陣のいまだ古河粟橋幸手口にさへたり江戸御留守居本丸の松平因  
幡守康元與平九八郎家昌青山常陸介忠成内藤修理亮清成西丸の石川日向守家成町奉行の板

倉四郎右衛門勝重物頭加藤喜右衛門正次も與力十騎輕卒五十人引具して御城下町に見廻りて火災非常を警しめ代官伊奈熊藏忠政の宇都宮御陣にありて兵糧運送の事を沙汰すべしと命ぜらる廿一日に神君江戸御進發今夜は鳩谷に御止宿廿二日の岩槻に著給ふ城主高力河内守清長鑿し奉る廿三日は古河に著せ給ふ城主小笠原兵部大輔秀政御鷹を獻す今夜はのろに上方逆徒蜂起の聞へありしうごもいまださたりなる事未れがたし廿四日の野州小山に御着陣あり中納言殿に先達て宇都宮に御着陣ありしうご御待受として本多佐渡守正信をつらつら三河守秀康卿の御自身御待受として小山の御陣に参らせらる其時池鯉鮒の宿に於て堀尾帶刀が水野忠重を討たるよし諸方より注進神君にも聞召あたらき給ふ御前伺候の面々是を聞て全く堀尾が別心にて水野を討し者なるべし吉晴が子信濃守忠氏中納言殿御供にて宇都宮に罷在ひいそぎ先彼を召れ禁獄せられ嚴しく御察鑿有べくもやとすければ宇都宮へ其よし仰参らせらる此信濃守幼童の頃よりきりめて容顔するはしく中納言殿厚く御へりみを蒙り今年廿三歳數年の恩寵他に殊にまじくける信濃守性質直にして他事なく貞心を顯はし依て今度の事中納言殿聞召吉晴當家のため忠貞の心をつくす事世以て知る所更らに異心有へりらずよしや吉晴物にくるふてさるひが事あるまふにもせよ忠氏に限り吾其志を知る決して惡逆に組する者ならずかまへて卒忽の討らひ有べりらずと仰られしが難なく刈屋の水野が家人よから追々注進來り忠重を討し石田が刺客加賀井彌八郎が所爲なり其時吉晴加賀井を組伏則時に討取たる老功の早業有と並ぶる者有まじとて加賀井死骸の懷中より抜得たる石田が懸状までとへて獻じけるよぞ諸人疑一時に散じ神君にも中納言殿よく人を知らし召御思慮深き事聞じ仰せらる信濃守殊更中納言殿御恩厚を感じ落涙して謝じにける爰に水野和泉守忠重が長子六左衛門勝成御陣に御供して有けるが早く刈屋へ立越へ急に國務を沙汰すべしと命ぜられ刈屋の家老上田清兵衛鈴木次兵衛同久兵衛へも御書をお聞かれ勝成是を頂戴して急ぎ刈屋に赴きけり又常陸國水戸城主佐竹右京大夫義宣の會津もよき一番の大名討手の隨一にさられながら内實の上杉とも石田とも一味の事あれば更に出陣の様子もみへし緩よとしたる形勢に諸人不審とせられ重頼が島田治兵衛重次御使として仰下されしの上杉長勝國憲を應如し頼に頼國に據て叛逆をくだつ事により今度我等征伐せんことを諸大将も悉く其指揮に應じ皆當地に參陣とる所に佐竹父子の會津最寄の事

らに異心有へりらずよしや吉晴物にくるふてさるひが事あるまふにもせよ忠氏に限り吾其志を知る決して惡逆に組する者ならずかまへて卒忽の討らひ有べりらずと仰られしが難なく刈屋の水野が家人よから追々注進來り忠重を討し石田が刺客加賀井彌八郎が所爲なり其時吉晴加賀井を組伏則時に討取たる老功の早業有と並ぶる者有まじとて加賀井死骸の懷中より抜得たる石田が懸状までとへて獻じけるよぞ諸人疑一時に散じ神君にも中納言殿よく人を知らし召御思慮深き事聞じ仰せらる信濃守殊更中納言殿御恩厚を感じ落涙して謝じにける爰に水野和泉守忠重が長子六左衛門勝成御陣に御供して有けるが早く刈屋へ立越へ急に國務を沙汰すべしと命ぜられ刈屋の家老上田清兵衛鈴木次兵衛同久兵衛へも御書をお聞かれ勝成是を頂戴して急ぎ刈屋に赴きけり又常陸國水戸城主佐竹右京大夫義宣の會津もよき一番の大名討手の隨一にさられながら内實の上杉とも石田とも一味の事あれば更に出陣の様子もみへし緩よとしたる形勢に諸人不審とせられ重頼が島田治兵衛重次御使として仰下されしの上杉長勝國憲を應如し頼に頼國に據て叛逆をくだつ事により今度我等征伐せんことを諸大将も悉く其指揮に應じ皆當地に參陣とる所に佐竹父子の會津最寄の事